流域名	包括区域
檜山地区	北海道の区域のうち、檜山郡一円、爾志郡一円、奥尻郡一円、瀬棚郡一円、久遠郡
	一円及び二海郡八雲町(熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊
	川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石畳岩町、
	熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町に限る。)
尻別川	北海道の区域のうち、島牧郡一円、寿都郡一円、磯谷郡一円、虻田郡ニセコ町、同
	郡真狩村、同郡留寿都村、同郡喜茂別町、同郡京極町及び同郡倶知安町
鵡川	北海道の区域のうち、勇払郡むかわ町及び同郡占冠村
沙流川	北海道の区域のうち、沙流郡一円及び新冠郡一円
石狩川	北海道の区域のうち、札幌市、旭川市、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、江別
	市、赤平市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、恵庭
	市、北広島市、石狩市(厚田区及び浜益区を除く。)、石狩郡一円、夕張郡一円、空知
	郡一円、樺戸郡一円、雨竜郡一円、上川郡鷹栖町、同郡東神楽町、同郡当麻町、同郡
	比布町、同郡愛別町、同郡上川町、同郡東川町及び同郡美瑛町
留萌地区	北海道の区域のうち、留萌市、増毛郡一円、留萌郡一円、苫前郡一円及び天塩郡遠
	別町
天塩川	北海道の区域のうち、士別市、名寄市、上川郡和寒町、同郡剣淵町、同郡下川町、
	中川郡美深町、同郡音威子府村、同郡中川町、天塩郡天塩町及び同郡幌延町
十勝川	北海道の区域のうち、帯広市、河東郡一円、上川郡新得町、同郡清水町、河西郡一
	円、中川郡幕別町(忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日
	和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、
	思類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩成を除く。)、同郡池
	田町、同郡豊頃町、同郡本別町、足寄郡一円及び十勝郡一円
釧路川	北海道の区域のうち、釧路市(阿寒町旭町一丁目から阿寒町旭町三丁目まで、阿寒
	町仲町一丁目、阿寒町仲町二丁目、阿寒町富士見一丁目から阿寒町富士見三丁目まで、
	阿寒町中央一丁目から阿寒町中央四丁目まで、阿寒町新町一丁目、阿寒町新町二丁目、
	阿寒町北町一丁目から阿寒町北町三丁目まで、阿寒町北新町一丁目から阿寒町北新町
	三丁目まで、阿寒町阿寒湖温泉一丁目から阿寒町阿寒湖温泉六丁目まで、阿寒町飽別、
	阿寒町飽別原野基線、阿寒町飽別原野東一線、阿寒町ウエンベツ、阿寒町オトンベツ、
	阿寒町オリヨマップ、阿寒町オンネナイ、阿寒町オンネナイ原野、阿寒町サイヤナイ、
	阿寒町シアンヌ、阿寒町舌辛、阿寒町舌辛原野十線から阿寒町舌辛原野二十六線まで、
	阿寒町舌辛原野甲二十二線、阿寒町舌辛原野甲二十三線、阿寒町舌辛原野十七線新か
	ら阿寒町舌辛原野二十二線新まで、阿寒町舌辛原野二十線号外から阿寒町舌辛原野二
	十二線号外まで、阿寒町舌辛原野二十線北から阿寒町舌辛原野二十三線北まで、阿寒
	町舌辛原野増区画二十線、阿寒町舌辛原野増区画二十一線、阿寒町下徹別市街、阿寒
	町シュリコマベツ、阿寒町シュンクシタカラ、阿寒町チクショベツ、阿寒町ツチャッ

	プ、阿寒町徹別、阿寒町徹別原野、阿寒町徹別原野二十五線から阿寒町徹別原野五十
	 九線まで、阿寒町徹別市街地本通一丁目から阿寒町徹別市街地本通三丁目まで、阿寒
	 町中徹別、阿寒町ニニシベツ、阿寒町ニニシベツ原野十六線から阿寒町ニニシベツ原
	野十九線まで、阿寒町ニニシベツ原野二十一線から阿寒町ニニシベツ原野四十四線ま
	で、阿寒町ニニシベツ原野四十六線、阿寒町ニニシベツ原野四十七線、阿寒町ニニシ
	ベツ原野、阿寒町フプシュナイ、阿寒町ペンケナイ、阿寒町雄別、阿寒町ユッパナイ、
	 阿寒町ルベシベ、阿寒町ワッカタンネナイ、阿寒町オクルシュベ、音別町、音別町音
	別、音別町音別原野基線、音別町音別原野北一線、音別町音別原野第二基線、音別町
	音別原野西一線から音別町音別原野西五線まで、音別町音別原野東一線から音別町音
	別原野東三線まで、音別町上音別、音別町カラマンベツ、音別町サトンベツ、音別町
	尺別、音別町尺別原野、音別町尺別原野基線、音別町尺別原野西一線、音別町尺別原
	野東一線、音別町尺別原野東二線、音別町タンネナイ、音別町チャンベツ、音別町チ
	ャンベツ右岸、音別町直別、音別町直別裏通、音別町直別停車場通、音別町直別仲通、
	音別町直別原野基線、音別町直別原野西一線、音別町直別原野東一線から音別町直別
	原野東四線まで、音別町シベツ川右岸、音別町中音別、音別町波若、音別町ヌプキベ
	ツ、音別町ヌプキベツ原野基線、音別町ヌプキベツ原野西一線、音別町ヌプキベツ原
	野西二線、音別町馬主来、音別町馬主来原野、音別町ホロオンベツ、音別町ムリ、音
	別町ムリ原野基線、音別町ムリ原野第二基線、音別町ムリ原野西一線、音別町川東一
	丁目、音別町川東二丁目、音別町あけぼの一丁目、音別町あけぼの二丁目、音別町朝
	日一丁目から音別町朝日三丁目まで、音別町海光一丁目から音別町海光三丁目まで、
	音別町共栄一丁目、音別町共栄二丁目、音別町中園一丁目、音別町中園二丁目、音別
	町風連一丁目、音別町緑町一丁目、音別町緑町二丁目、音別町本町一丁目から音別町
	本町三丁目まで及び音別町若草一丁目を除く。)、釧路郡釧路町、阿寒郡一円及び川上
	郡一円
網走川	北海道の区域のうち、網走市及び網走郡一円
常呂川	北海道の区域のうち、北見市及び常呂郡一円
湧別川	北海道の区域のうち、紋別郡遠軽町及び同郡湧別町
渚滑川	北海道の区域のうち、紋別市、紋別郡滝上町、同郡興部町、同郡西興部村及び同郡
	雄武町
岩木川	青森県の区域のうち、青森市(浪岡大字相沢、浪岡大字王余魚沢、浪岡大字北中野、
	浪岡大字吉内、浪岡大字郷山前、浪岡大字五本松、浪岡大字下石川、浪岡大字下十川、
	浪岡大字銀、浪岡大字杉沢、浪岡大字高屋敷、浪岡大字樽沢、浪岡大字大釈迦、浪岡
	大字徳才子、浪岡大字長沼、浪岡大字浪岡、浪岡福田一丁目から浪岡福田三丁目まで、
	浪岡大字細野、浪岡大字本郷、浪岡大字増館、浪岡大字女鹿沢及び浪岡大字吉野田に
	限る。)、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、中津軽郡一円、南津軽郡
	一円及び北津軽郡一円
駒込川から奥	青森県の区域のうち、十和田市(大字赤沼、大字馬洗場、大字大沢田、大字立崎、
入瀬川まで	大字豊ヶ岡、大字八斗沢、大字深持、大字洞内、大字相坂(字高清水に限る。)及び大

	字三本木(字一本木沢及び字本金崎に限る。)に限る。)、三沢市、上北郡七戸町、同郡
	東北町、同郡野辺地町、同郡横浜町及び同郡六ヶ所村
奥入瀬川から	青森県の区域のうち、十和田市(大字赤沼、大字馬洗場、大字大沢田、大字立崎、
五戸川まで	大字豊ヶ岡、大字八斗沢、大字深持、大字洞内、大字相坂(字高清水に限る。)及び大
	字三本木 (字一本木沢及び字本金崎に限る。)を除く。)、上北郡六戸町及び同郡おいら
	世町
	秋田県の区域のうち、鹿角郡小坂町(十和田湖に限る。)
馬淵川	青森県の区域のうち、八戸市(大字市川町、大字売市、大字上野、河原木、大字河
	原木、大字櫛引、大字坂牛、大字沢里、大字尻内町、大字田面木、大字豊崎町、大字
	長苗代、大字沼館、大字根城、大字松ヶ丘、大字八幡、大字是川(字石田、字ウトウ、
	字ウトウ窪、字鍛冶畑、字上売市沢、字雲畑、字小峠、字駒洗沢、字下売市沢、字土
	橋、字天狗沢、字二ツ屋、字坊ア坂、字前平及び字元木に限る。)、石堂一丁目から石
	堂四丁目まで、一番町一丁目から一番町三丁目まで、売市一丁目から売市四丁目まで、
	卸センター一丁目、卸センター二丁目、桔梗野工業団地一丁目から桔梗野工業団地三
	丁目まで、北インター工業団地一丁目から北インター工業団地六丁目まで、北白山台
	一丁目から北白山台六丁目まで、下長一丁目から下長八丁目まで、城下一丁目から城
	下四丁目まで、高洲一丁目、高洲二丁目、多賀台一丁目から多賀台四丁目まで、長根
	一丁目、長根二丁目、長苗代一丁目から長苗代四丁目まで、西白山台一丁目から西白
	山台六丁目まで、沼館一丁目から沼館四丁目まで、根城一丁目から根城九丁目まで、
	八太郎一丁目から八太郎六丁目まで、東白山台一丁目から東白山台四丁目まで、日計
	一丁目から日計五丁目まで及び南白山台一丁目から南白山台三丁目までに限る。)、三
	戸郡三戸町、同郡五戸町、同郡田子町、同郡南部町及び同郡新郷村
	岩手県の区域のうち、二戸市、八幡平市(細野、星沢、黒沢、赤坂田、安代寄木、
	 扇畑、新田、松木田、保戸坂、小屋畑、高畑、寺志田、荒屋新町、清水、叺田、曲田、
	- │打田内、小柳田、上の山、五日市、白岩、下町、谷地田、目名市、田の沢、滝沢、戸
	 沢、川原、赤子平、松原、日影、湯の沢、繋沢、安代寺田、晴山、岩屋、石神、山口、
	 前田、古屋敷、上藤、久保田、関沢口、中佐井、中田、山岸、岩木向、下の田、上岩
	木、下岩木、土沢及び安比高原の一部に限る。)、岩手郡葛巻町(葛巻第一地割及び葛
	巻第二地割を除く。)及び二戸郡一円
新井田川	青森県の区域のうち、八戸市(大字市川町、大字売市、大字上野、河原木、大字河
	原木、大字櫛引、大字坂牛、大字沢里、大字尻内町、大字田面木、大字豊崎町、大字
	長苗代、大字沼館、大字根城、大字松ヶ丘、大字八幡、大字是川(字石田、字ウトウ、
	字ウトウ窪、字鍛冶畑、字上売市沢、字雲畑、字小峠、字駒洗沢、字下売市沢、字土
	橋、字天狗沢、字二ツ屋、字坊ア坂、字前平及び字元木に限る。)、石堂一丁目から石
	堂四丁目まで、一番町一丁目から一番町三丁目まで、売市一丁目から売市四丁目まで、
	卸センター一丁目、卸センター二丁目、桔梗野工業団地一丁目から桔梗野工業団地三
	丁目まで、北インター工業団地一丁目から北インター工業団地六丁目まで、北白山台
	1日よく、礼年マグ 工未回地 1日かり礼年マグ 工未回地八十日まて、礼日田日

一丁目から北白山台六丁目まで、下長一丁目から下長八丁目まで、城下一丁目から城

下四丁目まで、高洲一丁目、高洲二丁目、多賀台一丁目から多賀台四丁目まで、長根一丁目、長根二丁目、長苗代一丁目から長苗代四丁目まで、西白山台一丁目から西白山台六丁目まで、沼館一丁目から沼館四丁目まで、根城一丁目から根城九丁目まで、八太郎一丁目から八太郎六丁目まで、東白山台一丁目から東白山台四丁目まで、日計一丁目から日計五丁目まで及び南白山台一丁目から南白山台三丁目までを除く。)及び三戸郡階上町

岩手県の区域のうち、久慈市(山形町来内第一三地割の一部及び山形町来内第一四地割から山形町来内第二三地割までに限る。)、岩手郡葛巻町(葛巻第一地割及び葛巻第二地割に限る。)、九戸郡軽米町及び同郡九戸村

米代川

岩手県の区域のうち、八幡平市(越戸、田沢、苗代沢、谷地中、大面平、姥子石、鵜谷地、丑山口、丑山、殿坂下、田中下夕、柿本、沖田表、矢神、亦戸川原、杉沢、大沢、石森、左妻、小峠、栗木田、平又、長者前、根石、不動川原、長志田、大沢田、小森、馬場下夕、花舘、馬揚沢、地蔵田、田山、沢口、足深、家ノ裏、藍野々道ノ上、藍野々道ノ下、下モ川原、愛の山、欠田、石名坂下夕、石名坂、折壁、和屋敷道ノ上、和屋敷道ノ下、日泥道ノ上、日泥道ノ下、切通、下夕川原、勝善川原、雀長根、比路平、小原道ノ上、小原道ノ下、瀬ノ沢、大多利沢口、二夕子、蛇石、相沢、戸鎖、佐比内、長坂、白沢口、中ノ平、赤平、兄畑中川原、沖ノ平、大又沢口、小岩井、中島、舘市、兄川、作平及び袰部に限る。)

秋田県の区域のうち、能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、鹿角郡小坂町(十和田 湖を除く。)、北秋田郡一円、山本郡藤里町及び同郡八峰町

北上川

岩手県の区域のうち、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市(室根町折壁、室根町津谷川及び室根町矢越を除く。)、八幡平市(大更、田頭、平笠、平舘、堀切、西根寺田、帷子、上関、荒木田、松尾、野駄、松尾寄木、柏台、緑ガ丘及び安比高原の一部に限る。)、奥州市、滝沢市、岩手郡雫石町、同郡岩手町、紫波郡一円、和賀郡一円、胆沢郡一円及び西磐井郡一円

宮城県の区域のうち、石巻市、登米市、栗原市、大崎市(松山千石、松山次橋、松山金谷、松山長尾、松山須磨屋、松山下伊場野、三本木斉田、三本木音無、三本木坂本、三本木蟻ケ袋、三本木伊賀、三本木、三本木南谷地、三本木桑折、三本木秋田、三本木上伊場野、三本木蒜袋、三本木高柳、三本木伊場野、三本木新四、三本木新町一丁目、三本木新町二丁目、鹿島台木間塚、鹿島台平渡、鹿島台広長、鹿島台深谷、鹿島台大迫及び鹿島台船越を除く。)、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町(大柳、木間塚、二郷、練牛、福ケ袋、字新鳥谷坂、字鳥谷坂一、字鳥谷坂二、字名鰭及び和多田沼を除く。)及び牡鹿郡女川町

鳴瀬川

宮城県の区域のうち、東松島市、大崎市(松山千石、松山次橋、松山金谷、松山長尾、松山須磨屋、松山下伊場野、三本木斉田、三本木音無、三本木坂本、三本木蟻ケ袋、三本木伊賀、三本木、三本木南谷地、三本木桑折、三本木秋田、三本木上伊場野、三本木蒜袋、三本木高柳、三本木伊場野、三本木新昭、三本木新町一丁目、三本木新町二丁目、鹿島台木間塚、鹿島台平渡、鹿島台広長、鹿島台深谷、鹿島台大迫及び鹿

島台船越に限る。)、黒川郡大和町(吉田(字下原、字松場、字升沢、字種沢、字壇ノ下、字国見新田及び字欠入西の一部に限る。)に限る。)、加美郡一円及び遠田郡美里町(大柳、木間塚、二郷、練牛、福ケ袋、字新鳥谷坂、字鳥谷坂一、字鳥谷坂二、字名鰭及び和多田沼に限る。)

名取川

宮城県の区域のうち、仙台市、名取市及び柴田郡川崎町

阿武隈川

宮城県の区域のうち、白石市、角田市、岩沼市、刈田郡一円、柴田郡大河原町、同郡村田町、同郡柴田町、伊具郡丸森町(筆甫(字下南山に限る。)を除く。)及び亘理郡一円

山形県の区域のうち、米沢市(大字板谷(字猿沢を除く。)及び大字大沢(字大沢入、字楢小屋、字三ツ兎、字平小屋、字兜、字赤滝沢、字大豆蒔入道、字小栂森、字鵈貝、字烏帽子及び字潜滝に限る。)に限る。)

福島県の区域のうち、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、須賀川市、白河市、郡 山市(湖南町赤津、湖南町舘、湖南町中野、湖南町浜路、湖南町馬入新田、湖南町福 良、湖南町舟津、湖南町三代及び湖南町横沢を除く。)、田村市(大越町上大越、大越 町栗出、大越町下大越、大越町牧野、大越町早稲川、常葉町鹿山、常葉町久保、常葉 町小檜山、常葉町関本、常葉町常葉、常葉町西向、常葉町新田作、常葉町堀田、常葉 町山根、常葉町早稲川、船引町芦沢、船引町荒和田、船引町石沢、船引町石森、船引 町今泉、船引町大倉、船引町門沢、船引町門鹿、船引町要田、船引町上移、船引町北 移、船引町北鹿又、船引町椚山、船引町光陽台、船引町笹山、船引町東部台、船引町 遠山沢、船引町中山、船引町長外路、船引町永谷、船引町成田、船引町新舘、船引町 春山、船引町船引、船引町堀越、船引町南移、船引町文殊、船引町横道、滝根町菅谷 (字芦畑、字諏訪山、字津花平、字津花平入、字立石、字七曲、字大平入、字大森、 字的場、字権現岳、字枯木作入、字矢立松、字間作、字猿内入、字周公且入、字大明 神、字金山、字蟹沢、字石ノ花、字入上入、字田木山入、字高原、字堂銀、字仙台平 及び字大六に限る。) に限る。)、伊達郡一円、安達郡一円、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村 (大字田良尾、大字羽鳥及び大字湯本を除く。)、石川郡石川町(大字板橋(字茅刈場、 字水境、字所部、字犬ケ馬場、字山口及び字関ヶ畑に限る。)を除く。)、同郡浅川町(大 字大草を除く。)、同郡古殿町(大字論田に限る。)、同郡玉川村、同郡平田村、田村郡 三春町、西白河郡一円、東白川郡棚倉町(大字逆川、大字一色、大字天王内、大字金 沢内、大字堤、大字玉野、大字福井、大字板橋及び大字上台に限る。)及び同郡鮫川村 (大字赤坂西野(字上大塩、字滑石、字薮、字西、字高岩、字上、字中、字浅屋敷、 字旗門場、字前作、字塩倉、字前塩倉、字前折戸、字滝、字仁田、字名下、字虹ヶ沢、 字権見渡、字頭割、字酒垂、字本坂、字岫長、字押目、字下野町、字中野町、字場上 田、字山ノ神下、字高小竜山、字上野町及び字茅に限る。)及び大字西山(字大平、字 後折戸、字田内久保、字前折戸、字折戸、字高岩、字追木、字沼野沢、字沼ノ後及び 字菖蒲沢に限る。)に限る。)

雄物川

秋田県の区域のうち、秋田市、横手市(大森町坂部を除く。)、湯沢市、大仙市、仙 北市、仙北郡一円、雄勝郡羽後町(中仙道、下仙道、上仙道、軽井沢、上到米及び田

	代を除く。)及び同郡東成瀬村
子吉川	秋田県の区域のうち、横手市(大森町坂部に限る。)、由利本荘市、にかほ市及び雄
	勝郡羽後町(中仙道、下仙道、上仙道、軽井沢、上到米及び田代に限る。)
最上川	山形県の区域のうち、山形市、米沢市(大字板谷(字猿沢を除く。)及び大字大沢(字
	大沢入、字楢小屋、字三ツ兎、字平小屋、字兜、字赤滝沢、字大豆蒔入道、字小栂森、
	字鵈貝、字烏帽子及び字潜滝に限る。)を除く。)、鶴岡市(温海、温海川、五十川、大
	岩川、小国、小名部、木野俣、小岩川、越沢、小菅野代、菅野代、関川、戸沢、鼠ヶ
	関、一霞、槙代、山五十川、湯温海及び早田を除く。)、酒田市(宮内、千代田、米島、
	穂積、本楯、刈屋、大豊田、宮海(字砂飛、字村東、字林内、字日向及び字日向古川
	に限る。)、赤剥、大久保、大蕨、上青沢、観音寺、北仁田、草津、下青沢、常禅寺、
	芹田、寺田、橋本、麓、前川、政所、市条、大島田、岡島田、上黒川、北青沢、北平
	沢、小泉、下黒川、新出、塚渕、泥沢、福山、法連寺、升田及び南平沢を除く。)、新
	庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東
	村山郡一円、西村山郡一円、北村山郡一円、最上郡一円、東置賜郡一円、西置賜郡白
	鷹町、同郡飯豊町(大字高峰(字荒山沢及び字夫揃に限る。)及び大字小坂(字八幡館、
	字蓬立、字萱森及び字中谷地に限る。)を除く。)及び東田川郡一円
荒川	山形県の区域のうち、西置賜郡小国町及び同郡飯豊町(大字高峰(字荒山沢及び字
	夫揃に限る。)及び大字小坂(字八幡館、字蓬立、字萱森及び字中谷地に限る。)に限
	る。)
	新潟県の区域のうち、新発田市(中俵、相馬、金塚、岡島、戸野港、大野、金沢、
	下坂町、下小中山、貝塚、寺尾、金山、境、貝屋及び小国谷に限る。)、村上市(貝附、
	坂町、佐々木、切田、荒川縁新田、新光寺、上鍜冶屋、金屋、鳥屋、中倉、中野、梨
	木、下鍜冶屋、名割、南新保、荒島、花立、春木山、大津、山口、海老江、藤沢、荒
	屋、羽ヶ榎、有明、指合、九日市、小口川、小岩内、小出、塩谷、川部、志田平、上
	助渕、潟端、大塚、牛屋、岩野沢、今宿、飯岡、北新保、平林、山田、宿田、桃川、
	南田中、南大平、松沢、里本庄、福田、山屋、新飯田、七湊、長松、殿岡、葛籠山、
	高御堂、下助渕、牧目、長政及び河内に限る。)、胎内市及び岩船郡関川村
宮城県境から	宮城県の区域のうち、伊具郡丸森町(筆甫(字下南山に限る。)に限る。)
請戸川まで	福島県の区域のうち、相馬市、南相馬市、相馬郡一円及び双葉郡浪江町(大字赤宇
	木(字西外面国有林の一部に限る。)に限る。)
夏井川から茨	福島県の区域のうち、いわき市(久之浜町、大久町及び小川町上小川(字上戸渡、
城県境まで	字菅ノ沢、字中戸渡及び字下戸渡に限る。)を除く。)、田村市(滝根町神俣、滝根町菅
	谷(字芦畑、字諏訪山、字津花平、字津花平入、字立石、字七曲、字大平入、字大森、
	字的場、字権現岳、字枯木作入、字矢立松、字間作、字猿内入、字周公且入、字大明
	神、字金山、字蟹沢、字石ノ花、字入上入、字田木山入、字高原、字堂銀、字仙台平
	及び字大六を除く。)及び滝根町広瀬に限る。)、石川郡石川町(大字板橋(字茅刈場、
	字水境、字所部、字犬ケ馬場、字山口及び字関ヶ畑に限る。)に限る。)、同郡古殿町(大
	字論田を除く。)、田村郡小野町及び東白川郡鮫川村(大字赤坂西野(字上大塩、字滑

石、字薮、字西、字高岩、字上、字中、字浅屋敷、字旗門場、字前作、字荻ノ沢、字 入石久保、字八ツ田、字火打石、字塩倉、字前塩倉、字前折戸、字滝、字仁田、字名 下、字虹ヶ沢、字権見渡、字頭割、字酒垂、字本坂、字岫長、字押目、字下野町、字 中野町、字横道、字場上田、字梨木平、字山ノ神下、字高小竜山、字上野町及び字茅 に限る。)、大字西山(字大平、字後折戸、字田内久保、字前折戸、字折戸、字高岩、 字追木、字沼野沢、字沼ノ後及び字菖蒲沢に限る。)及び大字渡瀬(字中山、字中野町、 字上耕地、字下、字江竜田、字西野沢、字前ノ沢、字大戸中、字越虫、字木之根、字 青生野、字関口新田、字関下、字田尻及び字田野上に限る。)を除く。)

茨城県の区域のうち、北茨城市(関本町小川(字和尚山の一部を除く。)及び関本町 才丸(字才丸山の一部に限る。)に限る。)

久慈川

福島県の区域のうち、東白川郡棚倉町(大字逆川、大字一色、大字天王内、大字金沢内、大字堤、大字玉野、大字福井、大字板橋及び大字上台を除く。)、同郡矢祭町、同郡塙町、同郡鮫川村(大字赤坂西野(字荻ノ沢、字入石久保、字八ツ田、字火打石、字横道及び字梨木平に限る。)及び大字渡瀬(字中山、字中野町、字上耕地、字下、字江竜田、字西野沢、字前ノ沢、字大戸中、字越虫、字木之根、字青生野、字関下、字田尻及び字田野上に限る。)に限る。)及び石川郡浅川町(大字大草に限る。)

茨城県の区域のうち、日立市(中深荻町、下深荻町、東河内町、神田町、大和田町、下土木内町、石名坂町、茂宮町、南高野町及び留町並びに入四間町及び久慈町の各一部に限る。)、常陸太田市、常陸大宮市(秋田、入本郷、大岩、小瀬沢、小田野、小玉、小野、門井、金井、上伊勢畑、上小瀬、上檜沢、国長、小舟、下伊勢畑、下小瀬、下檜沢、千田、高部、鷲子、那賀、中居、長倉、野口、野口平、野田、氷之沢、檜山、松之草、三美、油河内及び吉丸並びに工業団地及び小場の各一部を除く。)、那珂市(下江戸、大内、田崎、戸、豊喰、西木倉、東木倉、後台及び中台並びに戸崎、飯田、福田及び菅谷の各一部を除く。)、那珂郡一円及び久慈郡一円

栃木県の区域のうち、大田原市(須賀川に限る。)

阿賀野川

福島県の区域のうち、会津若松市、喜多方市、郡山市(湖南町赤津、湖南町舘、湖南町中野、湖南町浜路、湖南町馬入新田、湖南町福良、湖南町舟津、湖南町三代及び湖南町横沢に限る。)、耶麻郡一円、河沼郡一円、大沼郡一円、南会津郡一円及び岩瀬郡天栄村(大字田良尾、大字羽鳥及び大字湯本に限る。)

群馬県の区域のうち、利根郡片品村(大字戸倉(字大烏帽子、字小烏帽子、字八海山、字景鶴山、字至佛及び字中原山の一部に限る。)に限る。)

新潟県の区域のうち、新潟市北区、新潟市江南区(茜ヶ丘、阿賀野一丁目、阿賀野二丁目、いぶき野一丁目、いぶき野二丁目、うぐいす一丁目、うぐいす二丁目、木津、木津一丁目から木津五丁目まで、木津工業団地、小杉、小杉一丁目から小杉五丁目まで、駒込、駒込一丁目、駒込二丁目、沢海、沢海一丁目から沢海三丁目まで、二本木、二本木一丁目から二本木五丁目まで、平山、藤山、藤山一丁目、藤山二丁目、横越、横越上町一丁目から横越上町五丁目まで、横越川根一丁目から横越川根五丁目まで、横越中央一丁目から横越中央八丁目まで、横越東町一丁目及び横越東町二丁目に限

る。)、新潟市秋葉区(鎌倉、小須戸、小向、新保、水田、舟戸一丁目、舟戸二丁目、松ヶ丘一丁目、矢代田、横川浜、竜玄及び天ヶ沢を除く。)、新発田市(中俵、相馬、金塚、岡島、戸野港、大野、金沢、下坂町、下小中山、貝塚、寺尾、金山、境、貝屋及び小国谷を除く。)、加茂市(大字上高柳(字袖山及び字袖山郷に限る。)及び大字宮寄上(字柴倉に限る。)に限る。)、五泉市、阿賀野市、魚沼市(宇津野(字北ノ又沢及び字中ノ又沢に限る。)、下折立(字北ノ又及び字赤川表に限る。)及び湯之谷芋川(字大鳥に限る。)に限る。)、北蒲原郡一円及び東蒲原郡一円

那珂川

茨城県の区域のうち、水戸市(赤尾関町、有賀町、牛伏町、内原町、大足町、小原町、黒磯町、鯉淵町、小林町、五平町、下野町、杉崎町、高田町、田島町、筑地町、中原町、三野輪町、三湯町及び秋成町並びに森戸町及び下入野町の各一部を除く。)、ひたちなか市、常陸大宮市(秋田、入本郷、大岩、小瀬沢、小田野、小玉、小野、門井、金井、上伊勢畑、上小瀬、上檜沢、国長、小舟、下伊勢畑、下小瀬、下檜沢、千田、高部、鷲子、那賀、中居、長倉、野口、野口平、野田、氷之沢、檜山、松之草、三美、油河内及び吉丸並びに工業団地及び小場の各一部に限る。)、那珂市(下江戸、大内、田崎、戸、豊喰、西木倉、東木倉、後台及び中台並びに戸崎、飯田、福田及び菅谷の各一部に限る。)及び東茨城郡城里町

栃木県の区域のうち、大田原市(須賀川を除く。)、矢板市、那須塩原市、さくら市 (松島、喜連川、葛城、鷲宿、小入、上河戸、下河戸、南和田、金枝、鹿子畑、穂積 及び桜ヶ丘並びに蒲須坂、箱森新田及び早乙女の各一部に限る。)、那須烏山市(鴻野 山及び福岡並びに小倉、宇井、八ケ代及び曲畑の各一部を除く。)、芳賀郡茂木町、同 郡市貝町(大字塩田、大字見上及び大字竹内並びに大字大谷津、大字続谷及び大字羽 仏の各一部に限る。)、塩谷郡塩谷町(大字下寺島、大字上寺島、大字鳥羽新田、大字 喜佐見、大字熊ノ木及び大字田所並びに大字玉生、大字道下、大字原荻野目、大字金 枝、大字東房、大字大宮、大字大久保及び大字肘内の各一部に限る。)及び那須郡一円

利根川

茨城県の区域のうち、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市(上太田、下太田、田崎及び箕輪並びに上釜、沢尻、荒地、玉田、子生、造谷及び鹿田の各一部を除く。)、つくばみらい市、小美玉市、稲敷郡一円、結城郡一円、猿島郡一円及び北相馬郡一円

栃木県の区域のうち、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、さくら市(松島、喜連川、葛城、鷲宿、小入、上河戸、下河戸、南和田、金枝、鹿子畑、穂積及び桜ヶ丘並びに蒲須坂、箱森新田及び早乙女の各一部を除く。)、那須烏山市(鴻野山及び福岡並びに小倉、宇井、八ケ代及び曲畑の各一部に限る。)、下野市、河内郡一円、芳賀郡益子町、同郡市貝町(大字塩田、大字見上及び大字竹内並びに大字大谷津、大字続谷及び大字羽仏の各一部を除く。)、同郡芳賀町、下都賀郡一円、塩谷郡塩谷町(大字下寺島、大字上寺島、大字鳥羽新田、大字喜佐見、大字熊ノ木及び大字田所並びに大字玉生、大字道下、大字原荻野目、大字金枝、大字東房、大字大宮、大字大久保及び大字肘内の各一部を除く。)及び同郡高根沢町

群馬県の区域のうち、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡一円、多野郡一円、甘楽郡一円、吾妻郡中之条町(大字入山(字入山の一部に限る。)を除く。)、同郡東吾妻町、同郡長野原町、同郡嬬恋村、同郡草津町、同郡高山村、利根郡川場村、同郡みなかみ町、同郡昭和村、同郡片品村(大字戸倉(字大烏帽子、字小烏帽子、字八海山、字景鶴山、字至佛及び字中原山の一部に限る。)を除く。)、佐波郡一円及び邑楽郡一円

埼玉県の区域のうち、さいたま市見沼区(卸町一丁目、卸町二丁目、大字小深作(字 程島を除く。)、島町、島町一丁目、島町二丁目、春岡一丁目から春岡三丁目まで、春 野一丁目から春野四丁目まで、大字東宮下(字梅ノ木、字諏訪、字相ノ谷及び字子ノ 神の一部に限る。)、東宮下一丁目から東宮下三丁目まで、大字東門前(字原、字天神 下及び字道際の一部に限る。)、大字膝子、大字深作、深作一丁目から深作五丁目まで、 大字風渡野(字往還下東、字往還上東及び字新川西に限る。)、大字丸ヶ崎、丸ヶ崎町、 大字宮ヶ谷塔、宮ヶ谷塔一丁目から宮ヶ谷塔四丁目まで及び東大宮三丁目から東大宮 六丁目までの一部に限る。)、さいたま市緑区(大字大崎(字東桔木の一部に限る。)、 大字上野田(字西台及び字向原並びに字前原、字宮裏及び字丸山の各一部を除く。)、 大字下野田、大字大門(字鶴巻、字宮下、字内町及び字野原並びに字行谷、字西裏及 び字東裏の各一部に限る。)、大字代山、大字高畑、大字寺山、大字中野田、大字南部 領辻(字立山、字原、字原山、字東、字葭山、字稲荷下、字円城寺及び字綾瀬並びに 字五斗蒔、字辻、字前山、字西原及び字立の各一部に限る。)及び東大門一丁目から東 大門三丁目までに限る。)、さいたま市岩槻区、熊谷市(曙町一丁目から曙町五丁目ま で、飯塚、池上、石原、石原一丁目から石原三丁目まで、市ノ坪、今井、江波、円光 一丁目、円光二丁目、大麻生(字北泥土腐、字南泥土腐、字神田南、字四反田南、字 中郷南、字待堰、字下立野、字上立野、字下大境、字上大境及び字拾五軒に限る。)、 太井、大塚、大野、大原一丁目から大原四丁目まで、小曽根、男沼、柿沼、籠原南一 丁目から籠原南三丁目まで、鎌倉町、上江袋、上川上、上須戸、上中条、上奈良、上 根、上之、川原明戸(字向川原、字上森下及び字下森下並びに字南、字東、字殿内及 び字郷戸の各一部に限る。)、銀座一丁目から銀座七丁目まで、久下(字大曲、字横柳、 字鎮守及び字古城に限る。)、久下一丁目から久下四丁目まで、葛和田、久保島、肥塚、 肥塚一丁目から肥塚四丁目まで、桜町一丁目、桜町二丁目、佐谷田、四方寺、下川上、 下奈良、下増田、捨六間、末広一丁目から末広四丁目まで、善ヶ島、代、高柳、田島、 玉井、玉井一丁目から玉井五丁目まで、玉井南一丁目から玉井南三丁目まで、俵瀬、 筑波一丁目から筑波三丁目まで、出来島、道ヶ谷戸、戸出、問屋町一丁目から問屋町 四丁目まで、永井太田、仲町、中奈良、中西一丁目から中西四丁目まで、奈良新田、 新島、新堀、新堀新田、西城、西野、西別府、箱田、箱田一丁目から箱田七丁目まで、 原井、原島、東別府、日向、平戸、広瀬(字堤外に限る。)、武体、弁財、星川一丁目、 星川二丁目、本石一丁目、本石二丁目、本町一丁目、本町二丁目、間々田、御稜威ケ 原、三ケ尻(字北原、字女堀、字東原、字塚原、字上ノ裏、字山端、字新山、字大塚、 字八貫目、字出口、字林裏、字八幡、字天王、字林、字森、字栗坪、字森前、字沼田、

字坂下、字上古、字中及び字清水に限る。)、美土里町一丁目から美土里町三丁目まで、 見晴町、宮町一丁目、宮町二丁目、妻沼、妻沼小島、妻沼台、妻沼中央、妻沼西一丁 目、妻沼西二丁目、妻沼東一丁目から妻沼東五丁目まで、八木田、八ツロ及び弥藤吾 に限る。)、川口市(大字赤井、赤井一丁目から赤井四丁目まで、大字赤柴新田、大字 赤山、大字新井宿(字諏訪山及び字神明崎を除く。)、大字安行、大字安行北谷、大字 安行吉蔵、大字安行小山、大字安行慈林、安行出羽一丁目から安行出羽五丁目まで、 大字安行籐八、大字安行西立野、大字安行原、大字安行吉岡、大字安行領家、大字石 神(字枯木前、字仲道、字東町裏及び字雨堤に限る。)、江戸一丁目から江戸三丁目ま で、江戸袋一丁目、江戸袋二丁目、大字大竹、大字久左衛門新田、坂下町二丁目、坂 下町三丁目、桜町三丁目から桜町六丁目まで、長蔵一丁目から長蔵三丁目まで、大字 長蔵新田、大字籐兵衛新田、大字戸塚、戸塚二丁目から戸塚六丁目まで、戸塚境町、 戸塚鋏町、戸塚東一丁目から戸塚東四丁目まで、大字新堀、新堀町、大字西新井宿(字 南原、字竹下及び字北田の各一部に限る。)、大字西立野、大字榛松、榛松一丁目から 榛松三丁目まで、大字蓮沼、鳩ヶ谷本町二丁目から鳩ヶ谷本町四丁目まで、大字東貝 塚、東川口二丁目から東川口六丁目まで、大字東本郷、東本郷一丁目、東本郷二丁目、 木蓮一丁目から木蓮四丁目まで、大字前野宿及び大字峯並びに坂下町一丁目、坂下町 四丁目、桜町一丁目、桜町二丁目、戸塚一丁目、八幡木一丁目から八幡木三丁目まで、 鳩ヶ谷本町一丁目、東川ロ一丁目及び三ツ和一丁目から三ツ和三丁目までの各一部に 限る。)、行田市、秩父市(吉田太田部及び吉田久長に限る。)、加須市、本庄市、春日 部市、羽生市、鴻巣市(愛の町、赤城、赤城台、赤見台一丁目から赤見台四丁目まで、 荒井、安養寺、市ノ縄、稲荷町、榎戸一丁目、生出塚一丁目、生出塚二丁目、笠原、 鎌塚、鎌塚一丁目から鎌塚五丁目まで、加美二丁目、上会下、上生出塚、上種足、上 谷、川面、北新宿、北根、屈巣、郷地、鴻巣、境、下生出塚、下忍、下谷、常光、新 宿一丁目、新宿二丁目、神明一丁目から神明三丁目まで、すみれ野、関新田、中央、 筑波一丁目、筑波二丁目、寺谷、天神一丁目から天神五丁目まで、中井(字本村の一 部を除く。)、西中曽根、人形二丁目から人形四丁目まで、糠田、八幡田、荊原(字内 荊原の一部に限る。)、東一丁目から東四丁目まで、ひばり野一丁目、ひばり野二丁目、 広田、吹上本町二丁目、吹上本町三丁目、袋、本町二丁目、本町三丁目、本町六丁目、 本町七丁目、本宮町、前砂(字古川及び字袋の一部を除く。)、箕田(字富士山及び字 苗木の一部に限る。)、三ツ木、緑町、南一丁目、宮地一丁目から宮地五丁目まで及び 雷電二丁目並びに榎戸二丁目、加美一丁目、加美三丁目、人形一丁目、吹上富士見二 丁目、吹上本町一丁目、吹上本町四丁目、吹上本町五丁目及び南二丁目の各一部に限 る。)、深谷市(秋元町、明戸、新井、荒川、石塚、伊勢方、稲荷町一丁目から稲荷町 三丁目まで、稲荷町北、今泉、後榛沢、内ヶ島、上野台、江原、大塚、大塚島、大谷、 岡、岡里、岡部、起会、小前田、折之口、樫合、柏合、上柴町西一丁目から上柴町西 七丁目まで、上柴町東一丁目から上柴町東七丁目まで、上手計、上原(字久保、字久 保東及び字大杉並びに字後、字北後及び字大林の各一部を除く。)、上増田、萱場、北 阿賀野、北根、櫛引、櫛挽、沓掛、黒田、国済寺、国済寺町、寿町、境、栄町、桜ヶ

丘、下手計、宿根、上敷免、新戒、高島、高畑、田所町、田谷、血洗島、天神町、常 盤町、戸森、中瀬、永田、仲町、成塚、西大沼、西島、西島町一丁目から西島町三丁 目まで、西島四丁目、西島五丁目、西田、沼尻、蓮沼、幡羅町一丁目、大字原郷、針 ヶ谷、榛沢、榛沢新田、東大沼、東方、東方町一丁目から東方町五丁目まで、人見、 深谷、深谷町、普済寺、藤野木、二ツ小屋、堀米、本郷、本田ヶ谷、前小屋、曲田、 町田、緑ヶ丘、南阿賀野、見晴町、宮ヶ谷戸、本住町、矢島、谷之、山河、山崎及び 横瀬に限る。)、上尾市(大字瓦葺、須ヶ谷一丁目から須ヶ谷三丁目まで、菅谷二丁目、 菅谷六丁目、大字原市(字九番耕地から字二十一番耕地までに限る。)、原市北一丁目、 大字平塚(字前、字西原及び字松原の各一部を除く。)及び平塚二丁目並びに菅谷四丁 目、原市中一丁目及び原市中三丁目の各一部に限る。)、草加市、越谷市、桶川市(赤 堀一丁目、赤堀二丁目、大字加納、大字倉田(字新田、字入谷及び字田鮨野並びに字 前方及び字西窪台の各一部に限る。)、大字五町台、大字小針領家(字御の木を除く。)、 大字坂田(字細谷の一部を除く。)、坂田東二丁目、坂田東三丁目、大字篠津及び大字 舎人新田並びに北二丁目及び西二丁目の各一部に限る。)、久喜市、北本市(朝日一丁 目から朝日四丁目まで、東間二丁目、東間四丁目、東間六丁目から東間八丁目まで、 北中丸一丁目、北中丸二丁目、北本一丁目から北本四丁目まで、中丸二丁目から中丸 十丁目まで、深井二丁目から深井八丁目まで、二ツ家二丁目、二ツ家三丁目、古市場 一丁目から古市場三丁目まで、宮内一丁目から宮内七丁目まで、本宿二丁目から本宿 七丁目まで、山中一丁目及び山中二丁目並びに東間一丁目、東間三丁目及び東間五丁 目の各一部に限る。)、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡 伊奈町、秩父郡皆野町(大字金沢(字日陰勝負沢、字草刈場、字塩入、字日陰、字橋 爪、字大平、字田中入、字上大平、字青柳、字向平、字指平、字金山入、字中東、字 新谷平、字所沢、字妙部谷戸、字小六、字水堺、字柿竈、字小塚沢及び字岩鼻並びに 字八王子、字旭谷、字天沢及び字新井の各一部を除く。)に限る。)、児玉郡美里町(大 字阿那志、大字甘粕、大字猪俣、大字北十条、大字木部、大字駒衣、大字小茂田、大 字下児玉、大字白石、大字関、大字中里、大字沼上、大字根木、大字広木、大字古郡 及び大字南十条に限る。)、同郡神川町、同郡上里町、大里郡寄居町(大字用土に限る。)、 南埼玉郡一円及び北葛飾郡一円

千葉県の区域のうち、銚子市、野田市(船形、泉一丁目から泉三丁目までの一部、中里、尾崎、日の出町、東金野井、小山、莚打、長谷、尾崎台、目吹、金杉、鶴奉、横内、柳沢、宮崎、中根、大殿井、花井(字横内前及び字手獅子前に限る。)、野田(字掘尻の一部に限る。)、上三ケ尾、西三ケ尾、下三ケ尾、二ツ塚、三ツ堀、瀬戸、瀬戸上灰毛、木野崎、大青田飛地、岡田、岡田新田、柏寺、木間ケ瀬、木間ケ瀬新田、桐ケ作、関宿内町、関宿江戸町、関宿江戸町飛地、関宿三軒家、関宿町番外、関宿台町、関宿台町番外、関宿市町、関宿元町飛地、中戸、なみき一丁目からなみき四丁目まで、西高野、新田戸、中戸谷津、はやま、東高野、東宝珠花、平井、平成及び丸井に限る。)、成田市、佐倉市、柏市、八千代市(堀の内、神野、米本、村上、村上南一丁目、村上南二丁目の一部、村上南三丁目から村上南五丁目まで、下市場一丁目、

下市場二丁目、上高野、下高野及び保品に限る。)、我孫子市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、香取市(大角、鳩山、新里、桐谷、小川、山倉、西田部、高萩、助沢、沢、苅毛、岩部及び荒北を除く。)、印旛郡一円、香取郡神崎町及び同郡東庄町

長野県の区域のうち、佐久市(田口(字猪久保、字笹倉、字大瀧、字湯ノ入、字高畑、字花の戸也、字茂の平、字広川原、字志らじ窪、字柏木、字葭ノ入、字井戸沢、字馬坂、字せば岩、字躑躅反及び字にら草の一部に限る。)に限る。)

信濃川

群馬県の区域のうち、吾妻郡中之条町(大字入山(字入山の一部に限る。)に限る。) 新潟県の区域のうち、新潟市東区、新潟市中央区、新潟市江南区(茜ヶ丘、阿賀野 一丁目、阿賀野二丁目、いぶき野一丁目、いぶき野二丁目、うぐいす一丁目、うぐい す二丁目、木津、木津一丁目から木津五丁目まで、木津工業団地、小杉、小杉一丁目 から小杉五丁目まで、駒込、駒込一丁目、駒込二丁目、沢海、沢海一丁目から沢海三 丁目まで、二本木、二本木一丁目から二本木五丁目まで、平山、藤山、藤山一丁目、 藤山二丁目、横越、横越上町一丁目から横越上町五丁目まで、横越川根一丁目から横 越川根五丁目まで、横越中央一丁目から横越中央八丁目まで、横越東町一丁目及び横 越東町二丁目を除く。)、新潟市秋葉区(鎌倉、小須戸、小向、新保、水田、舟戸一丁 目、舟戸二丁目、松ヶ丘一丁目、矢代田、横川浜、竜玄及び天ヶ沢に限る。)、新潟市 南区、新潟市西区、新潟市西蒲区、長岡市、三条市、小千谷市、加茂市(大字上高柳 (字袖山及び字袖山郷に限る。)及び大字宮寄上(字柴倉に限る。)を除く。)、十日町 市(儀明、小池、寺田、名平、田野倉、蓬平、莇平、仙納、会沢(字塚之本、字石原、 字居村、字五十苅、字苗代、字古屋敷、字穴ノ脇、字下口、字十二平、字ゴイド、字 大倉下、字小丸山、字中子、字トロノ久保、字スベ倉、字下山、字中ノ谷、字弥右門 屋敷、字出合、字天池、字ミノワ、字モウギ平、字江戸尻、字行ブ及び字ビヤ仲セに 限る。)及び清水(字ゴヨド、字アフキ、字居村、字本ノ入、字葛平、字フツ田沢、字 竜目、字フツ田、字向フツ田、字日カゲ、字フンノク、字向山、字田成、字ナギノ、 字下フンノク、字大清水、字岩平、字マキノ平、字ココメ平、字岩清水、字横田、字 休場、字ツルネ畑、字山中原、字道立、字三合畑、字栗木原、字寺崩、字長峯、字下 口及び字猪ハナに限る。)を除く。)、見附市、燕市、魚沼市(宇津野(字北ノ又沢及び 字中ノ又沢に限る。)、下折立(字北ノ又及び字赤川表に限る。)及び湯之谷芋川(字大 鳥に限る。)を除く。)、南魚沼市、西蒲原郡一円、南蒲原郡一円、三島郡一円、南魚沼 郡一円及び中魚沼郡一円

長野県の区域のうち、長野市(戸隠(字戸隠山の一部に限る。)を除く。)、松本市、 上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市(大字富倉、大字旭(字内山、字 長冷田、字涌井沢、字川下、字坂下、字細野入、字アソウネ、字ヤセウネ、字池尻、 字細野、字向大沢、字居住、字大沢、字南沢、字姥懐、字家裏、字北沢、字大将陣、 字東沢、字ツルネ及び字エスミ並びに字木落平、字上湯所、字落越、字下芳尾及び字 後谷の各一部に限る。)及び大字緑(字前の林、字霧出、字黒岩、字片沢、字アケビ久 保、字スガヌマ及び字ソブの一部に限る。)を除く。)、塩尻市(大字北小野及び大字旧 塩尻(字東山に限る。)を除く。)、佐久市(田口(字猪久保、字笹倉、字大瀧、字湯ノ入、字高畑、字花の戸也、字茂の平、字広川原、字志らじ窪、字柏木、字葭ノ入、字井戸沢、字馬坂、字せば岩、字躑躅反及び字にら草の一部に限る。)を除く。)、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡小海町、同郡川上村、同郡南牧村(大字平沢の一部を除く。)、同郡南相木村、同郡北相木村、同郡佐久穂町、北佐久郡一円、小県郡一円、東筑摩郡一円、北安曇郡池田町、同郡松川村、同郡白馬村(大字北城(字東山の一部に限る。)及び大字神城(字セイド、字セイド南檜沢、字セイド吉原沢及び字熊ヶ入の各一部に限る。)に限る。)、埴科郡一円、上高井郡一円、下高井郡一円、上水内郡信濃町(大字野尻(字黒姫山の一部に限る。)、大字熊坂(字黒姫巣鷹山の一部に限る。)、大字古海、大字富濃(字宮沢及び字西原の各一部に限る。)及び大字柏原(字新生、字長水、字開発、字赤川、字向原、字瑞穂、字中原及び字西岡並びに字岡実、字湯ノ入、字鼠畑、字横手、字毛無及び字黒姫山の各一部に限る。)を除く。)、同郡小川村、同郡飯綱町及び下水内郡一円

荒川

埼玉県の区域のうち、さいたま市西区、さいたま市北区、さいたま市大宮区、さい たま市見沼区(卸町一丁目、卸町二丁目、大字小深作(字程島を除く。)、島町、島町 一丁目、島町二丁目、春岡一丁目から春岡三丁目まで、春野一丁目から春野四丁目ま で、大字東宮下(字梅ノ木、字諏訪、字相ノ谷及び字子ノ神の一部に限る。)、東宮下 一丁目から東宮下三丁目まで、大字東門前(字原、字天神下及び字道際の一部に限 る。)、大字膝子、大字深作、深作一丁目から深作五丁目まで、大字風渡野(字往還下 東、字往還上東及び字新川西に限る。)、大字丸ヶ崎、丸ヶ崎町、大字宮ヶ谷塔、宮ヶ 谷塔一丁目から宮ヶ谷塔四丁目まで及び東大宮三丁目から東大宮六丁目までの一部 を除く。)、さいたま市中央区、さいたま市桜区、さいたま市浦和区、さいたま市南区、 さいたま市緑区(大字大崎(字東桔木の一部に限る。)、大字上野田(字西台及び字向 原並びに字前原、字宮裏及び字丸山の各一部を除く。)、大字下野田、大字大門(字鶴 巻、字宮下、字内町及び字野原並びに字行谷、字西裏及び字東裏の各一部に限る。)、 大字代山、大字高畑、大字寺山、大字中野田、大字南部領辻(字立山、字原、字原山、 字東、字葭山、字稲荷下、字円城寺及び字綾瀬並びに字五斗蒔、字辻、字前山、字西 原及び字立の各一部に限る。)及び東大門一丁目から東大門三丁目までを除く。)、川越 市、熊谷市(曙町一丁目から曙町五丁目まで、飯塚、池上、石原、石原一丁目から石 原三丁目まで、市ノ坪、今井、江波、円光一丁目、円光二丁目、大麻生(字北泥土腐、 字南泥土腐、字神田南、字四反田南、字中郷南、字待堰、字下立野、字上立野、字下 大境、字上大境及び字拾五軒に限る。)、太井、大塚、大野、大原一丁目から大原四丁 目まで、小曽根、男沼、柿沼、籠原南一丁目から籠原南三丁目まで、鎌倉町、上江袋、 上川上、上須戸、上中条、上奈良、上根、上之、川原明戸(字向川原、字上森下及び 字下森下並びに字南、字東、字殿内及び字郷戸の各一部に限る。)、銀座一丁目から銀 座七丁目まで、久下(字大曲、字横柳、字鎮守及び字古城に限る。)、久下一丁目から 久下四丁目まで、葛和田、久保島、肥塚、肥塚一丁目から肥塚四丁目まで、桜町一丁 目、桜町二丁目、佐谷田、四方寺、下川上、下奈良、下増田、捨六間、末広一丁目か

ら末広四丁目まで、善ヶ島、代、高柳、田島、玉井、玉井一丁目から玉井五丁目まで、 玉井南一丁目から玉井南三丁目まで、俵瀬、筑波一丁目から筑波三丁目まで、出来島、 道ヶ谷戸、戸出、問屋町一丁目から問屋町四丁目まで、永井太田、仲町、中奈良、中 西一丁目から中西四丁目まで、奈良新田、新島、新堀、新堀新田、西城、西野、西別 府、箱田、箱田一丁目から箱田七丁目まで、原井、原島、東別府、日向、平戸、広瀬 (字堤外に限る。)、武体、弁財、星川一丁目、星川二丁目、本石一丁目、本石二丁目、 本町一丁目、本町二丁目、間々田、御稜威ケ原、三ケ尻(字北原、字女堀、字東原、 字塚原、字上ノ裏、字山端、字新山、字大塚、字八貫目、字出口、字林裏、字八幡、 字天王、字林、字森、字栗坪、字森前、字沼田、字坂下、字上古、字中及び字清水に 限る。)、美土里町一丁目から美土里町三丁目まで、見晴町、宮町一丁目、宮町二丁目、 妻沼、妻沼小島、妻沼台、妻沼中央、妻沼西一丁目、妻沼西二丁目、妻沼東一丁目か ら妻沼東五丁目まで、八木田、八ツロ及び弥藤吾を除く。)、川口市(大字赤井、赤井 一丁目から赤井四丁目まで、大字赤柴新田、大字赤山、大字新井宿(字諏訪山及び字 神明崎を除く。)、大字安行、大字安行北谷、大字安行吉蔵、大字安行小山、大字安行 慈林、安行出羽一丁目から安行出羽五丁目まで、大字安行籐八、大字安行西立野、大 字安行原、大字安行吉岡、大字安行領家、大字石神(字枯木前、字仲道、字東町裏及 び字雨堤に限る。)、江戸一丁目から江戸三丁目まで、江戸袋一丁目、江戸袋二丁目、 大字大竹、大字久左衛門新田、坂下町二丁目、坂下町三丁目、桜町三丁目から桜町六 丁目まで、長蔵一丁目から長蔵三丁目まで、大字長蔵新田、大字籐兵衛新田、大字戸 塚、戸塚二丁目から戸塚六丁目まで、戸塚境町、戸塚鋏町、戸塚東一丁目から戸塚東 四丁目まで、大字新堀、新堀町、大字西新井宿(字南原、字竹下及び字北田の各一部 に限る。)、大字西立野、大字榛松、榛松一丁目から榛松三丁目まで、大字蓮沼、鳩ヶ 谷本町二丁目から鳩ヶ谷本町四丁目まで、大字東貝塚、東川口二丁目から東川口六丁 目まで、大字東本郷、東本郷一丁目、東本郷二丁目、木蓮一丁目から木蓮四丁目まで、 大字前野宿及び大字峯並びに坂下町一丁目、坂下町四丁目、桜町一丁目、桜町二丁目、 戸塚一丁目、八幡木一丁目から八幡木三丁目まで、鳩ケ谷本町一丁目、東川ロ一丁目 及び三ツ和一丁目から三ツ和三丁目までの各一部を除く。)、秩父市(吉田太田部及び 吉田久長を除く。)、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、鴻巣市(愛の町、赤城、赤 城台、赤見台一丁目から赤見台四丁目まで、荒井、安養寺、市ノ縄、稲荷町、榎戸一 丁目、生出塚一丁目、生出塚二丁目、笠原、鎌塚、鎌塚一丁目から鎌塚五丁目まで、 加美二丁目、上会下、上生出塚、上種足、上谷、川面、北新宿、北根、屈巣、郷地、 鴻巣、境、下生出塚、下忍、下谷、常光、新宿一丁目、新宿二丁目、神明一丁目から 神明三丁目まで、すみれ野、関新田、中央、筑波一丁目、筑波二丁目、寺谷、天神一 丁目から天神五丁目まで、中井(字本村の一部を除く。)、西中曽根、人形二丁目から 人形四丁目まで、糠田、八幡田、荊原(字内荊原の一部に限る。)、東一丁目から東四 丁目まで、ひばり野一丁目、ひばり野二丁目、広田、吹上本町二丁目、吹上本町三丁 目、袋、本町二丁目、本町三丁目、本町六丁目、本町七丁目、本宮町、前砂(字古川 及び字袋の一部を除く。)、箕田(字富士山及び字苗木の一部に限る。)、三ツ木、緑町、

南一丁目、宮地一丁目から宮地五丁目まで及び雷電二丁目並びに榎戸二丁目、加美一 丁目、加美三丁目、人形一丁目、吹上富士見二丁目、吹上本町一丁目、吹上本町四丁 目、吹上本町五丁目及び南二丁目の各一部を除く。)、深谷市(秋元町、明戸、新井、 荒川、石塚、伊勢方、稲荷町一丁目から稲荷町三丁目まで、稲荷町北、今泉、後榛沢、 内ヶ島、上野台、江原、大塚、大塚島、大谷、岡、岡里、岡部、起会、小前田、折之 口、樫合、柏合、上柴町西一丁目から上柴町西七丁目まで、上柴町東一丁目から上柴 町東七丁目まで、上手計、上原(字久保、字久保東及び字大杉並びに字後、字北後及 び字大林の各一部を除く。)、上増田、萱場、北阿賀野、北根、櫛引、櫛挽、沓掛、黒 田、国済寺、国済寺町、寿町、境、栄町、桜ヶ丘、下手計、宿根、上敷免、新戒、高 島、高畑、田所町、田谷、血洗島、天神町、常盤町、戸森、中瀬、永田、仲町、成塚、 西大沼、西島、西島町一丁目から西島町三丁目まで、西島四丁目、西島五丁目、西田、 沼尻、蓮沼、幡羅町一丁目、原郷、針ヶ谷、榛沢、榛沢新田、東大沼、東方、東方町 一丁目から東方町五丁目まで、人見、深谷、深谷町、普済寺、藤野木、二ツ小屋、堀 米、本郷、本田ヶ谷、前小屋、曲田、町田、緑ヶ丘、南阿賀野、見晴町、宮ヶ谷戸、 本住町、矢島、谷之、山河、山崎及び横瀬を除く。)、上尾市(大字瓦葺、須ヶ谷一丁 目から須ヶ谷三丁目まで、菅谷二丁目、菅谷六丁目、大字原市(字九番耕地から字二 十一番耕地までに限る。)、原市北一丁目、大字平塚(字前、字西原及び字松原の各一 部を除く。)及び平塚二丁目並びに菅谷四丁目、原市中一丁目及び原市中三丁目の各一 部を除く。)、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市(赤 堀一丁目、赤堀二丁目、大字加納、大字倉田(字新田、字入谷及び字田鮨野並びに字 前方及び字西窪台の各一部に限る。)、大字五町台、大字小針領家(字御の木を除く。)、 大字坂田(字細谷の一部を除く。)、坂田東二丁目、坂田東三丁目、大字篠津及び大字 舎人新田並びに北二丁目及び西二丁目の各一部を除く。)、北本市(朝日一丁目から朝 日四丁目まで、東間二丁目、東間四丁目、東間六丁目から東間八丁目まで、北中丸一 丁目、北中丸二丁目、北本一丁目から北本四丁目まで、中丸二丁目から中丸十丁目ま で、深井二丁目から深井八丁目まで、二ツ家二丁目、二ツ家三丁目、古市場一丁目か ら古市場三丁目まで、宮内一丁目から宮内七丁目まで、本宿二丁目から本宿七丁目ま で、山中一丁目及び山中二丁目並びに東間一丁目、東間三丁目及び東間五丁目の各一 部を除く。)、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、入間郡一円、比企 郡一円、秩父郡横瀬町、同郡皆野町(大字金沢(字日陰勝負沢、字草刈場、字塩入、 字日陰、字橋爪、字大平、字田中入、字上大平、字青柳、字向平、字指平、字金山入、 字中東、字新谷平、字所沢、字妙部谷戸、字小六、字水堺、字柿竈、字小塚沢及び字 岩鼻並びに字八王子、字旭谷、字天沢及び字新井の各一部を除く。)を除く。)、同郡長 瀞町、同郡小鹿野町、同郡東秩父村、児玉郡美里町(大字阿那志、大字甘粕、大字猪 侯、大字北十条、大字木部、大字駒衣、大字小茂田、大字下児玉、大字白石、大字関、 大字中里、大字沼上、大字根木、大字広木、大字古郡及び大字南十条を除く。)及び大 里郡寄居町(大字用土を除く。)

東京都の区域のうち、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、

江東区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、 葛飾区、江戸川区、立川市(柏町五丁目及び砂川町七丁目並びに柏町四丁目、幸町六 丁目、砂川町三丁目、砂川町四丁目、砂川町六丁目及び砂川町八丁目の各一部に限 る。)、武蔵野市(境南町一丁目から境南町五丁目まで、境一丁目から境五丁目まで、 桜堤一丁目及び桜堤二丁目を除く。)、三鷹市(井の頭に限る。)、青梅市(今井一丁目 から今井四丁目まで、今寺一丁目から今寺四丁目まで、小曽木一丁目から小曽木五丁 目まで、勝沼二丁目、木野下一丁目、木野下二丁目、黒沢一丁目から黒沢三丁目まで、 塩船、富岡一丁目から富岡三丁目まで、成木一丁目から成木八丁目まで、根ヶ布一丁 目、根ヶ布二丁目、野上町一丁目、東青梅二丁目、東青梅三丁目、東青梅五丁目、東 青梅六丁目、吹上、藤橋一丁目から藤橋三丁目まで、師岡町一丁目、師岡町二丁目及 び谷野並びに今井五丁目、今寺五丁目、大門三丁目及び野上町二丁目の各一部に限 る。)、小金井市(桜町三丁目、関野町一丁目及び関野町二丁目に限る。)、小平市(上 水新町一丁目から上水新町三丁目まで、上水本町一丁目から上水本町六丁目まで及び 上水南町一丁目から上水南町四丁目までを除く。)、東村山市、東大和市、清瀬市、東 久留米市、武蔵村山市(大南一丁目から大南五丁目まで、学園一丁目から学園五丁目 まで、神明一丁目から神明四丁目まで、中央一丁目から中央五丁目まで、中藤一丁目 から中藤五丁目まで、本町三丁目から本町六丁目まで及び緑が丘並びに榎三丁目、本 町一丁目、本町二丁目、三ツ木一丁目及び三ツ木五丁目の各一部に限る。)、西東京市 及び西多摩郡瑞穂町(大字二本木、大字駒形富士山、大字高根及び大字富士山栗原新 田並びに大字石畑及び大字箱根ケ崎の各一部に限る。)

多摩川

東京都の区域のうち、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、八王子市、立川市(柏 町五丁目及び砂川町七丁目並びに柏町四丁目、幸町六丁目、砂川町三丁目、砂川町四 丁目、砂川町六丁目及び砂川町八丁目の各一部を除く。)、武蔵野市(境南町一丁目か ら境南町五丁目まで、境一丁目から境五丁目まで、桜堤一丁目及び桜堤二丁目に限 る。)、三鷹市(井の頭を除く。)、青梅市(今井一丁目から今井四丁目まで、今寺一丁 目から今寺四丁目まで、小曽木一丁目から小曽木五丁目まで、勝沼二丁目、木野下一 丁目、木野下二丁目、黒沢一丁目から黒沢三丁目まで、塩船、富岡一丁目から富岡三 丁目まで、成木一丁目から成木八丁目まで、根ヶ布一丁目、根ヶ布二丁目、野上町一 丁目、東青梅二丁目、東青梅三丁目、東青梅五丁目、東青梅六丁目、吹上、藤橋一丁 目から藤橋三丁目まで、師岡町一丁目、師岡町二丁目及び谷野並びに今井五丁目、今 寺五丁目、大門三丁目及び野上町二丁目の各一部を除く。)、府中市、昭島市、調布市、 町田市、小金井市(桜町三丁目、関野町一丁目及び関野町二丁目を除く。)、小平市(上 水新町一丁目から上水新町三丁目まで、上水本町一丁目から上水本町六丁目まで及び 上水南町一丁目から上水南町四丁目までに限る。)、日野市、国分寺市、国立市、福生 市、狛江市、武蔵村山市(大南一丁目から大南五丁目まで、学園一丁目から学園五丁 目まで、神明一丁目から神明四丁目まで、中央一丁目から中央五丁目まで、中藤一丁 目から中藤五丁目まで、本町三丁目から本町六丁目まで及び緑が丘並びに榎三丁目、 本町一丁目、本町二丁目、三ツ木一丁目及び三ツ木五丁目の各一部を除く。)、多摩市、

稲城市、羽村市、あきる野市、西多摩郡瑞穂町(大字二本木、大字駒形富士山、大字 高根及び大字富士山栗原新田並びに大字石畑及び大字箱根ケ崎の各一部を除く。)、同 郡日の出町、同郡檜原村及び同郡奥多摩町

山梨県の区域のうち、甲州市(塩山一ノ瀬高橋に限る。)及び北都留郡一円

多摩川から相 模川まで

神奈川県の区域のうち、横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び三浦郡一円

相模川

神奈川県の区域のうち、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市(寺山(字門戸口、字東迎谷、字上カスコロハシ、字陣賀、字タレスリ、字前地嶽沢、字中地嶽沢、字奥地嶽沢、字上地嶽沢、字水干、字下地嶽沢、字藤瘤、字下熊ヶ谷、字盥小屋、字中熊ヶ谷、字後熊ヶ谷、字佛沢、字ヨモキタイラ、字前熊ヶ谷、字上熊ヶ谷、字城山、字旭山、字前水沢中、字中水沢上、字前水沢、字中水沢下、字奥水沢、字風越、字護摩屋敷、字寒沢、字羽風、字桜久保、字鷹採、字槻沢、字深沢、字大久保及び字倉骨に限る。)に限る。)、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡一円及び愛甲郡一円

山梨県の区域のうち、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、南巨摩郡身延町(釜額(字川尻に限る。)及び中之倉(字川尻に限る。)に限る。)、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村及び同郡富士河口湖町(富士ヶ嶺を除く。)

関川

新潟県の区域のうち、糸魚川市(寺町、大町、横町、中央、東寺町、南寺町、本町、一の宮、上刈、蓮台寺、大字蓮台寺、寺島、大字大野、大字大久保、大字梶山、大字上野、大字別所、大字大神堂、大字山寺、大字山口、大字上横、大字杉之当、大字西山、大字蒲池、大字上野山、大字大工屋敷、大字和泉、大字栗山、大字根小屋、大字東中、大字上沢、大字小滝、大字山之坊、大字大所、大字岩木、大字頭山、大字西中、大字中谷内、大字大谷内、大字余所、大字西川原、大字山本、京ケ峰、清崎、新鉄、大字平牛(字草山に限る。)、押上、南押上、大字今村新田、大字歌、大字青海、大字須沢、大字寺地、大字田海、大字外波、大字橋立、大字上路及び大字市振を除く。)、妙高市及び上越市(安塚区、浦川原区、大島区、牧区、柿崎区、大潟区、頸城区、吉川区及び三和区を除く。)

長野県の区域のうち、長野市(戸隠(字戸隠山の一部に限る。)に限る。)、飯山市(大字富倉、大字旭(字内山、字長冷田、字涌井沢、字川下、字坂下、字細野入、字アソウネ、字ヤセウネ、字池尻、字細野、字向大沢、字居住、字大沢、字南沢、字姥懐、字家裏、字北沢、字大将陣、字東沢、字ツルネ及び字エスミ並びに字木落平、字上湯所、字落越、字下芳尾及び字後谷の各一部を除く。)及び大字緑(字前の林、字霧出、字黒岩、字片沢、字アケビ久保、字スガヌマ及び字ソブの一部に限る。)に限る。)及び上水内郡信濃町(大字野尻(字黒姫山の一部に限る。)、大字熊坂(字黒姫巣鷹山の一部に限る。)、大字古海、大字富濃(字宮沢及び字西原の各一部に限る。)及び大字柏原(字新生、字長水、字開発、字赤川、字向原、字瑞穂、字中原及び字西岡並びに字岡実、字湯ノ入、字鼠畑、字横手、字毛無及び字黒姫山の各一部に限る。)に限る。)

姫川	新潟県の区域のうち、糸魚川市(寺町、大町、横町、中央、東寺町、南寺町、本町、
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	一の宮、上刈、蓮台寺、大字蓮台寺、寺島、大字大野、大字大久保、大字梶山、大字
	上野、大字別所、大字大神堂、大字山寺、大字山口、大字上横、大字杉之当、大字西
	山、大字蒲池、大字上野山、大字大工屋敷、大字和泉、大字栗山、大字根小屋、大字
	東中、大字上沢、大字小滝、大字山之坊、大字大所、大字岩木、大字頭山、大字西中、
	大字中谷内、大字大谷内、大字余所、大字西川原、大字山本、京ケ峰、清崎、新鉄、
	大字平牛(字草山に限る。)、押上、南押上、大字今村新田、大字歌、大字青海、大字
	須沢、大字寺地、大字田海、大字外波、大字橋立及び大字市振(字北海沢、字上ノ詰、
	字後山、字南海沢、字足谷、字鳥越、字半三、字荒沢及び字大滝を除く。) に限る。)
	長野県の区域のうち、北安曇郡白馬村(大字北城(字東山の一部に限る。)及び大字
	神城(字セイド、字セイド南檜沢、字セイド吉原沢及び字熊ヶ入の各一部に限る。) を
	除く。)及び同郡小谷村
新潟県境から	新潟県の区域のうち、糸魚川市(大字上路及び大字市振(字北海沢、字上ノ詰、字
黒部川まで	後山、字南海沢、字足谷、字鳥越、字半三、字荒沢及び字大滝に限る。)に限る。) 富
	山県の区域のうち、下新川郡入善町(中沢、野中、今江、古林、西中及び舟見に限る。)
	及び同郡朝日町(大蓮華を除く。)
黒部川	富山県の区域のうち、富山市(有峰(字黒部谷割に限る。)に限る。)、黒部市(阿古
	屋野、阿弥陀堂、池尻、石田野、内生谷、尾中、尾山、笠破、嘉例沢、窪野、神谷、
	三ヶ山、釈迦堂、田籾、中陣、福平、別所、朴谷、柳沢及び山田並びに荒町、犬山、
	鏡野、田家新、田家野、中山、枕野及び本野の各一部を除く。)、中新川郡立山町(芦
	峅寺(字黒部奥山、字中ノ谷及び字別山並びに字浄土山及び字立山の各一部に限る。)
	に限る。)、下新川郡入善町(中沢、野中、今江、古林、西中及び舟見を除く。)及び同
	郡朝日町(大蓮華に限る。)
常願寺川	富山県の区域のうち、富山市(水橋、小見、小見亀谷入会、亀谷、中地山亀谷入会、
	才覚地、中地山、原、本宮、牧、大山松木、水須、和田、新町、岡田及び有峰(字黒
	部谷割を除く。)に限る。)、中新川郡舟橋村、同郡上市町(新屋、大岩、浅生、中ノ又、
	 黒部奥山、字中ノ谷及び字別山並びに字浄土山及び字立山の各一部に限る。)を除く。)
神通川	富山県の区域のうち、富山市(水橋、小見、小見亀谷入会、亀谷、中地山亀谷入会、
	 才覚地、中地山、原、本宮、牧、大山松木、水須、和田、新町、岡田、有峰、山田今
	山田、山田清水、山田牧及び山田沼又を除く。)及び南砺市(利賀村百瀬川、利賀村上
	百瀬及び利賀村上百瀬百瀬川入会に限る。)
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	在川町三谷、荘川町三尾河、荘川町寺河戸、荘川町黒谷、荘川町惣則、荘川町一色、
	在川町猿丸、荘川町新渕、荘川町町屋、荘川町野々俣、荘川町中畑、荘川町牧戸、荘
	川町牛丸、荘川町岩瀬、荘川町中野、荘川町赤谷、荘川町海上、荘川町尾上郷、一之
	宮町(字段に限る。)、久々野町辻、久々野町柳島、久々野町引下、久々野町小坊、久々
	野町木賊洞、久々野町長淀、久々野町渚、久々野町阿多粕、久々野町有道、久々野町
	內雪小>>> 八字對對大阪、八字對對相、八字對對門多相、八字對鬥用坦、八字對鬥

無数河、久々野町久々野、久々野町山梨、久々野町久須母、久々野町大西、久々野町小屋名、朝日町見座、朝日町小瀬、朝日町立岩、朝日町小谷、朝日町甲、朝日町万石、朝日町上ケ見、朝日町青屋、朝日町寺澤、朝日町浅井、朝日町大廣、朝日町黒川、朝日町寺附、朝日町一之宿、朝日町桑之島、朝日町西洞、朝日町宮之前、朝日町胡桃島、朝日町小瀬ケ洞、朝日町黍生谷、高根町中洞、高根町中之宿、高根町猪之鼻、高根町下之向、高根町日影、高根町大古井、高根町上ケ洞、高根町池ケ洞、高根町黍生、高根町阿多野郷、高根町野麦、高根町日和田、高根町留之原及び高根町小日和田を除く。)及び飛騨市

庄川

富山県の区域のうち、富山市(山田今山田、山田清水、山田牧及び山田沼又に限る。)、高岡市(下牧野、上牧野、中曽根、姫野、放生津、金屋、石丸、堀岡又新、下麻生伸町、下麻生、常国、葦附、中田、上麻生、滝、若杉、滝新、小泉新、山下、今泉、今泉新、島新、東保新及び下山田に限る。)、砺波市、南砺市(下梨、大島、篭渡、下出、東中江、高草嶺、夏焼、入谷、寿川、大崩島、祖山、杉尾、渡原、上松尾、田代、梨谷、小来栖、来栖、中畑、見座、相倉、上梨、田向、城、障子倉、皆葎、猪谷、小原、下出外三ケ村入会、高草嶺夏焼入会、高草嶺東中江夏焼入会、成出、楮、真木、東赤尾、新屋、上中田、田下、菅沼、上平細島、葎島、小瀬、漆谷、下島、西赤尾町、打越、桂、利賀村阿別当、利賀村新山、利賀村岩渕、利賀村上畠、利賀村大牧、利賀村太豆谷、利賀村押場、利賀村北島、利賀村北原、利賀村北豆谷、利賀村栗当、利賀村坂上、利賀村下原、利賀村仙野原、利賀村市窟、利賀村大勘場、利賀村高沼、利賀村大割場村町原、利賀村長崎、利賀村細島、利賀村水無、利賀村阿別当坂上入会、利賀村大勘場水無入会、杉谷、山見(字熊谷に限る。)、井波(字御屋敷に限る。)、北川(字熊谷に限る。)及び井波外四入会(字大橋平、字杉谷平、字大峯、字日南平、字熊谷及び字堂上に限る。)と限る。)及び射水市(庄西町一丁目及び庄西町二丁目を除く。)

岐阜県の区域のうち、高山市(清見町森茂、荘川町六厩、荘川町三谷、荘川町三尾河、荘川町寺河戸、荘川町黒谷、荘川町惣則、荘川町一色、荘川町猿丸、荘川町新渕、荘川町町屋、荘川町野々俣、荘川町中畑、荘川町牧戸、荘川町牛丸、荘川町岩瀬、荘川町中野、荘川町赤谷、荘川町海上及び荘川町尾上郷に限る。)、郡上市(高鷲町ひるがのに限る。)及び大野郡一円

庄川から石川 県境まで 富山県の区域のうち、高岡市(下牧野、上牧野、中曽根、姫野、放生津、金屋、石丸、堀岡又新、下麻生伸町、下麻生、常国、葦附、中田、上麻生、滝、若杉、滝新、小泉新、山下、今泉、今泉新、島新、東保新及び下山田を除く。)、氷見市、小矢部市、南砺市(下梨、大島、篭渡、下出、東中江、高草嶺、夏焼、入谷、寿川、大崩島、祖山、杉尾、渡原、上松尾、田代、梨谷、小来栖、来栖、中畑、見座、相倉、上梨、田向、城、障子倉、皆葎、猪谷、小原、下出外三ケ村入会、高草嶺夏焼入会、高草嶺東中江夏焼入会、成出、楮、真木、東赤尾、新屋、上中田、田下、菅沼、上平細島、葎島、小瀬、漆谷、下島、西赤尾町、打越、桂、利賀村阿別当、利賀村新山、利賀村岩渕、利賀村上島、利賀村大牧、利賀村大豆谷、利賀村押場、利賀村北島、利賀村北原、利賀村北豆谷、利賀村栗当、利賀村坂上、利賀村下原、利賀村仙野原、利賀村草嶺、

	利賀村大勘場、利賀村高沼、利賀村、利賀村栃原、利賀村長崎、利賀村細島、利賀村
	水無、利賀村阿別当坂上入会、利賀村大勘場水無入会、利賀村百瀬川、利賀村上百瀬、
	利賀村上百瀬百瀬川入会、杉谷、山見(字熊谷に限る。)、井波(字御屋敷に限る。)、
	北川(字熊谷に限る。)及び井波外四入会(字大橋平、字杉谷平、字大峯、字日南平、
	字熊谷及び字堂上に限る。)を除く。)及び射水市(庄西町一丁目及び庄西町二丁目に
	限る。)
手取川	石川県の区域のうち、小松市(小原町、新保町、津江町、花立町及び丸山町に限る。)、
	白山市、能美市、野々市市及び能美郡一円
手取川から福	石川県の区域のうち、小松市(小原町、新保町、津江町、花立町及び丸山町を除く。)
井県境まで	及び加賀市
九頭竜川	福井県の区域のうち、福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井
	市、吉田郡一円、今立郡一円、南条郡一円及び丹生郡一円
	岐阜県の区域のうち、郡上市(白鳥町石徹白に限る。)
九頭竜川から	福井県の区域のうち、敦賀市、小浜市、三方郡一円、大飯郡一円及び三方上中郡一
京都府境まで	円
富士川	長野県の区域のうち、南佐久郡南牧村(大字平沢の一部に限る。)、諏訪郡富士見町
	(富士見(字胡桃沢、字片瀬、字猿這平、字石荒澤、字加倉、字片瀬北、字有東山、
	字東ノ谷、字根重、字二ノ沢、字三ノ沢、字一ノ沢尾根、字古屋敷、字下原山、字宮
	ノ下及び字大沢山に限る。)を除く。)及び同郡原村(字廣河原、字原山、字広河原及
	び字広河原中山に限る。)
	山梨県の区域のうち、甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、
	笛吹市、甲州市(塩山一ノ瀬高橋を除く。)、中央市、西八代郡一円、南巨摩郡早川町、
	同郡身延町(釜額(字川尻に限る。)及び中之倉(字川尻に限る。)を除く。)、同郡南
	部町、同郡富士川町、中巨摩郡一円及び南都留郡富士河口湖町(富士ヶ嶺に限る。)
	静岡県の区域のうち、静岡市清水区(宍原、蒲原(字焼野、字中尾、字観音山、字
	横捲、字雨堤、字天神上、字梅原、字硯水、字桝形、字長堰堤外、字中河原、字六本
	松、字地蔵前、字慶徳、字谷津、字中道下、字操船、字馬洗川、字馬灌洲、字桝形向、
	字桝形向高台、字地震山下、字留出東、字六番向道下、字六番向道上、字六千坪、字
	向島、字稲荷上、字稲荷下、字向下河原、字前下河原、字豆地、字鍵ノ手及び字下馬
	灌洲並びに字陣出ヶ谷、字狼煙場、字常楽寺、字御殿山、字池田、字嘉右ヱ門堀及び
	字浜田の各一部に限る。)、蒲原一丁目、蒲原二丁目の一部、蒲原新栄及び蒲原東に限
	る。)、沼津市(植田、桃里、一本松、石川、平沼、原(字新道並びに字古田、字町場
	及び字女鹿塚の各一部に限る。)、井出(字月川及び字松木並びに字藤ボサ、字道下及
	び字丸山の各一部に限る。)及び西野(字霞の一部に限る。)に限る。)、富士宮市及び
	富士市(南松野(字桑木穴、字大代及び字麻畑を除く。)及び中之郷(字鍵穴、字四十
	九山、字川坂山、字大平及び字黒里の一部に限る。)を除く。)
矢作川	長野県の区域のうち、下伊那郡平谷村の一部及び同郡根羽村
	岐阜県の区域のうち、瑞浪市(陶町猿爪(字中ノ草の一部に限る。)に限る。)及び

恵那市(山岡町馬場山田(字峰山、字青木、字一貫平及び字三角に限る。)、明智町、明智町東方、明智町野志、明智町杉野、明智町横通、明智町大泉、明智町吉良見、明智町大田、明智町阿妻、串原、上矢作町、上矢作町漆原、上矢作町下及び上矢作町小田子に限る。)

愛知県の区域のうち、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市(作手黒瀬、作手菅沼、作手善夫、作手高里、作手田原及び作手中河内に限る。)、大府市、知立市、高浜市、豊明市、みよし市、愛知郡東郷町、知多郡東浦町、額田郡一円及び北設楽郡設楽町(東納庫、西納庫、田峯(字裏谷に限る。)及び津具(字東山、字飯篠島、字大離山、字天狗棚、字桧原山及び字箱渕に限る。)に限る。)

庄内川

岐阜県の区域のうち、多治見市(大針町、大薮町、北小木町及び姫町を除く。)、瑞 浪市(大湫町(字深山、字洞垣外、字長道、字沼ノ平、字浜井場、字中起、字鴻ノ巣、 字細久手、字童子ヶ根、字由良及び字町を除く。)及び陶町猿爪(字中ノ草の一部を除 く。)に限る。)、恵那市(長島町久須見、三郷町野井、武並町藤、武並町竹折、三郷町 椋実、三郷町佐々良木、山岡町馬場山田(字峰山、字青木、字一貫平及び字三角を除 く。)、山岡町釜屋、山岡町上手向、山岡町久保原、山岡町下手向、山岡町田沢、山岡 町田代及び山岡町原に限る。)及び土岐市

愛知県の区域のうち、名古屋市中川区(榎津西町、江松西町、かの里、島井町、新 家、戸田、戸田明正、戸田西、戸田ゆたか、富田町包里、富田町供米田、富田町千音 寺、富田町服部、富永、供米田、七反田町、服部、春田、東かの里町、東春田、福島 及び水里並びに江松、富田町榎津、西伏屋及び吉津の各一部を除く。)、名古屋市港区 (秋葉、大西、小川、川園、新茶屋、寺前町、七反野、西蟹田、西茶屋、西福田、八 百島、春田野、東蟹田、服屋、南陽町西福田及び南陽町福田前新田並びに知多、福田、 藤高、藤前及び船頭場の各一部を除く。)、一宮市(北小渕、定水寺、瀬部、丹陽町重 吉、千秋町浅野羽根、千秋町一色、千秋町浮野、千秋町勝栗、千秋町加納馬場、千秋 町加茂、千秋町小山、千秋町佐野、千秋町塩尻、千秋町芝原、千秋町天摩、千秋町穂 積塚本、千秋町町屋、小赤身、時之島、西大海道、春明、平島及び南小渕並びに浅井 町河端、浅井町東浅井、浅野、あずら、大赤見及び柚木颪の各一部に限る。)、瀬戸市、 春日井市、犬山市(犬山、上坂町、梅坪、塔野地西、羽黒朝日、羽黒鉾添、前原及び 前原西並びに上野、上野新町、木津、五郎丸東、橋爪、橋爪東、羽黒、羽黒栄、羽黒 惣境、楽田今村及び楽田長塚東の各一部を除く。)、江南市(小脇町小脇、鹿子島町、 小杁町一色、小杁町鴨ケ池、小杁町長者池西、小杁町長者家東、小杁町千代見、小杁 町寺ノ内、小杁町八幡、小杁町林、小杁町本郷、小杁町明土、中般若町、中般若町西、 中般若町東、宮田町泉、宮田町河沼、宮田町久保見、宮田町菖蒲池、宮田町新田、宮 田町中島、宮田町生原、宮田町藤ノ森、宮田町平和、宮田町本郷、宮田町本田島、宮 田町南野、宮田町南野東、宮田町四ツ谷、宮田神明町旭、宮田神明町春日、宮田神明 町栄、宮田神明町天王及び宮田神明町緑並びに後飛保町新開、後飛保町神明野、後飛 保町高瀬、後飛保町出島、後飛保町中町、後飛保町西町、後飛保町東高瀬、後飛保町 平野、後飛保町本郷、後飛保町前川、後飛保町宮前、後飛保町薬師、後飛保町両家、

草井町、草井町大野、草井町中、草井町中野、草井町西、草井町宮西、草井町宮東、 草井町若草、般若町中山、般若町東山、般若町前山、般若町南山、般若町宮山、藤ケ 丘、村久野町上原、村久野町金森、村久野町河戸、村久野町九郷、村久野町鈴道、村 久野町瀬頭、村久野町大門、村久野町寺東、村久野町寺町、村久野町鳥附、村久野町 中鄉、村久野町仲原、村久野町平河、村久野町平野、村久野町平松、村久野町藤里、 村久野町富士塚、村久野町南大門、村久野町宮出及び村久野町門弟山の各一部を除 く。)、小牧市、稲沢市(赤池坂畑町、赤池寺東町、赤池東山町、赤池広畑町、赤池真 崎町、井之口町、井之口大宮町、井之口四家町、北市場西町、北市場南町、日下部中 町、日下部花ノ木町、日下部東町、日下部南町、下津町、下津油田町、下津大門町、 下津北信正寺町、下津光明寺町、下津下町西、下津下町東、下津新町、下津住吉町、 下津高戸町、下津丹下田町、下津土山町、下津寺前町、下津二本杉町、下津ふじ塚町、 下津蛇池町、下津本郷町、下津南信正寺町、下津宮西町、下津矢口町及び六角堂西町 並びに赤池天王町、赤池北町、赤池中町、赤池南町、井之口親畑町、井之口柿ノ木町、 井之口北畑町、井之口白山町、日下部北町、日下部西町、日下部松野町、下津牛洗町、 下津片町、下津北山町、下津鞍掛町、下津小井戸町、下津長田町、下津穂所町、下津 南山町、下津森町、増田北町、増田西町及び増田南町の各一部に限る。)、東海市、尾 張旭市、岩倉市、日進市、清須市、北名古屋市、あま市(上萱津、栄、坂牧、下萱津、 中萱津、西新宿及び本郷並びに森、石作、方領、甚目寺及び新居屋の各一部に限る。)、 長久手市、西春日井郡一円、丹羽郡大口町、同郡扶桑町(小渕、山那及び南山名の一 部を除く。)及び海部郡大治町(西條、中島、花常、砂子及び三本木の各一部を除く。)

木曽川

長野県の区域のうち、木曽郡上松町、同郡南木曽町、同郡木祖村、同郡王滝村、同郡大桑村及び同郡木曽町

岐阜県の区域のうち、岐阜市、大垣市、高山市(清見町楢谷、清見町大原、一之宮 町(字段に限る。)、久々野町辻、久々野町柳島、久々野町引下、久々野町小坊、久々 野町木賊洞、久々野町長淀、久々野町渚、久々野町阿多粕、久々野町有道、久々野町 無数河、久々野町久々野、久々野町山梨、久々野町久須母、久々野町大西、久々野町 小屋名、朝日町見座、朝日町小瀬、朝日町立岩、朝日町小谷、朝日町甲、朝日町万石、 朝日町上ケ見、朝日町青屋、朝日町寺澤、朝日町浅井、朝日町大廣、朝日町黒川、朝 日町寺附、朝日町一之宿、朝日町桑之島、朝日町西洞、朝日町宮之前、朝日町胡桃島、 朝日町小瀬ケ洞、朝日町黍生谷、高根町中洞、高根町中之宿、高根町猪之鼻、高根町 下之向、高根町日影、高根町大古井、高根町上ケ洞、高根町池ケ洞、高根町黍生、高 根町阿多野郷、高根町野麦、高根町日和田、高根町留之原及び高根町小日和田に限 る。)、多治見市(大針町、大薮町、北小木町及び姫町に限る。)、関市、中津川市、美 濃市、瑞浪市(日吉町及び大湫町(字深山、字洞垣外、字長道、字沼ノ平、字浜井場、 字中起、字鴻ノ巣、字細久手、字童子ヶ根、字由良及び字町に限る。)に限る。)、羽島 市、恵那市(長島町久須見、三郷町野井、武並町藤、武並町竹折、三郷町椋実、三郷 町佐々良木、山岡町馬場山田、山岡町釜屋、山岡町上手向、山岡町久保原、山岡町下 手向、山岡町田沢、山岡町田代、山岡町原、明智町、明智町東方、明智町野志、明智

町杉野、明智町横通、明智町大泉、明智町吉良見、明智町大田、明智町阿妻、串原、 上矢作町、上矢作町漆原、上矢作町下及び上矢作町小田子を除く。)、美濃加茂市、各 務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市(白鳥町石徹白及び高鷲町ひるが のを除く。)、下呂市、海津市、羽島郡一円、養老郡一円、不破郡一円、安八郡一円、 揖斐郡一円、本巣郡一円、加茂郡一円及び可児郡一円

愛知県の区域のうち、一宮市(浅井町江森、浅井町大野、浅井町大日比野、浅井町 尾関、浅井町河田、浅井町黒岩、浅井町前野、上祖父江、北方町北方、北方町中島、 光明寺、笹野、更屋敷、島村、杉山、冨田、西五条、西中野、東加賀野井及び祐久並 びに田所、浅井町河端、浅井町小日比野、浅井町東浅井、浅井町西浅井、浅井町西海 戸、大毛、奥町、開明、木曽川町黒田、木曽川町里小牧、木曽川町外割田、木曽川町 玉ノ井、北今、北方町曽根、三条、高田、小信中島、富塚、西荻原、蓮池、東五条及 び明地の各一部に限る。)、津島市(大縄町並びに上新田町、下新田町、江西町、河田 町及び老松町の各一部に限る。)、犬山市(犬山、今井、上坂町、内田東町、梅坪、栗 栖、善師野、長者町、継鹿尾、天神町、塔野地、塔野地北、塔野地西、塔野地杉、富 岡、富岡新町、富岡南、羽黒朝日、羽黒安戸西、羽黒安戸南、羽黒新赤坂、羽黒新外 山、羽黒鉾添、前原、前原味鹿、前原西、前原南、松本町、池野安楽寺及び丸山天白 町並びに上野、上野新町、木津、五郎丸東、橋爪、橋爪東、羽黒、羽黒栄、羽黒惣境、 楽田今村及び楽田長塚東の各一部に限る。)、江南市(小脇町小脇、鹿子島町、小杁町 一色、小杁町鴨ケ池、小杁町長者毛西、小杁町長者毛東、小杁町千代見、小杁町寺ノ 内、小杁町八幡、小杁町林、小杁町本郷、小杁町明十、中般若町、中般若町西、中般 若町東、宮田町泉、宮田町河沼、宮田町久保見、宮田町菖蒲池、宮田町新田、宮田町 中島、宮田町生原、宮田町藤ノ森、宮田町平和、宮田町本郷、宮田町本田島、宮田町 南野、宮田町南野東、宮田町宮東、宮田町四ツ谷、宮田神明町旭、宮田神明町春日、 宮田神明町栄、宮田神明町天王及び宮田神明町緑並びに河野町一色、河野町川西、河 野町管竹、河野町河野、河野町小脇、河野町五十間、後飛保町新開、後飛保町神明野、 後飛保町高瀬、後飛保町出島、後飛保町中町、後飛保町西町、後飛保町東高瀬、後飛 保町平野、後飛保町本郷、後飛保町前川、後飛保町宮前、後飛保町薬師、後飛保町両 家、草井町、草井町大野、草井町中、草井町中野、草井町西、草井町宮西、草井町宮 東、草井町若草、般若町中山、般若町東山、般若町前山、般若町南山、般若町宮山、 藤ケ丘、村久野町上原、村久野町金森、村久野町河戸、村久野町九郷、村久野町鈴道、 村久野町瀬頭、村久野町大門、村久野町寺東、村久野町寺町、村久野町鳥附、村久野 町中郷、村久野町仲原、村久野町平河、村久野町平野、村久野町平松、村久野町藤里、 村久野町富士塚、村久野町南大門、村久野町宮出及び村久野町門弟山の各一部に限 る。)、稲沢市(祖父江町馬飼、祖父江町神明津、祖父江町西鵜之本、祖父江町野田、 祖父江町拾町野及び祖父江町四貫並びに祖父江町祖父江、祖父江町上牧、祖父江町桜 方、祖父江町島本、祖父江町中牧、祖父江町山崎及び祖父江町両寺内の各一部に限 る。)、愛西市(赤目町、石田町、江西町、葛木町、川北町、給父町、三和町、塩田町、 下一色町、下大牧町、新右工門新田町、雀ケ森町、高畑町、立田町、立石町、小茂井 町、戸倉町、早尾町、藤ケ瀬町、宮地町、元赤目町、森川町、山路町及び四会町並び に鵜多須町、内佐屋町、草平町、佐屋町、下東川町、鷹場町、西保町及び町方町の各 一部に限る。)、弥富市(川平並びに五之三町、五之三川平及び五明の各一部に限る。) 及び丹羽郡扶桑町(小渕、山那及び南山名の一部に限る。)

三重県の区域のうち、桑名市(油町、相生町、相川町、今片町、今北町、今中町、 入江葭町、伊賀町、一色町、内堀、駅元町、江戸町、大山田一丁目から大山田八丁目 まで、掛樋、鍜治町、春日町、片町、萱町、川口町、川崎町、北魚町、北川原台、北 寺町、北鍋屋町、京橋町、京町、清竹の丘、紺屋町、寿町一丁目から寿町三丁目まで、 三栄町、参宮通、三之丸、清水町、職人町、新築町、神成町一丁目、神成町二丁目、 新西方一丁目から新西方七丁目まで、新町、新屋敷、新矢田二丁目、末広町、住吉町、 船馬町、外堀、桑栄町、田町、大央町、高塚町一丁目から高塚町六丁目まで、多度町 猪飼、多度町大鳥居、多度町小山、多度町香取、多度町上之郷、多度町北猪飼、多度 町古野、多度町下野代、多度町多度、多度町多度一丁目、多度町多度二丁目、多度町 力尾、多度町戸津、多度町中須、多度町西平賀新田、多度町東平賀、多度町肱江、多 度町平古、多度町美鹿、多度町福永、多度町御衣野、多度町南之郷、多度町柚井、太 一丸、中央町一丁目から中央町五丁目まで、千代田町、筒尾一丁目から筒尾九丁目ま で、堤原、伝馬町、常盤町、殿町、長島町赤地、長島町浦安、長島町老松、長島町大 倉、長島町大島、長島町押付、長島町鎌ケ地、長島町上坂手、長島町北殿名、長島町 源部外面、長島町高座、長島町高座東、長島町小島、長島町駒江、長島町下坂手、長 島町新所、長島町杉江、長島町千倉、長島町出口、長島町十日外面、長島町殿名、長 島町中川、長島町長島萱町、長島町長島下町、長島町長島中町、長島町西川、長島町 西外面、長島町西外面市街、長島町白鶏、長島町平方、長島町福豊、長島町福吉、長 島町東殿名、長島町又木、長島町又木市街、長島町松蔭、長島町松ケ島、島町松之木、 長島町間々、長島町横満蔵、長島町葭ケ須、西鍋屋町、蓮見町、八間通、八幡町、東 太一丸、東鍋屋町、東矢田町、陽だまりの丘一丁目から陽だまりの丘八丁目まで、枇 杷島台、福島新町、藤が丘一丁目から藤が丘四丁目まで、藤が丘九丁目、風呂町、宝 殿町、本町、宮通、宮町、三崎通、南寺町、南魚町、元赤須賀、柳原、矢田磧、有楽 町、吉之丸、吉津屋町、大字赤須賀、大字今島、大字尾野山、大字蛎塚新田、大字上 之輪新田、大字上深谷部、大字桑名、大字地蔵、大字下深谷部、大字太平町、大字立 田町、大字西汰上、大字播磨、大字東野、大字東汰上及び大字福島並びに青葉町一丁 目、青葉町二丁目、馬道一丁目、梅園通、桜通、汐見町一丁目、汐見町二丁目、新矢 田一丁目、西矢田町、松並町一丁目、松ノ木一丁目、三ツ矢橋、大字和泉、大字江場、 大字大貝須、大字北別所、大字小泉、大字小貝須、大字大福、大字西方、大字西別所、 大字東方、大字福岡町、大字福江、大字福地、大字本願寺及び大字矢田の各一部に限 る。) 及び桑名郡一円

北伊豆

静岡県の区域のうち、沼津市(植田、桃里、一本松、石川、平沼、原(字新道並びに字古田、字町場及び字女鹿塚の各一部に限る。)、井出(字月川及び字松木並びに字藤ボサ、字道下及び字丸山の各一部に限る。)及び西野(字霞の一部に限る。)を除く。)、

熱海市、三島市、伊東市、御殿場市(大堰、小倉野、上小林、茱萸沢、柴怒田、塚原、 東山、仁杉、増田、水土野、六日市場、山尾田、山之尻、中丸、清後、西田中、二枚 橋、北久原、御殿場、古沢、深沢(字丸嶽の一部を除く。)、東田中(字便船塚、字土 手下及び字向追出シに限る。)、新橋(字向田下、字向田、字便船塚、字平塚、字曲田、 字寺地、字松ノ木田、字二反田上、字樋口、字観音堂、字外田、字東町、字上ノ田、 字中田、字六角堂及び字前畑の一部に限る。)、二の岡一丁目の一部、萩原(字飯盛塚 を除く。)及び中畑(字鍋有沢、字五郎作、字永坂及び字中島並びに字蕪木沢、字西沢 及び字大子山の各一部に限る。)を除く。)、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡一円、 駿東郡清水町及び同郡長泉町

安倍川

静岡県の区域のうち、静岡市葵区(平山、井川、岩崎、田代、小河内、上坂本、長 尾、北沼上、瀬名、瀬名一丁目から瀬名七丁目まで、瀬名川、瀬名川一丁目から瀬名 川三丁目まで、瀬名中央一丁目から瀬名中央四丁目まで、東瀬名町、南瀬名町、南沼 上、北、羽高、東、有永、南、薬師、諏訪、柳原、赤松、漆山、前林、芝原、平柳、 天神前、牛田、豊地、野丈、観山、岳美一丁目、池ヶ谷、岳美、立石、加藤島、東千 代田一丁目から東千代田三丁目まで、千代田一丁目から千代田七丁目まで、千代田、 竜南一丁目から竜南三丁目まで、城北、城北二丁目、唐瀬一丁目から唐瀬三丁目まで、 川合、川合新田、上土新田、沓谷一丁目から沓谷六丁目まで、上沓谷町、大岩宮下町、 沓谷、大岩、大岩町、大岩一丁目から大岩四丁目まで、大岩本町、北安東一丁目から 北安東五丁目まで、安東一丁目から安東三丁目まで、安東柳町、池ヶ谷東、駿府城公 園、流通センター、上足洗、上足洗一丁目から上足洗四丁目まで、西千代田町、長沼 町一丁目から長沼町三丁目まで、長沼一丁目から長沼三丁目まで、古庄、古庄二丁目 から古庄四丁目まで、宮前町、銭座町、巴町、緑町、太田町、瓦場町、城東町、横内 町、東草深町、西草深町、長谷町、丸山町、浅間町、浅間町一丁目、浅間町二丁目、 城内町、水落町、東鷹匠町、駿府町、春日一丁目、春日三丁目、春日町、鷹匠三丁目、 黒俣(字横野に限る。)、西又、相俣(字竹山、字アミダ沢、字大松ノホツ及び字竹ノ 沢に限る。)、富厚里(字大イラボウ日向及び字大イラボウの各一部に限る。)、小布杉 (字ダイラボウを除く。)及び富沢(字堂の平に限る。)並びに長沼、柚木、春日二丁 目、音羽町、相生町、鷹匠一丁目、鷹匠二丁目、中町、追手町、馬場町、車町、八千 代町、宮ヶ崎町及び安倍町の各一部を除く。)及び静岡市駿河区(国吉田一丁目並びに 弥生町及び中吉田の各一部を除く。)

大井川

静岡県の区域のうち、静岡市葵区(井川、岩崎、田代、小河内及び上坂本に限る。)、 島田市(阿知ヶ谷(字西ノ谷山、字金谷沢山、字姥ヶ山、字柳沢、字丸山、字大欠谷 山、字桃木谷、字赤坂、字赤坂奥、字大石山、字中山奥、字中山、字戸石、字雲明山、 字馬平、字天神山、字東山、字岩渕及び字地蔵山の一部に限る。)、岸(字和田平、字 山護神尾、字岸尾山、字南岸尾、字馬坂、字八島平、字宮前、字奥ノ谷及び字下山に 限る。)、東光寺(字中山、字風呂屋、字次郎右エ門沢、字田ノ沢、字市兔、字向山、 字ゾウゾ場、字南、字漆畑、字栗畑、字山西尾、字山中尾、字山東尾、字トトリ沢、 字屋敷、字村上山、字山ノ神、字与左エ門屋敷、字大久保山、字日吉山、字池ノ沢、 字大門、字郷沢、字尻高尾、字市坂、字山護神、字惣ヶ谷、字元小屋、字院主田、字 坊主、字小屋平、字ヌメリ沢、字栗田、字葛根川及び字戊平に限る。)、大代(字安田 及び字西浦に限る。)、志戸呂(字安田原、字舟木、字宇戸呂、字勘六山、字香木平、 字沢西、字日向平、字日向平下、字原下、字沢東、字沢北、字喜左エ門沢、字坂ノ北、 字大曲、字歯ぬき山及び字切通南に限る。)、菊川(字向山、字霧ヶ久保、字大鹿山、 字原下、字熊ヶ谷、字土原、字芝原、字天神上、字栗原、字焼沢、字原ノ下、字長者 屋敷、字屋敷、字ウトウ、字ナギノ山、字地尻、字堂ノ上、字瀬戸、字高見、字官ノ 脇、字沢間、字沢向、字宮ノ上、字峯平、字峯ノ平、字沢奥、字渚ノ久保、字栗ノ木 林、字丸山、字下之山、字稲荷山、字菊川、字宮ノ前、字矢坪山、字矢坪沢、字大日 陰、字中尾羽根、字青木坂、字伊ノ木沢、字上ノ段、字賀久戸、字上ノ山及び字牧ノ 原下に限る。)、佐夜鹿(字青木、字大井久保、字宮ノ上、字堂の後、字宮の脇、字大 桜、字薙ノ下、字薙の上、字玄信沢、字茶屋坂、字弁天下、字樫塚、字井戸沢、字滝 の上、字亀久保及び字大井平に限る。)、神谷城(字田島山、字川久保、字欠下、字日 影山、字沢頭、字桃の木平、字ジンダス久保、字高根沢、字アンチ山、字坂下、字渚 ノ山、字ヲギノ山、字南原沢、字松林、字屋敷上、字鎧塚、字フリヤ戸、字吹込、字 屋敷下、字蛇ハミ、字栗下、字潮ノ田、字中尾、字大平、字原、字落井、字合戸及び 字段に限る。)及び切山(字向田、字向山、字奥山、字大欠、字蛇喰、字梅田、字丸山 越、字三本松、字川奥、字藪下、字沼尻、字海戸、字青木、字中沢、字大平、字大石 ヶ谷、字大久保、字清ヶ谷、字裏越、字山神沢及び字中島奥に限る。) 並びに東町、道 悦一丁目及び道悦五丁目の各一部を除く。)、焼津市(相川、上泉、上小杉、上新田、 下江留、下小杉、高新田、中島、西島、飯淵、藤守、宗高、吉永及び利右衛門に限る。)、 藤枝市(瀬戸ノ谷(字黒山、字石佛、字堂平、字萩山、字平畑、字下大久保、字赤羽 根、字上の山、字奥沢、字谷奥、字中村平、字鯉沢、字宮の沢、字宮下、字上平、字 久平、字中草、字諸窪、字金打所、字天王後、字大崩、字菖蒲窪、字大久保沢、字鼻 崎、字高根沢、字高根、字大樋、字御坂、字寺軒、字何カイト、字ワダ、字日の京、 字海谷沢、字向山、字沢谷、字向平、字杉尾、字坂下、字四十八曲、字地蔵段及び字 艫手並びに字杔藪、字鳥居原、字道東及び字沢尻の各一部に限る。)並びに大洲一丁目 から大洲四丁目まで、大西町一丁目、青南町二丁目、青南町四丁目、大東町及び弥左 衛門の各一部に限る。)、榛原郡吉田町及び同郡川根本町(下長尾(字権現、字権現奥、 字多代及び字ワラビ久保の一部に限る。)を除く。)

大井川から天 竜川まで 静岡県の区域のうち、浜松市天竜区(春野町花島(字井戸沢に限る。)及び春野町大時(字石アラ、字釜ノ本及び字原沢の一部に限る。)に限る。)、島田市(大代(字安田及び字西浦に限る。)、志戸呂(字安田原、字舟木、字宇戸呂、字勘六山、字香木平、字沢西、字日向平、字日向平下、字原下、字沢東、字沢北、字喜左エ門沢、字坂ノ北、字大曲、字歯ぬき山及び字切通南に限る。)、菊川(字向山、字霧ヶ久保、字大鹿山、字原下、字熊ヶ谷、字土原、字芝原、字天神上、字栗原、字焼沢、字原ノ下、字長者屋敷、字屋敷、字ウトウ、字ナギノ山、字地尻、字堂ノ上、字瀬戸、字高見、字官ノ脇、字沢間、字沢向、字宮ノ上、字峯平、字峯ノ平、字沢奥、字渚ノ久保、字栗ノ木

林、字丸山、字下之山、字稲荷山、字菊川、字宮ノ前、字矢坪山、字矢坪沢、字大日 陰、字中尾羽根、字青木坂、字伊ノ木沢、字上ノ段、字賀久戸、字上ノ山及び字牧ノ 原下に限る。)、佐夜鹿(字青木、字大井久保、字宮ノ上、字堂の後、字宮の脇、字大 桜、字薙ノ下、字薙の上、字玄信沢、字茶屋坂、字弁天下、字樫塚、字井戸沢、字滝 の上、字亀久保及び字大井平に限る。)、神谷城(字田島山、字川久保、字欠下、字日 影山、字沢頭、字桃の木平、字ジンダス久保、字高根沢、字アンチ山、字坂下、字渚 ノ山、字ヲギノ山、字南原沢、字松林、字屋敷上、字鎧塚、字フリヤ戸、字吹込、字 屋敷下、字蛇ハミ、字栗下、字潮ノ田、字中尾、字大平、字原、字落井、字合戸及び 字段に限る。)及び切山(字向田、字向山、字奥山、字大欠、字蛇喰、字梅田、字丸山 越、字三本松、字川奥、字藪下、字沼尻、字海戸、字青木、字中沢、字大平、字大石 ヶ谷、字大久保、字清ヶ谷、字裏越、字山神沢及び字中島奥に限る。) に限る。)、磐田 市(匂坂中(字大久保道下、字宮ノ越及び字梵天に限る。)、匂坂上(字下欠、字稲荷 山、字上谷、字馬坂谷及び字上欠に限る。)、寺谷(字南谷、字水久保、字野中、字上 原土入坂上、字大道東、字上原丁子塚、字中坂南、字大道西、字坂上、字内割上原大 丸塚、字内割上原大丸上、字丁子塚、字上原五平坂上、字上原米塚南及び字上原土入 坂上東に限る。)、上野部 (字伊折、字神田、字栗下、字雨垂、字宿平、字本村、字田 ヶ谷、字切上及び字池ヶ谷に限る。)、下野部(字西山、字谷田ヶ谷、字浦山、字亀井 戸、字居屋敷、字墓ヶ谷、字ミドヶ谷、字西山北、字西山、字谷口谷、字裏山、字善 吉谷、字才半谷、字屋敷付、字西谷、字沢山、字戸ノ谷、字高五郎、字西ノ谷、字前 山、字カンカン、字シンサカ、字ササヤブ、字小田ヶ谷、字奥山、字新林、字トイガ ヤ、字蛇谷、字市ノ沢、字向田、字洞ヶ谷、字屋敷東山、字仙南谷、字茄子平、字須 山、字竹ヶ谷、字新平山、字森戸、字向山、字古宮浦、字西浦、字谷口、字板屋、字 中ノ谷及び字押越に限る。)、社山(字押越に限る。)、上神増(字新林、字五十谷、字 宮北、字宮東、字中ノ谷、字欠ノ下及び字甲半に限る。)、神増(字大平、字谷坂口北、 字谷城口南、字大谷口、字大谷、字千房谷口、字千房谷口南、字彦平谷、字彦平、字 細欠口及び字細欠に限る。)、平松(字登谷、字上大谷、字土居上、字間代谷、字血ノ 谷下、字血ノ谷、字血ノ谷南、字水谷、字聟坂、字深ノ谷、字上ノ平北、字藪ノ下、 字上ノ平南、字金谷、字宮坂、字中平、字大欠、字猫谷、字猫谷下、字猫谷南、字鳥 谷下、字岨山新田、字上谷、字大工平、字長谷、字槻谷、字大谷、字女平、字境山及 び字下谷に限る。)、壱貫地(字道上及び字東川原に限る。)、下神増(字堤外、字上野、 字柳野及び字寺前に限る。)、請負新田、海老島、大中瀬、岡、掛塚、川袋、小中瀬、 駒場、十郎島、白羽、須恵新田、清庵浜請負新田、高木、飛平松、豊岡、中平松、西 平松、浜新田、東平松、平間、堀之内、松本、南平松、宮本、竜洋中島、竜洋稗原、 一言、赤池、池田、海老塚、上新屋、上本郷、上万能、加茂、気子島、源平新田、小 立野、笹原島、下本郷、下万能、高見丘、立野、東名、富丘、富里、豊田、豊田西之 島、中田、長森、東原、宮之一色、森岡、森下、森本及び弥藤太島を除く。)、掛川市、 袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市及び周智郡森町(三倉(字川場、字飛ノ久、字 柿久保、字滝沢、字西山、字夏秋、字姉久保、字戸井渕、字折地及び字三丸の一部に

限る。) を除く。)

天竜川

静岡県の区域のうち、浜松市東区(笠井新田町、上石田町、原島町、笠井上町、豊 町、笠井町、豊西町、恒武町、貴平町、常光町、流通元町、白鳥町、下石田町、松小 池町、中里町、北島町、安新町、篠ヶ瀬町、薬師町、薬新町、安間町、国吉町、中野 町、天龍川町、龍光町、材木町及び長鶴町並びに中郡町、大島町、市野町、天王町、 上新屋町、丸塚町、上西町、宮竹町、和田町及び大蒲町の各一部に限る。)、浜松市南 区(青屋町、西町、長田町、鶴見町、新貝町、大塚町、老間町、東町、金折町、河輪 町及び三新町並びに飯田町、下飯田町、石原町、古川町、立野町、下江町、富屋町、 松島町、西島町及び遠州浜の各一部に限る。)、浜松市浜北区(寺島、上島、永島、上 善地、新堀、高薗、新野、八幡、油一色、竜南及び善地並びに中瀬、本沢合、西美薗、 東美薗、高畑、横須賀及び中条の各一部に限る。)、浜松市天竜区(春野町花島(字井 戸沢に限る。)及び春野町大時(字石アラ、字釜ノ本及び字原沢の一部に限る。)を除 く。)、磐田市(匂坂中(字大久保道下、字宮ノ越及び字梵天に限る。)、匂坂上(字下 欠、字稲荷山、字上谷、字馬坂谷及び字上欠に限る。)、寺谷(字南谷、字水久保、字 野中、字上原土入坂上、字大道東、字上原丁子塚、字中坂南、字大道西、字坂上、字 内割上原大丸塚、字内割上原大丸上、字丁子塚、字上原五平坂上、字上原米塚南及び 字上原土入坂上東に限る。)、上野部(字伊折、字神田、字栗下、字雨垂、字宿平、字 本村、字田ヶ谷、字切上及び字池ヶ谷に限る。)、下野部(字西山、字谷田ヶ谷、字浦 山、字亀井戸、字居屋敷、字墓ヶ谷、字ミドヶ谷、字西山北、字西山、字谷口谷、字 裏山、字善吉谷、字才半谷、字屋敷付、字西谷、字沢山、字戸ノ谷、字高五郎、字西 ノ谷、字前山、字カンカン、字シンサカ、字ササヤブ、字小田ヶ谷、字奥山、字新林、 字トイガヤ、字蛇谷、字市ノ沢、字向田、字洞ヶ谷、字屋敷東山、字仙南谷、字茄子 平、字須山、字竹ヶ谷、字新平山、字森戸、字向山、字古宮浦、字西浦、字谷口、字 板屋、字中ノ谷及び字押越に限る。)、社山(字押越に限る。)、上神増(字新林、字五 十谷、字宮北、字宮東、字中ノ谷、字欠ノ下及び字甲半に限る。)、神増(字大平、字 谷坂口北、字谷城口南、字大谷口、字大谷、字千房谷口、字千房谷口南、字彦平谷、 字彦平、字細欠口及び字細欠に限る。)、平松(字登谷、字上大谷、字土居上、字間代 谷、字血ノ谷下、字血ノ谷、字血ノ谷南、字水谷、字聟坂、字深ノ谷、字上ノ平北、 字藪ノ下、字上ノ平南、字金谷、字宮坂、字中平、字大欠、字猫谷、字猫谷下、字猫 谷南、字鳥谷下、字岨山新田、字上谷、字大工平、字長谷、字槻谷、字大谷、字女平、 字境山及び字下谷に限る。)、壱貫地(字道上及び字東川原に限る。)、下神増(字堤外、 字上野、字柳野及び字寺前に限る。)、請負新田、海老島、大中瀬、岡、掛塚、川袋、 小中瀬、駒場、十郎島、白羽、須恵新田、清庵浜請負新田、高木、飛平松、豊岡、中 平松、西平松、浜新田、東平松、平間、堀之内、松本、南平松、宮本、竜洋中島、竜 洋稗原、一言、赤池、池田、海老塚、上新屋、上本郷、上万能、加茂、気子島、源平 新田、小立野、笹原島、下本郷、下万能、高見丘、立野、東名、富丘、富里、豊田、 豊田西之島、中田、長森、東原、宮之一色、森岡、森下、森本及び弥藤太島に限る。)、 榛原郡川根本町(下長尾(字権現、字権現奥、字多代及び字ワラビ久保の一部に限る。)

に限る。)及び周智郡森町(三倉(字川場、字飛ノ久、字柿久保、字滝沢、字西山、字 夏秋、字姉久保、字戸井渕、字折地及び字三丸の一部に限る。)に限る。) 愛知県の区域のうち、北設楽郡設楽町(東納庫、西納庫、田峯、荒尾、大名倉、川 合、川向、清崎、小松、田口、田内、豊邦、長江、松戸、三都橋、八橋、和市及び津 具(字簀ノ子、字中山、字向洞、字東山、字飯篠島、字大離山、字天狗棚、字桧原山 及び字箱渕に限る。)を除く。)、同郡東栄町及び同郡豊根村 長野県の区域のうち、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、塩尻 市(大字北小野及び大字旧塩尻(字東山に限る。)に限る。)、諏訪郡下諏訪町、同郡富 士見町(富士見(字胡桃沢、字片瀬、字猿這平、字石荒澤、字加倉、字片瀬北、字有 東山、字東ノ谷、字根重、字二ノ沢、字三ノ沢、字一ノ沢尾根、字古屋敷、字下原山、 字宮ノ下及び字大沢山に限る。)に限る。)、同郡原村(字廣河原、字原山、字広河原及 び字広河原中山を除く。)、上伊那郡一円、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、 同郡阿智村、同郡平谷村の一部、同郡下條村、同郡売木村、同郡天龍村、同郡泰阜村、 同郡喬木村、同郡豊丘村及び同郡大鹿村 豊川から矢作 愛知県の区域のうち、豊橋市、豊川市、新城市(作手黒瀬、作手菅沼、作手善夫、 川まで 作手高里、作手田原及び作手中河内を除く。)及び北設楽郡設楽町(田峯(字裏谷を除 く。)、荒尾、大名倉、川合、川向、清崎、小松、田口、田内、豊邦、長江、松戸、三 都橋、八橋、和市及び津具(字簀ノ子、字中山及び字向洞に限る。)に限る。) 鈴鹿川 三重県の区域のうち、四日市市(楠町南川及び楠町南五味塚に限る。)、鈴鹿市(大 久保町を除く。)及び亀山市 三重県の区域のうち、津市(美杉町太郎生を除く。)、松阪市、多気郡多気町(車川、 鈴鹿川から宮 川まで 色太及び土屋を除く。)及び同郡明和町 宮川 三重県の区域のうち、伊勢市、多気郡多気町(車川、色太及び土屋に限る。)、同郡 大台町、度会郡玉城町、同郡度会町及び同郡大紀町(錦を除く。) 三重県の区域のうち、尾鷲市(大字南浦(字川原小屋、字傾城小屋、字割石及び字 宮川から熊野 川まで 高鉢に限る。)を除く。)、鳥羽市、熊野市(新鹿町、有馬町、磯崎町、井戸町、大泊町、 金山町、木本町、久生屋町、須野町、二木島里町、二木島町、波田須町、甫母町及び 遊木町に限る。)、志摩市、度会郡大紀町(錦に限る。)、同郡南伊勢町、北牟婁郡一円 及び南牟婁郡御浜町(大字川瀬(字小屋谷及び字美野畑に限る。)、大字上野(字フト 谷に限る。)及び大字神木(字ヒラタに限る。)を除く。) 奈良県の区域のうち、吉野郡上北山村(大字白川の一部に限る。) 熊野川 三重県の区域のうち、尾鷲市(大字南浦(字川原小屋、字傾城小屋、字割石及び字 高鉢に限る。)に限る。)、熊野市(新鹿町、有馬町、磯崎町、井戸町、大泊町、金山町、 木本町、久生屋町、須野町、二木島里町、二木島町、波田須町、甫母町及び遊木町を 除く。)、南牟婁郡御浜町(大字川瀬(字小屋谷及び字美野畑に限る。)、大字上野(字 フト谷に限る。) 及び大字神木 (字ヒラタに限る。) に限る。) 及び同郡紀宝町 奈良県の区域のうち、五條市(大塔町宇井、大塔町小代、大塔町阪本、大塔町猿谷、 大塔町篠原、大塔町清水、大塔町簾、大塔町惣谷、大塔町辻堂、大塔町殿野、大塔町

唐笠、大塔町閉君、大塔町堂平、大塔町中井傍示、大塔町中原、大塔町中峯、大塔町 飛養曽及び大塔町引土に限る。)、吉野郡天川村(大字洞川(鳴川山国有林に限る。)を 除く。)、同郡野迫川村、同郡十津川村(大字上湯川の一部を除く。)、同郡下北山村及 び同郡上北山村(大字白川の一部を除く。)

和歌山県の区域のうち、田辺市(中辺路町野中(字平井川落群谷に限る。)、中辺路町道湯川、本宮町伏拝、本宮町三越(字東ノ川、字五間木谷、字井谷、字末無、字栗木休場、字栩庭、字大家谷及び字芋薮谷を除く。)、本宮町一本松、本宮町大居、本宮町上切原、本宮町切畑、本宮町土河屋、本宮町本宮、本宮町渡瀬、本宮町湯峯、本宮町下湯川、本宮町曲川、本宮町檜葉、本宮町小々森、本宮町皆地、本宮町武住、本宮町大瀬、本宮町久保野、本宮町平治川、本宮町大津荷、本宮町請川、本宮町耳打、本宮町皆瀬川、本宮町田代、本宮町川湯、本宮町上大野、本宮町東和田、本宮町静川、本宮町養尾谷、本宮町野竹、本宮町高山、本宮町小津荷及び本宮町津荷谷に限る。)、新宮市及び東牟婁郡北山村

淀川

三重県の区域のうち、津市(美杉町太郎生に限る。)、名張市及び伊賀市 滋賀県の区域

京都府の区域のうち、京都市北区、京都市上京区、京都市左京区、京都市中京区、京都市東山区、京都市下京区、京都市南区、京都市右京区(京北上弓削町(八丁山に限る。)を除く。)、京都市伏見区、京都市山科区、京都市西京区、宇治市、亀岡市(畑野町千ケ畑、畑野町土ケ畑、畑野町広野、西別院町万願寺、西別院町寺田及び東別院町大野並びに西別院町柚原、西別院町大槻並及び東別院町東掛の各一部を除く。)、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市(日吉町畑郷、日吉町胡麻(ミロク及び鷹巣に限る。)、日吉町上胡麻(榎木谷、宝子及びアシタニの一部に限る。)、美山町安掛、美山町芦生、美山町荒倉、美山町和泉、美山町板橋、美山町内久保、美山町江和、美山町吉野、美山町音海、美山町小渕、美山町を原、美山町上平屋、美山町河内谷、美山町萱野、美山町市・、美山町上司、美山町田歌、美山町下、美山町下平屋、美山町市市、美山町日石、美山町上司、美山町田歌、美山町高野、美山町知見、美山町鶴ケ岡、美山町豊郷、美山町石、美山町長尾、美山町長谷、美山町野添、美山町原、美山町広谷、美山町深見、美山町福居、美山町又林、美山町三埜、美山町南、美山町宮脇、美山町向山及び美山町盛郷を除く。)、木津川市、乙訓郡一円、欠世郡一円、綴喜郡一円及び相楽郡一円

大阪府の区域のうち、大阪市都島区、大阪市福島区、大阪市此花区、大阪市西区、大阪市港区、大阪市大正区、大阪市天王寺区、大阪市浪速区、大阪市東成区、大阪市生野区、大阪市旭区、大阪市城東区、大阪市阿倍野区、大阪市東住吉区、大阪市西成区、大阪市鶴見区、大阪市平野区、大阪市北区、大阪市中央区、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市及び三島郡一円

奈良県の区域のうち、奈良市(中ノ川町、生琉里町、大慈仙町、誓多林町、須山町、 和田町、田原春日野町、矢田原町、長谷町、大柳生町、大保町、水間町、東鳴川町、 法用町、平清水町、此瀬町、横田町、茗荷町、南田原町、大野町、中貫町、中之庄町、別所町、杣ノ川町、園田町、南庄町、須川町、忍辱山町、大平尾町、沓掛町、日笠町、広岡町、下狭川町、西狭川町、狭川両町、狭川東町、北村町、阪原町、柳生下町、柳生町、興ヶ原町、邑地町、丹生町、北野山町、押熊町、中登美ヶ丘、東登美ヶ丘、北登美ヶ丘、神功、右京、左京、朱雀、山陵町、歌姫町、法華寺町、佐紀町、奈良阪町、奈保町、佐保台、佐保台西町、青山、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野、藺生町、荻町、小倉町、上深川町、下深川町、都祁小山戸町、都祁甲岡町、都祁白石町、都祁相河町、都祁友田町、都祁馬場町、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、都祁南之庄町、針ヶ別所町、針町及び来迎寺町に限る。)、天理市(山田町及び福住町に限る。)、生駒市(鹿畑町、鹿ノ台東、鹿ノ台西、鹿ノ台南、鹿ノ台北及び美鹿の台並びに北田原町、南田原町、北大和、高山町及び上町の各一部に限る。)、宇陀市(大宇陀栗野、大宇陀牧、大宇陀田原、榛原角柄及び榛原柳を除く。)、山辺郡一円、宇陀郡曽爾村及び同郡御杖村

由良川

京都府の区域のうち、京都市右京区(京北上弓削町(八丁山に限る。)に限る。)、福知山市、舞鶴市、綾部市、南丹市(日吉町畑郷、日吉町胡麻(ミロク及び鷹巣に限る。)、日吉町上胡麻(榎木谷、宝子及びアシタニの一部に限る。)、美山町安掛、美山町芦生、美山町荒倉、美山町和泉、美山町板橋、美山町内久保、美山町江和、美山町大野、美山町音海、美山町小渕、美山町樫原、美山町上平屋、美山町河内谷、美山町萱野、美山町北、美山町佐々里、美山町静原、美山町島、美山町下、美山町下平屋、美山町下吉田、美山町白石、美山町上司、美山町田歌、美山町高野、美山町知見、美山町鶴ケ岡、美山町豊郷、美山町中、美山町長尾、美山町長谷、美山町野添、美山町原、美山町肱谷、美山町深見、美山町福居、美山町又林、美山町三埜、美山町南、美山町宮脇、美山町向山及び美山町盛郷に限る。)及び船井郡一円

兵庫県の区域のうち、篠山市(藤坂(字峠の一部に限る。)、栗柄(字杉ケ谷、字ユリノ下、字ユリノ下坪、字ナカトオリノ坪、字定利及び字古瀬の一部に限る。)、川阪、本郷、遠方及び桑原に限る。)及び丹波市(氷上町石生(字滝山及び字向山の一部に限る。)、氷上町北野、氷上町大崎、春日町黒井、春日町野村、春日町平松、春日町稲塚、春日町古河、春日町多利、春日町小多利、春日町池尾、春日町多田、春日町七日市、春日町野上野、春日町中山、春日町松森、春日町広瀬、春日町相野、春日町野瀬、春日町上三井庄、春日町下三井庄、春日町鹿場、春日町東中、春日町国領、春日町棚原、春日町柚津、春日町朝日、春日町園部、春日町五才、春日町歌道谷、春日町板、春日町野山、春日町長王、春日町新才、春日町十河内、春日町山田、市島町中竹田、市島町下竹田、市島町徳尾、市島町上鴨阪、市島町下鴨阪、市島町上竹田、市島町下代、市島町梶原、市島町上田、市島町市島、市島町上垣、市島町北岡本、市島町南、市島町喜多、市島町岩戸、市島町上牧、市島町北奥、市島町戸平、市島町多利、市島町戸坂、市島町白毫寺、市島町与戸、市島町乙河内、市島町酒梨、市島町制使及び市島町東勅使に限る。)

神崎川

京都府の区域のうち、亀岡市(畑野町千ケ畑、畑野町土ケ畑、畑野町広野、西別院

町万願寺、西別院町寺田及び東別院町大野並びに西別院町柚原、西別院町大槻並及び 東別院町東掛の各一部に限る。)

大阪府の区域のうち、大阪市西淀川区、大阪市東淀川区、大阪市淀川区、豊中市、 池田市、吹田市、茨木市、箕面市、摂津市及び豊能郡一円

兵庫県の区域のうち、尼崎市、伊丹市(荒牧、荒牧南、大野二丁目、大野三丁目、 荻野、荻野西、北野、鴻池、中野北、中野西、中野東及び西野を除く。)、川西市(満 願寺町を除く。)及び川辺郡一円

大和川

大阪府の区域のうち、大阪市住吉区、大阪市住之江区、堺市美原区、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市及び南河内郡一円

奈良県の区域のうち、奈良市(中ノ川町、生琉里町、大慈仙町、誓多林町、須山町、 和田町、田原春日野町、矢田原町、長谷町、大柳生町、大保町、水間町、東鳴川町、 法用町、平清水町、此瀬町、横田町、茗荷町、南田原町、大野町、中貫町、中之庄町、 別所町、杣ノ川町、園田町、南庄町、須川町、忍辱山町、大平尾町、沓掛町、日笠町、 広岡町、下狭川町、西狭川町、狭川両町、狭川東町、北村町、阪原町、柳生下町、柳 生町、興ヶ原町、邑地町、丹生町、北野山町、押熊町、中登美ヶ丘、東登美ヶ丘、北 登美ヶ丘、神功、右京、左京、朱雀、山陵町、歌姫町、法華寺町、佐紀町、奈良阪町、 奈保町、佐保台、佐保台西町、青山、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬 嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野、藺生町、荻町、小倉町、上深川町、下深川町、都祁 小山戸町、都祁甲岡町、都祁白石町、都祁相河町、都祁友田町、都祁馬場町、都祁吐 山町、都祁こぶしが丘 、都祁南之庄町、針ヶ別所町、針町及び来迎寺町を除く。)、大 和高田市、大和郡山市、天理市(山田町及び福住町を除く。)、橿原市、桜井市、御所 市(大字西佐味、大字東佐味、大字鴨神(字丸橋、字下ノオジ、字四九田、字風森、 字風森東、字レイノ尾、字八坂田、字三内田、字大室道東、字馬田、字千ノ田、字火 ノロ、字坪山、字石ノ本、字宮坂、字ナラ谷、字谷垣内、字竹の花、字橋ノ本、字十 こ、字大室、字初光田、字山添、字壱ノ前、字ヲエ道下、字カネマセ、字カスリ田、 字キョウ田、字木の下、字フヂサカ、字神井尻、字油井、字井戸、字中垣内、字上野 道上、字谷ノ後、字油屋谷、字月井、字谷ノ上、字山上、字前ノアト、字中バネ、字 戸ノロ、字幸田、字城垣内、字知野、字上田、字竹田、字堀ノ内、字南幸田、字針牛、 字水落、字上野、字屋敷畑、字大西、字大西垣内、字下池谷、字頭田、字中ノ芝、字 西増、字池谷日浦、字ノタレ原日浦、字ノタレ原日浦向、字大藪ノ段、字タキワキ及 び字通ノロ日向に限る。)及び大字重阪(字内谷及び字アベタニに限る。)を除く。)、 生駒市(鹿畑町、鹿ノ台東、鹿ノ台西、鹿ノ台南、鹿ノ台北及び美鹿の台並びに北田 原町、南田原町、北大和、高山町及び上町の各一部を除く。)、香芝市、葛城市、宇陀 市(榛原角柄及び榛原柳に限る。)、生駒郡一円、磯城郡一円、高市郡高取町(大字高 取及び大字清水谷の各一部を除く。)、同郡明日香村、北葛城郡一円及び吉野郡大淀町 (大字薬水、大字今木、大字大岩及び大字鉾立に限る。)

加古川

兵庫県の区域のうち、神戸市灘区(六甲山町の一部に限る。)、神戸市北区(青葉台、 大池見山台、大原、大脇台、小倉台、柏尾台、桂木、幸陽町、広陵町、筑紫が丘、西 大池、花山台、花山中尾台、花山東町、日の峰、松が枝町、緑町、山田町上谷上、山 田町坂本、山田町衝原、山田町中、山田町西下、山田町原野、山田町東下、山田町福 地、山田町与左衛門新田、淡河町淡河、淡河町勝雄、淡河町北僧尾、淡河町北畑、淡 河町木津、淡河町行原、淡河町神田、淡河町中山、淡河町野瀬、淡河町萩原、淡河町 東畑、淡河町神影、淡河町南僧尾、大沢町簾、大沢町中大沢、八多町西畑及び八多町 屏風並びに甲栄台、山田町小部、山田町下谷上、若葉台、大沢町市原、大沢町上大沢、 大沢町神付、大沢町日西原、長尾町上津、八多町附物及び八多町深谷の各一部に限 る。)、神戸市西区(押部谷町栄の一部に限る。)、姫路市(大塩町、大塩町汐咲、大塩 町宮前、飾東町大釜、飾東町大釜新、飾東町小原、飾東町小原新、飾東町唐端新、飾 東町北野、飾東町北山、飾東町清住、飾東町佐良和、飾東町塩崎、飾東町志吹、飾東 町庄、飾東町豊国、飾東町八重畑、飾東町山崎、飾東町夕陽ケ丘、四郷町見野(字関 切山及び字南山の一部に限る。)、別所町家具町、別所町北宿、別所町小林、別所町佐 土、別所町佐土新、別所町別所、的形町福泊、的形町的形及び御国野町深志野並びに 豊富町御蔭、花田町小川、花田町上原田、御国野町国分寺及び御国野町御着の各一部 に限る。)、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、三田市(つつじが丘南、つ つじが丘北及び大川瀬の一部に限る。)、加西市、篠山市(後川新田、後川上、後川中、 後川下、後川奥、藤坂(字峠の一部に限る。)、栗柄(字杉ケ谷、字ユリノ下、字ユリ ノ下坪、字ナカトオリノ坪、字定利及び字古瀬の一部に限る。)、川阪、本郷、遠方、 桑原、大沢(字上山及び字小畑山の各一部に限る。)、大沢新、真南条上(字菖蒲及び 字中山の各一部に限る。)、真南条中、真南条下、栗栖野、草野、古森、油井、不来坂、 住山、古市、波賀野新田、見内、波賀野、当野、矢代新、南矢代、犬飼、初田及び牛 ケ瀬を除く。)、丹波市(氷上町石生(字滝山及び字向山の一部に限る。)、氷上町北野、 氷上町大崎、春日町黒井、春日町野村、春日町平松、春日町稲塚、春日町古河、春日 町多利、春日町小多利、春日町池尾、春日町多田、春日町七日市、春日町野上野、春 日町中山、春日町松森、春日町広瀬、春日町栢野、春日町野瀬、春日町上三井庄、春 日町下三井庄、春日町鹿場、春日町東中、春日町国領、春日町棚原、春日町柚津、春 日町朝日、春日町園部、春日町石才、春日町歌道谷、春日町坂、春日町野山、春日町 長王、春日町新才、春日町牛河内、春日町山田、市島町中竹田、市島町下竹田、市島 町徳尾、市島町上鴨阪、市島町下鴨阪、市島町上竹田、市島町矢代、市島町梶原、市 島町上田、市島町市島、市島町上垣、市島町北岡本、市島町南、市島町喜多、市島町 岩戸、市島町上牧、市島町北奥、市島町戸平、市島町多利、市島町戸坂、市島町白毫 寺、市島町与戸、市島町乙河内、市島町酒梨、市島町勅使及び市島町東勅使を除く。)、 加東市、多可郡一円及び加古郡一円

揖保川

兵庫県の区域のうち、姫路市(相野、網干区網干浜、網干区大江島、網干区大江島 寺前町、網干区大江島古川町、網干区興浜、網干区垣内北町、網干区垣内中町、網干 区垣内西町、網干区垣内東町、網干区垣内本町、網干区垣内南町、網干区北新在家、 網干区坂出、網干区坂上、網干区新在家、網干区田井、網干区高田、網干区津市場、 網干区浜田、網干区福井、網干区宮内、網干区余子浜、網干区和久、石倉、太市中、 大津区大津町、大津区吉美、大津区新町、大津区長松、大津区平松、大津区真砂町、勝原区朝日谷、勝原区勝原町、勝原区勝山町、勝原区宮田、勝原区山戸、勝原区丁、西脇、林田町大堤、林田町奥佐見、林田町上伊勢、林田町上構、林田町口佐見、林田町久保、林田町下伊勢、林田町下構、林田町新町、林田町中構、林田町中山下、林田町林田、林田町林谷、林田町松山、林田町六九谷、林田町八幡、林田町山田、安富町 安志、安富町植木野、安富町塩野、安富町末広、安富町瀬川、安富町関、安富町狭戸、安富町栃原、安富町長野、安富町名坂、安富町三坂、安富町三森、安富町皆河、余部区上川原、余部区上余部及び余部区下余部並びに青山、大津区恵美酒町、大津区勘兵衛町、大津区天満、大津区西土井及び勝原区熊見の各一部に限る。)、宍粟市(山崎町小茅野、山崎町葛根、山崎町土万、山崎町塩山、山崎町大沢、山崎町塩田(字籠桶及び字下河原の一部に限る。)、千種町千草、千種町岩野邊、千種町河内、千種町河内、千種町西山、千種町室、千種町七野、千種町下河野、千種町黒土及び千種町鷹巣を除く。)、たつの市(新宮町二柏野、新宮町角亀、新宮町上莇原、新宮町下莇原及び新宮町光都を除く。)及び揖保郡一円

円山川

兵庫県の区域のうち、豊岡市(竹野町椒、竹野町段、竹野町三原、竹野町川南谷、竹野町桑野本、竹野町大森、竹野町須野谷、竹野町門谷、竹野町河内、竹野町御又、竹野町小城、竹野町二連原、竹野町森本、竹野町坊岡、竹野町林、竹野町金原、竹野町東大谷、竹野町下塚、竹野町轟、竹野町鬼神谷、竹野町小丸、竹野町芦谷、竹野町須谷、竹野町和田、竹野町阿金谷、竹野町羽入、竹野町松本、竹野町草飼、竹野町宇日、竹野町田久日、竹野町竹野、竹野町切濱、竹野町濱須井及び竹野町奥須井を除く。)、養父市及び朝来市(生野町新町、生野町奥銀谷、生野町小野、生野町竹原野、生野町上生野、生野町黒川、生野町猪野々、生野町白口、生野町真弓、生野町川尻及び生野町栃原並びに生野町口銀谷及び生野町円山の各一部を除く。)

紀ノ川

奈良県の区域のうち、五條市(大塔町宇井、大塔町小代、大塔町阪本、大塔町猿谷、大塔町篠原、大塔町清水、大塔町簾、大塔町惣谷、大塔町辻堂、大塔町殿野、大塔町唐笠、大塔町閉君、大塔町堂平、大塔町中井傍示、大塔町中原、大塔町中峯、大塔町飛養曽及び大塔町引土を除く。)、御所市(大字西佐味、大字東佐味、大字鴨神(字丸橋、字下ノオジ、字四九田、字風森、字風森東、字レイノ尾、字八坂田、字三内田、字大室道東、字馬田、字千ノ田、字火ノ口、字坪山、字石ノ本、字宮坂、字ナラ谷、字谷垣内、字竹の花、字橋ノ本、字十二、字大室、字初光田、字山添、字壱ノ前、字ヲエ道下、字カネマセ、字カスリ田、字キョウ田、字木の下、字フヂサカ、字神井尻、字油井、字井戸、字中垣内、字上野道上、字谷ノ後、字油屋谷、字月井、字谷ノ上、字山上、字前ノアト、字中バネ、字戸ノ口、字幸田、字城垣内、字知野、字上田、字竹田、字堀ノ内、字南幸田、字針牛、字水落、字上野、字屋敷畑、字大西、字大西垣内、字下池谷、字頭田、字中ノ芝、字西増、字池谷日浦、字ノタレ原日浦、字ノタレ原日浦向、字大藪ノ段、字タキワキ及び字通ノ口日向に限る。)及び大字重阪(字内谷及び字アベタニに限る。)に限る。)、宇陀市(大字陀栗野、大字陀牧及び大字陀田原に限る。)、高市郡高取町(大字高取及び大字清水谷の各一部に限る。)、吉野郡吉野町、

同郡大淀町(大字薬水、大字今木、大字大岩及び大字鉾立を除く。)、同郡下市町、同郡黒滝村、同郡天川村(大字洞川(鳴川山国有林に限る。)に限る。)、同郡川上村及び同郡東吉野村

和歌山県の区域のうち、和歌山市、海南市(下津町青枝、下津町市坪、下津町梅田、下津町大窪、下津町大崎、下津町興、下津町小原、下津町笠畑、下津町方、下津町上、下津町鰈川、下津町橋本、下津町沓掛、下津町黒田、下津町小畑、下津町小松原、下津町小南、下津町塩津、下津町下、下津町下津、下津町曽根田、下津町中、下津町引尾、下津町丸田、下津町百垣内及び下津町丁を除く。)、橋本市、紀の川市、岩出市、海草郡紀美野町、伊都郡かつらぎ町(大字花園新子、大字花園池之窪、大字花園北寺、大字花園久木、大字花園中南及び大字花園梁瀬を除く。)、同郡九度山町及び同郡高野町(大字花坂、大字湯川、大字西郷、大字細川、大字樫原、大字平原、大字南、大字西ヶ峰、大字林、大字東又、大字杖ヶ薮、大字東富貴、大字正富貴、大字上筒香、大字中筒香、大字下筒香及び大字高野山(字五本松、字又ノ尾、字児ノ滝、字北嶽、字杉ノ尾、字土矢蔵谷、字弁天山下、字袈裟掛石、字捻石、字護摩壇、字針伏尾、字笙之尾、字金時橋、字國見嶽、字天狗嶽、字十五ノ尾及び字不動坂に限る。)に限る。)

千代川

鳥取県の区域のうち、鳥取市(青谷町青谷、青谷町井手、青谷町大坪、青谷町奥崎、青谷町小畑、青谷町紙屋、青谷町亀尻、青谷町河原、青谷町北河原、青谷町絹見、青谷町楠根、青谷町蔵内、青谷町桑原、青谷町栄町、青谷町澄水、青谷町田原谷、青谷町露谷、青谷町長和瀬、青谷町鳴瀧、青谷町光町、東寺、青谷町早牛、青谷町山田、青谷町山根、青谷町養郷、青谷町吉川、青谷町善田、気高町飯里、気高町会下、気高町奥沢見、気高町下石、気高町勝見、気高町上光、気高町上原、気高町北浜、気高町郡家、気高町酒津、気高町重高、気高町下坂本、気高町下原、気高町下光元、気高町郡家、気高町新町、気高町高江、気高町常松、気高町殿、気高町下光元、気高町日光、気高町二本木、気高町浜村、気高町宝木、気高町睦逢、気高町八東水、気高町山宮、気高町八幡、鹿野町今市、鹿野町岡木、鹿野町乙亥正、鹿野町河内、鹿野町小別所、鹿野町鹿野、鹿野町鷲峯、鹿野町末用、鹿野町寺内、鹿野町閉野、鹿野町中園、鹿野町広木、鹿野町水谷及び鹿野町宮方を除く。)、岩美郡一円及び八頭郡一円

天神川

鳥取県の区域のうち、鳥取市(青谷町青谷、青谷町井手、青谷町大坪、青谷町奥崎、青谷町小畑、青谷町紙屋、青谷町亀尻、青谷町河原、青谷町北河原、青谷町絹見、青谷町楠根、青谷町蔵内、青谷町桑原、青谷町栄町、青谷町澄水、青谷町田原谷、青谷町露谷、青谷町長和瀬、青谷町鳴瀧、青谷町八葉寺、青谷町早牛、青谷町山田、青谷町山根、青谷町養郷、青谷町吉川、青谷町善田、気高町飯里、気高町会下、気高町奥沢見、気高町下石、気高町勝見、気高町上光、気高町上原、気高町北浜、気高町郡家、気高町酒津、気高町重高、気高町下坂本、気高町下原、気高町下光元、気高町宿、気高町新町、気高町高江、気高町常松、気高町露、気高町富吉、気高町土居、気高町日光、気高町二本木、気高町浜村、気高町宝木、気高町睦逢、気高町八東水、気高町山宮、気高町八幡、鹿野町今市、鹿野町岡木、鹿野町乙亥正、鹿野町河内、鹿野町小別所、鹿野町鹿野、鹿野町鷲峯、鹿野町末用、鹿野町寺内、鹿野町閉野、鹿野町中園、

	鹿野町広木、鹿野町水谷及び鹿野町宮方に限る。)、倉吉市、東伯郡三朝町、同郡湯梨 浜町及び同郡北栄町(江北、国坂、田井、土下、米里、北条島、北尾、弓原、下神、 松神及び曲に限る。)
日野川	鳥取県の区域のうち、米子市、境港市、東伯郡琴浦町、同郡北栄町(江北、国坂、田井、土下、米里、北条島、北尾、弓原、下神、松神及び曲を除く。)、西伯郡一円及び日野郡一円
斐伊川	島根県の区域のうち、松江市(鹿島町恵曇、鹿島町片句、鹿島町上講武、鹿島町北講武、鹿島町古浦、鹿島町佐陀本郷、鹿島町佐陀宮内、鹿島町武代、鹿島町手結、鹿島町御津、鹿島町南講武、鹿島町名分、島根町大芦、島根町加賀、島根町多古、島根町野井、島根町野波、美保関町笠浦、美保関町青浦、美保関町北瀬、美保関町下宇部尾、美保関町青浦、美保関町北瀬、美保関町福浦、美保関町美保関、美保関町森山、美保関町蓄喰、東出雲町出雲郷、東出雲町意宇南、東出雲町意宇東、東出雲町今宮、東出雲町墳屋、東出雲町内馬、東出雲町錦浜、八雲町上意東、東出雲町下意東、東出雲町須田、東出雲町4時、八東町近島、八東町涯江、八東町直岩坂、八雲町東岩坂、八雲町日吉、八雲町平原、八東町江島、八東町遅江、八東町亀尻、八東町寺津、八東町入江、八東町波入、八東町二子及び八東町馬渡を除く。)、出雲市(日下町、武志町、稲岡町、荻杉町、上島町、船津町、西谷町、東林木町、西林木町、猪目町、十六島町、岡田町、奥宇賀町、釜浦町、上岡田町、唐川町、河下町、久多見町、口宇賀町、国富町、小伊津町、小境町、小津町、西郷町、坂浦町、塩津町、島村町、園町、多久谷町、多久町、地合町、東郷町、東福町、鎌分町、西代町、西平田町、野石谷町、野郷町、平田町、別所町、本庄町、万田町、美談町、三津町、美保町、美野町、鹿園寺町、斐川町伊川、斐川町阿宮、斐川町中田、斐川町上庄原、斐川町上直江、斐川町神水、斐川町江京、斐川町田、斐川町田、斐川町田、斐川町田、野町田、東福町、斐川町田、斐川町田、斐川町田、東川町部石島、斐川町田田、野田、東川町高富、斐川町上上県、斐川町中洲、斐川町田、東川町田、東川町福富、斐川町三絡及び斐川町美南並びに大津町、大津新崎町、里方町、中野町、宇那手町、高岡町、上塩治町、朝山町及び稗原町の各一部に限る。)、雲南市(掛合町穴見及び掛合町波多を除く。)、仁多郡奥出雲町及び飯石郡飯南町(都加賀に限る。)
江の川	島根県の区域のうち、浜田市(旭町市木、旭町今市、旭町木田、旭町来尾、旭町坂本、旭町重富、旭町都川、旭町本郷、旭町丸原、旭町山ノ内及び旭町和田並びに金城町追原、金城町今福、金城町久佐及び金城町入野の各一部に限る。)、大田市(祖式町、大代町大家、大代町新屋、三瓶町志学、三瓶町上山、温泉津町太田及び温泉津町福田並びに水上町白坏、温泉津町井田及び温泉津町荻村の各一部に限る。)、江津市(波子町、敬川町、二宮町神主、二宮町神村、有福温泉町本明、有福温泉町、千田町及び清見町並びに都野津町、島の星町、二宮町羽代、跡市町及び井沢町の各一部を除く。)、飯石郡飯南町(塩谷、井戸谷及び畑田に限る。)及び邑智郡一円広島県の区域のうち、三原市(大和町篠の一部に限る。)、府中市(上下町有福、上下町小塚、上下町小堀(字池ノ内、字伊予佐、字岩崎、字上新野、字大原、字大原日

向平、字兼光、字河井、字枝谷隠地、字枝谷日向山、字国安向中山、字郷原、字下新 野、字下ツブルキ、字下国安、字勝負迫、字城ノ下、字城山、字鍬原、字長福寺、字 長福寺後山、字長福寺沖、字ツブルキ、字寺迫、字天神後山、字垰山、字友石、字中 野村、字中野村日向山、字猶原陰地、字猶原日向山、字檜後中山、字檜向山、字屏風、 字平田、字南、字宮ノ後、字門前原、字吉野口、字ツブルキ山、字久文給、字枝谷、 字上ツブルキ、字上国安、字中河内及び字猶原並びに字川井向、字笹倉、字深田及び 字別曽の各一部に限る。)、上下町上下(字明剣山、字家ノ上、字後山、字大畔、字沖 見山、字柿峠、字笠松、字神迫山、字上殿、字亀山、字川之沖、字郷中山、字小畑、 字嵯峨、字迫、字笹原、字城山、字浜田、字三上、字御神明、字龍山、字陰地山、字 家前山、字時永、字時永山、字辰之口及び字妙見山並びに字翁山、字栗木原、字畑山 及び字山根原の各一部に限る。)、上下町深江(字穴ケ迫、字大久保、字上高、字三ツ 岩、字三須磨、字洞ケ谷、字平迫、字松山、字岸、字宮沖及び字薄古の一部に限る。) 及び上下町二森(字角三迫山、字下モ及び字小林並びに字黒瀬山、字迫山及び字奈良 山の各一部に限る。)に限る。)、三次市(甲奴町小童(字大原西、字大原東、字表坪、 字度之迫及び字村崎の各一部に限る。)、三和町羽出庭(字水越山の一部に限る。)、三 和町大力谷(字溝ケ垰山及び字垰山の各一部に限る。)及び三和町上板木(字大荒田並 びに字屋敷陰地及び字上武流地の各一部に限る。)を除く。)、庄原市(本村町(字押入 谷、字野谷添山及び字間背畦の一部に限る。)、西城町三坂(字笹苅山、字清延隠地、 字比丘尼、字大谷、字大沼山、字細越山隠地、字金屋子、字道後、字新開山郷ノ瀬山、 字栃畑向、字麓山、字岩祖及び字永金向並びに字猫山及び字茶屋ケ成の各一部に限 る。)、西城町平子(字田ノ原山及び字丸山の一部に限る。)、東城町保田(字大山、字 長谷、字堤ヶ谷山、字戸板草利及び字鹿深山の一部を除く。)、東城町森(字平岩及び 字芝山の一部を除く。)、東城町帝釈始終(字大口原山並びに字丸松山及び字西硫黄山 の各一部を除く。)、東城町粟田、東城町塩原、東城町加谷、東城町久代、東城町戸宇、 東城町三坂、東城町受原、東城町小串、東城町小奴可、東城町新免、東城町菅、東城 町千鳥、東城町川西、東城町川鳥、東城町川東、東城町竹森、東城町帝釈宇山、東城 町帝釈山中、東城町帝釈未渡、東城町田黒、東城町東城、東城町新福代、東城町内堀 及び東城町福代並びに倉造山国有林の一部を除く。)、東広島市(豊栄町飯田(字大懸 並びに字寺田、字薬師及び字吹出の各一部に限る。)及び豊栄町吉原(字福市、字切田、 字恋ケ迫、字長光山、字瀬賀山、字中山、字池ケ原、字井之山、字栗之木賽、字水之 別、字天神原、字成重、字森国及び字天神岳の一部に限る。) に限る。)、安芸高田市(八 千代町向山、八千代町上根(字扇山、字狐迫及び字後陣並びに字源田及び字宮迫の各 一部に限る。)、向原町坂、向原町長田、向原町有留及び向原町保垣を除く。)、山県郡 北広島町(高野(字畳、字一ノ渡、字二ノ渡、字一口掛、字石仏、字善五、字清水ケ 丸及び字平木並びに字小滝、字毛地及び字雲下の各一部に限る。)、宮迫、岩戸、新庄、 大朝、田原、筏津、大塚、有田、有間、石井谷、後有田、川井、川戸、川西、川東、 木次、蔵迫、古保利、新氏神、新郷、新都、惣森、寺原、中山、春木、壬生、舞綱、 丁保余原、南方(字青松陰地、字青松日南、字青笹、字一野垰、字下中山、字丸山、

字仏垰、字大火、字冠山、字唐谷、字打鉄山、字谷繁、字西山、字日高、字豊ヶ丸、字三野垰、字明道、字小田、字焼ノ垰、字山口、字鷹之巣、字深山、字青木ヶ原山、字古屋之谷、字栗焼、字八重鹿、字田中及び字日南を除く。)、今田(字横受及び字野々瀬を除く。)、本地(字髙頭の一部を除く。)、志路原、下石、海応寺及び中原(字三ツ石路の一部に限る。)に限る。)、世羅郡世羅町(大字甲山、大字小世良、大字西上原、大字青近(字男鹿山及び字女鹿山の各一部を除く。)、大字別迫(字反田並びに字福山、字打田ノ掛及び字石仏の各一部を除く。)、大字赤屋、大字宇津戸、大字東上原、大字伊尾、大字小谷、大字川尻、大字東神崎、大字西神崎、大字重永、大字田打、大字本郷、大字青山、大字堀越、大字井折、大字中原、大字三郎丸、大字京丸(字大平東山の一部を除く。)、大字寺町(字横打、字池田及び字友国の各一部に限る。)、大字賀茂(字樫山及び字宮之後山の各一部を除く。)、大字青水(字弁城及び字引サヤの各一部に限る。)、大字安田(字木正田の一部に限る。)、大字津口(字南山の一部に限る。)、大字黒渕(字東山の一部に限る。)及び十字黒川(字大判の一部に限る。)を除く。)及び神石郡神石高原町(古川及び福永の各一部に限る。)

高津川

島根県の区域のうち、益田市(美都町板井川及び美都町宇津川並びに美都町久原、 美都町丸茂及び美都町都茂の各一部を除く。)、鹿足郡津和野町及び同郡吉賀町(田野 原の一部を除く。)

吉井川

岡山県の区域のうち、岡山市東区(一日市、西祖、吉井、浅川、寺山、矢井、長沼、 神崎町、乙子、邑久郷、下阿知、上阿知、幸地崎町、西大寺一宮、東片岡、水門町、 瀬戸町鍛冶屋、瀬戸町大井、瀬戸町万富、瀬戸町南方、瀬戸町坂根、瀬戸町塩納、瀬 戸町宗堂、瀬戸町二日市、瀬戸町森末、瀬戸町大内、瀬戸町弓削及び瀬戸町肩脊(字 蓬奥、字北奥、字大内ダワ、字川向及び字向井並びに字若林、字西奥、字キコンタハ、 字青井原、字塩井及び字水呑場の各一部に限る。)並びに正儀、西片岡、久保及び富崎 の各一部に限る。)、津山市、備前市(佐山、福田、新庄、畠田、坂根、香登西、香登 本、大内、野谷、三石、伊部(字二ツ塚、字西ノ山、字木ノ村、字地引、字サンマ、 字西ノ田及び字高マリ並びに字万燈ヶ鼻及び字南池上の各一部に限る。)、吉永町笹 目、吉永町都留岐、吉永町加賀美、吉永町多麻、吉永町和意谷、吉永町高田、吉永町 神根本、吉永町今崎、吉永町三股、吉永町岩崎、吉永町吉永中、吉永町南方、吉永町 福満及び吉永町金谷に限る。)、瀬戸内市(牛窓町牛窓、牛窓町長浜、邑久町福谷及び 邑久町虫明並びに邑久町尻海、邑久町庄田、牛窓町千手及び牛窓町鹿忍の各一部を除 く。)、赤磐市(河田原、奥吉原、千躰、勢力、釣井、徳富、小瀬木、松木、円光寺、 吉原、可真下、可真上、弥上、野間、稗田、石蓮寺、沢原、佐古、岡、酌田、殿谷、 稗田、桜が丘東、石、稲蒔、河原屋、草生、暮田、黒沢、黒本、光木、是里、塩木、 周匝、滝山、戸津野、中山、福田、八島田及び中勢実の一部に限る。)、美作市、和気 郡一円、苫田郡鏡野町(富西谷、富東谷、富仲間、大及び楠を除く。)、勝田郡一円、 英田郡一円及び久米郡美咲町(西川上、西川、西垪和、中、里、南、北、上口、東垪 和、中垪和、小山、栃原、江与味、西、和田北、大垪和西、角石祖母、境、大垪和東 及び両山寺(字アタゴ山、字小蛇岩、字笠木、字アタゴ山西、字角田道上、字九日田 道上、字中ノ城及び字カネツキ並びに字笠木上及び字後口の各一部に限る。)を除く。)

旭川

岡山県の区域のうち、岡山市北区(宿、原、畑鮎、金山寺、玉柏、下牧、牟佐、北 方、建部町西原、建部町中田、建部町桜、建部町市場、建部町富沢、建部町田地子、 建部町建部上、建部町品田、建部町大田、建部町吉田、建部町土師方、建部町小倉、 建部町和田南、建部町鶴田、建部町角石畝、建部町角石谷、建部町三明寺、建部町川 口、建部町下神目、建部町豊楽寺、建部町宮地、建部町福渡、御津中牧、御津北野、 御津中山、御津野々口、御津吉尾、御津河内、御津宇垣、御津勝尾、御津紙工、御津 虎倉、御津高津、御津宇甘、御津中泉、御津下田、御津金川、御津草生、御津鹿瀬、 御津中畑、御津石上、御津新庄、御津平岡西、御津矢知、御津伊田、御津矢原、御津 川高、御津国ヶ原及び御津芳谷に限る。)、岡山市中区(湯迫、土田、湊、長利、米田、 円山及び海吉に限る。)、岡山市東区(中川町、矢津、宍甘、古都宿、藤井、鉄、中尾、 沼、草ケ部、谷尻、南古都、浦間、竹原、才崎、百枝月、内ケ原、楢原、古都南方、 浅越、目黒町、大多羅町、西大寺松崎、広谷、西庄、福治、西隆寺、瀬戸町旭ヶ丘、 瀬戸町江尻、瀬戸町沖、瀬戸町観音寺、瀬戸町菊山、瀬戸町光明谷、瀬戸町笹岡、瀬 戸町下、瀬戸町宿奥、瀬戸町瀬戸、瀬戸町寺地、瀬戸町肩脊(字蓬奥、字北奥、字大 内ダワ、字川向及び字向井並びに字若林、字西奥、字キコンタハ、字青井原、字塩井 及び字水呑場の各一部を除く。) 及び富崎の一部に限る。)、赤磐市(五日市、岩田、尾 谷、上市、上仁保、鴨前、熊崎、神田、河本、斎富、桜が丘西、山陽団地、下市、下 仁保、正崎、高屋、立川、津崎、斗有、中島、長尾、西中、沼田、日古木、二井、穂 崎、馬屋、南方、和田、今井、大苅田、大屋、北佐古田、小原、坂辺、惣分、多賀、 西軽部、西窪田、東軽部、東窪田、町苅田、南佐古田、山口、山手、由津里、合田、 石上、小鎌、中畑、西勢実、仁堀中、仁堀西、仁堀東、平山、広戸及び中勢実の一部 に限る。)、真庭市、真庭郡一円、苫田郡鏡野町(富西谷、富東谷、富仲間、大及び楠 に限る。)、久米郡久米南町、同郡美咲町(西川上、西川、西垪和、中、里、南、北、 上口、東垪和、中垪和、小山、栃原、江与味、西 、和田北、大垪和西、角石祖母、境、 大垪和東及び両山寺(字アタゴ山、字小蛇岩、字笠木、字アタゴ山西、字角田道上、 字九日田道上、字中ノ城及び字カネツキ並びに字笠木上及び字後口の各一部を除く。) に限る。)及び加賀郡吉備中央町(粟井谷、案田、井原、上田西、上田東、上野、円城、 大木、尾原、上加茂、加茂市場、神瀬、小森、笹目、下加茂、下土井、杉谷、高富、 高谷、竹部、富永、豊岡上、豊岡下、平岡、広面、福沢、細田、溝部、三谷、三納谷、 美原、和田、豊野、田土、黒土、湯山、上竹(字聖坊山、字ヤグラ、字藤室山、字フ ジフロ、字ヤグラタワ、字ヲキ上、字ヲク、字カイジリ、字カイ尻リ向、字露谷、字 辻、字梅木砂、字子キ、字ツユダニ、字ツユ谷、字湯舟、字湯船、字ジョウガン、字 廣シゲ、字廣重、字廣重ソ子、字前谷、字山ノ田シリ、字山ノ田、字カモ川東、字ヒ ノクチ、字フカタ、字フカタノ上、字キクモリ、字深田、字マ子ン、字山子、字マネ ン、字ソフドウ、字小西、字タワ、字髙才、字髙才ノ上、字カンノウジ、字平迫、字 ヒシリ坊、字平砂、字ヒジリ坊、字田中山、字平砂子、字田中下、字アセチ、字板引、 字森清、字田中上、字高下、字フジキ、字波ザコ、字波サコ、字池ノ上、字ハサコ、

字水上ミ、字松フロ、字ハサコ奥口、字明水、字野呂、字三山、字丸山上、字メイゾ、 字後、字家ノ上、字丸山前、字ノミヤノマエ、字川ノ元、字小林池ノ尻、字金次、字 イトサカ、字トクモト、字ノロ、字平田、字鴨川、字明ザコ、字明サコ、字ソ子ヤシ キ、字山ノ田、字矢倉、字藤室、字ヲキ向、字森ノワキ、字小田ノ乢、字沖上、字ヲ キ、字シュズ道上、字立畑ソ子、字ノ田、字梶原、字カジ原、字立畑、字飼尻、字ヲ キタ、字開尻、字泉ハナ、字ヲヤケ、字友ノ、字カイシリ、字山神、字イヅミノマエ、 字クワンヲンノマへ、字板引奥、字久根板、字ヒロドウ、字矢形、字辻平及び字マへ に限る。)、竹荘(字ユイ田、字戀田、字戀田山、字ヒシリ坊西平、字西大藏、字後大 藏、字清右衛門池、字堂宇シキ、字堂敷、字猪シリ谷、字川南、字吉ガ谷片平山、字 吉ヶ道ノ下、字手洗川道下、字元砂、字元砂後道ノ下、字元砂後、字吉ガ谷道ノ下、 字カシトノ山、字堂ノ峠、字吉ヶ谷道ノ上、字ショショロ峠、字ナギタ、字ナキタ平、 字タワ、字北實森及び字篠原を除く。)、納地(字丁ノ坪、字丁田、字カレイ谷、字瀬 戸、字ドウドウ、字原の上、字堂風呂、字松ヶ鼻、字イモ畑、字ノメラガ谷上、字ノ メラガ谷、字大畑、字金久曽、字境田、字横走り、字大平、字野呂、字野呂山、字シ ンヤ、字上西、字ウシロ、字以屋谷、字イヤ谷、字重久、字仁子田、字宮山、字西ヶ 谷、字西ヶ砂及び字西ヶ坂に限る。)、北(字大谷の一部に限る。)及び吉川(字新林、 字下唐人山、字岡田上、字岡田、字大谷尻、字唐人山、字岡田ノ上、字川辺リ、字大 谷、字櫻ヶ乢、字石舟谷、字カラス泊リ、字大原、字金畑ケ、字奥山、字櫻ヶ乢西、 字鐙坂ノ下、字鐙坂、字深山口、字新林口、字御内野呂、字小入谷、字御内野呂西、 字落合尻、字葉源京、字椎木谷、字立石西及び字藤田を除く。)に限る。)

高梁川

岡山県の区域のうち、倉敷市(水江、酒津、祐安、青江、川入、大内、日吉町、八 王寺町、老松町一丁目、老松町五丁目、安江、沖、沖新町、四十瀬、上富井、東富井、 西富井、西阿知町、西阿知町西原、西阿知町新田、福井、片島町、中島、連島町連島、 連島町矢柄、連島町西之浦、連島一丁目から連島五丁目まで、連島中央一丁目から連 島中央五丁目まで、連島町亀島新田、鶴の浦一丁目から鶴の浦三丁目まで、連島町鶴 新田、亀島一丁目、亀島二丁目、神田一丁目から神田四丁目まで、水島相生町、水島 東川町、水島東寿町、水島西寿町、水島北緑町、水島南緑町、水島北瑞穂町、水島南 瑞穂町、水島北春日町、水島南春日町、水島東弥生町、水島西弥生町、水島東栄町、 水島西栄町、水島北幸町、水島南幸町、水島東常盤町、水島西常盤町、水島青葉町、 水島東千鳥町、水島西千鳥町、水島高砂町、水島明神町、水島福崎町、水島北亀島町、 水島南亀島町、水島海岸通一丁目から水島海岸通五丁目まで、水島中通一丁目から水 島中通四丁目まで、水島西通一丁目、水島西通二丁目、玉島陶、玉島服部、水島川崎 通一丁目の一部、真備町有井、真備町市場、真備町岡田、真備町尾崎、真備町上二万、 真備町川辺、真備町下二万、真備町妹、真備町辻田、真備町服部及び真備町箭田に限 る。)、笠岡市(新賀、走出、甲弩、山口、尾坂、関戸及び吉田に限る。)、井原市(大 江町、高屋町、下出部町、笹賀町及び上出部町(字東桜木、字西桜木、字丸田、字早 房、字角田、字軍ノ森、字鯉ノ川、字川ノ内、字上町、字宮ノ下、字長通、字鹿木戸、 字道挾、字池ノ尻、字九沓、字宮山、字向山、字池ノ奥北平、字池ノ奥南平、字二ツ

岩、字飯山東平、字漆田、字水通シ、字原ノ西、字恒本、字中町、字後的場、字土井 ノ下、字前的場、字平野、字山ノ下、字下町、字槙ヶ坪、字原及び字弦巻並びに字六 反田、字鎌田及び字長沢田の各一部に限る。)を除く。)、総社市(三須、上林、下林、 赤浜、窪木、長良、総社、刑部、福井、久米、黒尾、泉、北溝手、南溝手、金井戸、 奥坂(字沼田尾を除く。)、西阿曽、東阿曽、小寺、門田、井手、見延(字東谷に限る。)、 岡谷、地頭片山、宿及び西郡を除く。)、高梁市、新見市、小田郡矢掛町及び加賀郡吉 備中央町(粟井谷、案田、井原、上田西、上田東、上野、円城、大木、尾原、上加茂、 加茂市場、神瀬、小森、笹目、下加茂、下土井、杉谷、高富、高谷、竹部、富永、豊 岡上、豊岡下、平岡、広面、福沢、細田、溝部、三谷、三納谷、美原、和田、豊野、 田土、黒土、湯山、黒山、上竹(字聖坊山、字ヤグラ、字藤室山、字フジフロ、字ヤ グラタワ、字ヲキ上、字ヲク、字カイジリ、字カイ尻リ向、字露谷、字辻、字梅木砂、 字子キ、字ツユダニ、字ツユ谷、字湯舟、字湯船、字ジョウガン、字廣シゲ、字廣重、 字廣重ソ子、字前谷、字山ノ田シリ、字山ノ田、字カモ川東、字ヒノクチ、字フカタ、 字フカタノ上、字キクモリ、字深田、字マ子ン、字山子、字マネン、字ソフドウ、字 小西、字タワ、字髙才、字髙オノ上、字カンノウジ、字平迫、字ヒシリ坊、字平砂、 字ヒジリ坊、字田中山、字平砂子、字田中下、字アセチ、字板引、字森清、字田中上、 字高下、字フジキ、字波ザコ、字波サコ、字池ノ上、字ハサコ、字水上ミ、字松フロ、 字ハサコ奥口、字明水、字野呂、字三山、字丸山上、字メイゾ、字後、字家ノ上、字 丸山前、字ノミヤノマエ、字川ノ元、字小林池ノ尻、字金次、字イトサカ、字トクモ ト、字ノロ、字平田、字鴨川、字明ザコ、字明サコ、字ソ子ヤシキ、字山ノ田、字矢 倉、字藤室、字オキ向、字森ノワキ、字小田ノ乢、字沖上、字ヲキ、字シュズ道上、 字立畑ソ子、字ノ田、字梶原、字カジ原、字立畑、字飼尻、字ヲキタ、字開尻、字泉 ハナ、字ヲヤケ、字友ノ、字カイシリ、字山神、字イヅミノマエ、字クワンヲンノマ へ、字板引奥、字久根板、字ヒロドウ、字矢形、字辻平及び字マへに限る。)、竹荘(字 ユイ田、字戀田、字戀 田山、字ヒシリ坊西平、字西大藏、字後大藏、字清右衛門池、 字堂宇シキ、字堂敷、字猪シリ谷、字川南、字吉ガ谷片平山、字吉ヶ道ノ下、字手洗 川道下、字元砂、字元砂後道ノ下、字元砂後、字吉ガ谷道ノ下、字カシトノ山、字堂 ノ峠、字吉ヶ谷道ノ上、字ショショロ峠、字ナギタ、字ナキタ平、字タワ、字北實森 及び字篠原を除く。)、納地(字丁ノ坪、字丁田、字カレイ谷、字瀬戸、字ドウドウ、 字原の上、字堂風呂、字松ヶ鼻、字イモ畑、字ノメラガ谷上、字ノメラガ谷、字大畑、 字金久曽、字境田、字横走り、字大平、字野呂、字野呂山、字シンヤ、字上西、字ウ シロ、字以屋谷、字イヤ谷、字重久、字仁子田、字宮山、字西ヶ谷、字西ヶ砂及び字 西ヶ坂に限る。)、北(字大谷の一部に限る。)及び吉川(字新林、字下唐人山、字岡田 上、字岡田、字大谷尻、字唐人山、字岡田ノ上、字川辺リ、字大谷、字櫻ヶ乢、字石 舟谷、字カラス泊リ、字大原、字金畑ケ、字奥山、字櫻ヶ乢西、字鐙坂ノ下、字鐙坂、 字深山口、字新林口、字御内野呂、字小入谷、字御内野呂西、字落合尻、字葉源京、 字椎木谷、字立石西及び字藤田を除く。)を除く。)

広島県の区域のうち、福山市(山野町大字山野、山野町大字矢川、加茂町(字百谷

及び字北山の各一部に限る。)及び神辺町大字三谷(字金山及び字長迫の一部に限る。) に限る。)、庄原市(本村町(字押入谷、字野谷添山及び字間背畦の一部に限る。)、西 城町三坂(字笹苅山、字清延隠地、字比丘尼、字大谷、字大沼山、字細越山隠地、字 金屋子、字道後、字新開山郷ノ瀬山、字栃畑向、字麓山、字岩祖及び字永金向並びに 字猫山及び字茶屋ケ成の各一部に限る。)、西城町平子(字田ノ原山及び字丸山の一部 に限る。)、東城町保田(字大山、字長谷、字堤ヶ谷山、字戸板草利及び字鹿深山の一 部を除く。)、東城町森(字平岩及び字芝山の一部を除く。)、東城町帝釈始終(字大口 原山並びに字丸松山及び字西硫黄山の各一部を除く。)、東城町粟田、東城町塩原、東 城町加谷、東城町久代、東城町戸宇、東城町三坂、東城町受原、東城町小串、東城町 小奴可、東城町新免、東城町菅、東城町千鳥、東城町川西、東城町川鳥、東城町川東、 東城町竹森、東城町帝釈宇山、東城町帝釈山中、東城町帝釈未渡、東城町田黒、東城 町東城、東城町新福代、東城町内堀及び東城町福代並びに倉造山国有林の一部に限 る。)及び神石郡神石高原町(油木、安田、小野、新免、李、近田、花済、上野、永野、 高光、相渡、牧、草木、田頭、上豊松、下豊松、笹尾、有木、中平、阿下、大矢、上、 小畠、光信及び時安並びに古川、福永、光末、常光、父木野、高蓋、坂瀬川、木津和、 亀石及び井関の各一部に限る。)

芦田川

岡山県の区域のうち、井原市(大江町、高屋町、下出部町、笹賀町及び上出部町(字 東桜木、字西桜木、字丸田、字早房、字角田、字軍ノ森、字鯉ノ川、字川ノ内、字上 町、字宮ノ下、字長通、字鹿木戸、字道挾、字池ノ尻、字九沓、字宮山、字向山、字 池ノ奥北平、字池ノ奥南平、字二ツ岩、字飯山東平、字漆田、字水通シ、字原ノ西、 字恒本、字中町、字後的場、字土井ノ下、字前的場、字平野、字山ノ下、字下町、字 槙ヶ坪、字原及び字弦巻並びに字六反田、字鎌田及び字長沢田の各一部に限る。)に限 る。)

福山市(金江町金見、今津町、松永町、東村町、藤江町、本郷町、柳津町、走島町、 山野町大字山野、山野町大字矢川、熊野町(字込山、字地主通及び字城木並びに字後 山、字白水、字段原、字茶畑、字西之平及び字丸山の各一部に限る。)、神村町(字愛 岩山、字アセビ原、字雨堤、字イセヤマ、字入江奥、字入江山、字後山、字大池西、 字大野ケ原、字大向、字奥田西平、字奥田東平、字大人山、字鏡山、字佐林坊、字サ ントウウエ、字地蔵山、字順江ノ後、字大日山、字大道ノ上山、字竹原、字天神奥、 字天神面山、字土俵場、字中宇根、字長風呂、字番田山、字フジコソヤマ、字万福寺 谷、字道々平、字向仙、字ムスマダ、字山ノ神及び字若木原並びに字生田、字萩ノ尾 及び字東山の各一部に限る。)、加茂町(字百谷及び字北山の各一部に限る。)、内海町、 沼隈町大字上山南、沼隈町大字草深、沼隈町大字下山南、沼隈町大字常石、沼隈町大 字中山南、沼隈町大字能登原及び神辺町大字三谷(字金山及び字長迫の一部に限る。) を除く。)、府中市(上下町有福、上下町小塚、上下町小堀(字池ノ内、字伊予佐、字 岩崎、字上新野、字大原、字大原日向平、字兼光、字河井、字枝谷隠地、字枝谷日向 山、字国安向中山、字郷原、字下新野、字下ツブルキ、字下国安、字勝負迫、字城ノ 下、字城山、字鍬原、字長福寺、字長福寺後山、字長福寺沖、字ツブルキ、字寺迫、 字天神後山、字垰山、字友石、字中野村、字中野村日向山、字猶原陰地、字猶原日向 山、字檜後中山、字檜向山、字屏風、字平田、字南、字宮ノ後、字門前原、字吉野口、 字ツブルキ山、字久文給、字枝谷、字上ツブルキ、字上国安、字中河内及び字猶原並 びに字川井向、字笹倉、字深田及び字別曽の各一部に限る。)、上下町上下(字明剣山、 字家ノ上、字後山、字大畔、字沖見山、字柿峠、字笠松、字神迫山、字上殿、字亀山、 字川之沖、字郷中山、字小畑、字嵯峨、字迫、字笹原、字城山、字浜田、字三上、字 御神明、字龍山、字陰地山、字家前山、字時永、字時永山、字辰之口及び字妙見山並 びに字翁山、字栗木原、字畑山及び字山根原の各一部に限る。)、上下町深江(字穴ケ 迫、字大久保、字上高、字三ツ岩、字三須磨、字洞ケ谷、字平迫、字松山、字岸、字 宮沖及び字薄古の一部に限る。) 及び上下町二森(字角三迫山、字下モ及び字小林並び に字黒瀬山、字迫山及び字奈良山の各一部に限る。)を除く。)、三次市(甲奴町小童(字 大原西、字大原東、字表坪、字度之迫及び字村崎の各一部に限る。)に限る。)、世羅郡 世羅町(大字甲山、大字小世良、大字西上原、大字青近(字男鹿山及び字女鹿山の各 一部を除く。)、大字別迫(字反田並びに字福山、字打田ノ掛及び字石仏の各一部を除 く。)、大字赤屋、大字宇津戸、大字東上原、大字伊尾、大字小谷、大字川尻、大字東 神崎、大字西神崎、大字重永、大字田打、大字本郷、大字青山、大字堀越、大字井折、 大字中原、大字三郎丸、大字京丸(字大平東山の一部を除く。)、大字寺町(字横打、 字池田及び字友国の各一部に限る。)、大字賀茂(字樫山及び字宮之後山の各一部を除 く。)、大字青水(字弁城及び字引サヤの各一部に限る。)、大字安田(字木正田の一部 に限る。)、大字津口(字南山の一部に限る。)、大字黒渕(字東山の一部に限る。)及び 大字黒川(字大判の一部に限る。)に限る。)及び神石郡神石高原町(桑木及び階見並 びに井関、亀石、木津和、坂瀬川、高蓋、父木野、常光及び光末の各一部に限る。)

広島県の区域のうち、広島市中区、広島市東区、広島市南区、広島市西区(山田町

の一部を除く。)、広島市安佐南区、広島市安佐北区、広島市佐伯区(湯来町大字和田、 湯来町大字麦谷、湯来町大字下、湯来町大字多田、湯来町大字菅澤、湯来町大字白砂 (字西大山上、字東大山上及び字日暮山に限る。)及び湯来町大字伏谷(字今山、字岡 野原、字寒山及び字大谷並びに字畫ヶ原及び字宮ケ谷の各一部を除く。) に限る。)、三 次市(三和町羽出庭(字水越山の一部に限る。)、三和町大力谷(字溝ケ垰山及び字垰 山の一部に限る。)及び三和町上板木(字大荒田並びに字屋敷陰地及び字上武流地の各 一部に限る。)に限る。)、東広島市(志和町奥屋、志和町志和西、志和町別府、志和町 志和堀、志和町冠(字尾歳、字雙六、字石河内、字上入野、字中入野、字下入野、字 堂前、字野平、字井手ケ平、字杓子谷及び字向山並びに字小越及び字嵯峪の各一部を 除く。)、志和町七条椛坂(字猪伏、字尾歳、字甲平山、字小迫平、字蕨、字釈迦、字 釈迦垰、字鍋山、字乗重、字南太刀掛、字石方、字牛ガ古屋、字二ガ木原、字貞延、 字陳小原、字摺鉢谷、字寺谷、字堀谷、字箕腰、字八幡、字竜王、字西谷及び字湯谷 並びに字太刀掛及び字高畑の各一部を除く。)、志和町志和東(字小越の一部を除く。)、 志和町内(字野路及び字虚空蔵の一部を除く。)、福富町久芳(字大須磨及び箒松の各 一部に限る。)、豊栄町清武(字河掛山及び字宮ケ谷山並びに字田之口山、字元広山、 字藤蔵谷山、字亀ケ丸山及び字河原山の各一部に限る。)及び豊栄町乃美(字大垰、字 条伝及び字熊之懸の一部に限る。)並びに豊栄町別府及び志和流通の各一部に限る。)、 廿日市市(虫所山(字槙川山の一部に限る。)及び吉和に限る。)、安芸高田市(八千代 町向山、八千代町上根(字扇山、字狐迫及び字後陣並びに字源田及び字宮迫の各一部 に限る。)、向原町坂、向原町長田、向原町有留及び向原町保垣に限る。)、安芸郡府中 町、山県郡安芸太田町及び同郡北広島町(高野(字畳、字一ノ渡、字二ノ渡、字一口 掛、字石仏、字善五、字清水ケ丸及び字平木並びに字小滝、字毛地及び字雲下の各一 部に限る。)、宮迫、岩戸、新庄、大朝、田原、筏津、大塚、有田、有間、石井谷、後 有田、川井、川戸、川西、川東、木次、蔵迫、古保利、新氏神、新郷、新都、惣森、 寺原、中山、春木、壬生、舞綱、丁保余原、南方(字青松陰地、字青松日南、字青笹、 字一野垰、字下中山、字丸山、字仏垰、字大火、字冠山、字唐谷、字打鉄山、字谷繁、 字西山、字日高、字豊ヶ丸、字三野垰、字明道、字小田、字焼ノ垰、字山口、字鷹之 巣、字深山、字青木ヶ原山、字古屋之谷、字栗焼、字八重鹿、字田中及び字日南を除 く。)、今田(字横受及び字野々瀬を除く。)、本地(字髙頭の一部を除く。)、志路原、 下石、海応寺及び中原(字三ツ石路の一部に限る。)を除く。)

太田川から山 口県境まで 広島県の区域のうち、広島市西区(山田町の一部に限る。)、広島市佐伯区(湯来町大字和田、湯来町大字麦谷、湯来町大字下、湯来町大字多田、湯来町大字菅澤、湯来町大字白砂(字西大山上、字東大山上及び字日暮山に限る。)及び湯来町大字伏谷(字今山、字岡野原、字寒山及び字大谷並びに字畫ヶ原及び字宮ケ谷の各一部を除く。)を除く。)、大竹市(小方町小方(字阿多田島山、字可部島、字阿多田島田ノ浦及び字甲島に限る。)及び阿多田を除く。)及び廿日市市(虫所山(字槙川山の一部に限る。)、吉和及び宮島町を除く。)

山口県の区域のうち、岩国市(小瀬、美和町釜ケ原、美和町瀬戸ノ内、美和町佐坂、

美和町滑、美和町中垣内、美和町黒沢、美和町岸根、美和町百合谷、美和町大根川、 美和町日宛及び美和町長谷に限る。)及び玖珂郡和木町 山口県の区域のうち、山口市(阿東生雲東分、阿東篠目、阿東生雲西分、阿東生雲 厚東川から佐 波川まで 中、阿東蔵目喜、阿東地福上、阿東地福下、阿東徳佐上、阿東徳佐中、阿東徳佐下、 阿東嘉年上及び阿東嘉年下を除く。)、防府市及び周南市(大字高瀬、大字夏切、大字 米光、大字馬神、大字巣山及び大字垰に限る。) 錦川 島根県の区域のうち、鹿足郡吉賀町(田野原の一部に限る。) 山口県の区域のうち、岩国市(小瀬、周東町祖生、周東町明見谷、周東町川上、周 東町上久原、周東町田尻、周東町中山、周東町用田、周東町下久原、周東町三瀬川、 周東町獺越、周東町下須通、周東町差川、周東町西長野、周東町上須通、周東町樋余 地、由宇町、由宇町寺迫、由宇町小槇、由宇町中倉、由宇町西、由宇町西区、由宇町 笠塚、由宇町峇清、由宇町横道、由宇町清水、由宇町中村、由宇町上北、由宇町北、 由宇町港、由宇町南沖、由宇町由宇崎、由宇町中央、由宇町有家、由宇町神東、由宇 町千鳥ケ丘、由宇町南、由宇町正南、玖珂町、玖珂町欽明路、玖珂町上谷、玖珂町下 谷、玖珂町野口、玖珂町瀬田、玖珂町市頭、玖珂町上市、玖珂町谷津、玖珂町駅通、 玖珂町本町、玖珂町同道、玖珂町鞍掛、玖珂町阿山、玖珂町千束、玖珂町臼田、玖珂 町新町、玖珂町新市、玖珂町久門給、玖珂町有延、玖珂町大田、玖珂町野地、玖珂町 柳井田、美和町釜ケ原、美和町瀬戸ノ内、美和町佐坂、美和町滑、美和町中垣内、美 和町黒沢、美和町岸根、美和町百合谷、美和町大根川、美和町日宛及び美和町長谷を 除く。)及び周南市(大字大道理、大字大向、大字長穂、大字莇地、大字須々万本郷、 大字須々万奥、大字中須南、大字中須北、大字須万、大字金峰、大字大潮、大字鹿野 上、大字鹿野下及び大字鹿野中に限る。) 吉野川 徳島県の区域のうち、徳島市(下町、弓町、幟町、鷹匠町、栄町、明神町、伊月町、 上八万町、八万町、城南町、西二軒屋町、二軒屋町、南二軒屋町、仲之町、秋田町、 伊賀町、昭和町、中昭和町、南昭和町、南仲之町、万代町、沖浜町、山城町、西新浜 町、新浜本町、新浜町、間屋町、津田浜之町、津田西町、津田本町、津田町、津田海 岸町、論田町、大原町、大松町、勝占町、雑賀町、三軒屋町、西須賀町、大谷町、北 山町、方上町、丈六町、渋野町、多家良町、飯谷町及び八多町を除く。)、鳴門市、吉 野川市、阿波市、美馬市、三好市、名西郡一円、板野郡一円、美馬郡一円及び三好郡 一円 愛媛県の区域のうち、新居浜市(別子山に限る。)及び四国中央市(金砂町平野山、 富郷町寒川山、新宮町馬立、新宮町上山、新宮町新宮及び金砂町小川山(字佐々連尾 山国有林に限る。)並びに金砂町小川山、富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限 る。) 高知県の区域のうち、南国市(中ノ川、大改野、上倉(字コヲレ山、字横野山及び 字北地に限る。)、桑ノ川及び黒滝に限る。)、香美市(土佐山田町上穴内、土佐山田町

樫谷、土佐山田町北滝本、土佐山田町繁藤、土佐山田町西又及び土佐山田町角茂谷に限る。)、長岡郡一円、土佐郡一円及び吾川郡いの町(足谷、越裏門、大森、葛原、桑

	瀬、高薮、寺川、戸中、長沢、中ノ川及び脇ノ山に限る。)
那賀川	徳島県の区域のうち、阿南市及び那賀郡一円
香川地区	香川県の区域
重信川	愛媛県の区域のうち、松山市(宇和間、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、中島栗井、中島大浦、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木、安居島、浅海原、浅海本谷、栗井河原、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、儀式、客、久保、河野高山、河野中須賀、河野別府、光洋台、小川谷、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、立岩米之野、立岩中村、常竹、土手内、中通、中西内、中西外、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、府中、麓、北条、北条辻、本谷、正岡神田、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田を除く。)、西条市(丹原町関屋及び丹原町田滝の各一部に限る。)、伊予市(双海町大久保、双海町上灘、双海町串、双
	海町高野川、双海町高岸、中山町出淵、中山町粟田、中山町佐礼谷及び中山町中山を除く。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。)、伊予郡松前町及び同郡 低部町(多居谷、仙波、総津、高市、玉谷、中野川及び満穂を除く。)
肱川	愛媛県の区域のうち、大洲市、伊予市(双海町大久保、双海町上灘、双海町串、双海町高野川、双海町高岸、中山町出淵、中山町栗田、中山町佐礼谷及び中山町中山に限る。)、西予市(明浜町狩浜、明浜町高山、明浜町田之浜、明浜町俵津、明浜町渡江、明浜町宮野浦、三瓶町朝立、三瓶町安土、三瓶町有網代、三瓶町有太刀、三瓶町和泉、三瓶町蔵貫、三瓶町蔵貫浦、三瓶町鴫山、三瓶町下泊、三瓶町周木、三瓶町津布里、三瓶町長早、三瓶町二及、三瓶町垣生及び三瓶町皆江並びに宇和町郷内、宇和町西山田、宇和町山田及び野村町大野ケ原の各一部を除く。)、伊予郡砥部町(多居谷、仙波、総津、高市、玉谷、中野川及び満穂に限る。)及び喜多郡内子町(中川(字小田深山国有林及び字丸石山国有林に限る。)を除く。)
四万十川から愛媛県境まで	愛媛県の区域のうち、宇和島市(津島町槇川、津島町御内及び津島町下畑地の各一部に限る。)及び南宇和郡愛南町(正木並びに小山、広見及び増田の各一部に限る。)高知県の区域のうち、宿毛市(平田町中山、平田町黒川、平田町戸内、平田町東平、山奈町山田、山奈町芳奈、さくらが丘及び押ノ川を除く。)、土佐清水市、幡多郡大月町及び同郡三原村(宮ノ川(字貝ケ森、字土居峯山、字カガミトギ、字ヤケノン谷、字テンノウ、字ヲルト、字ナラサキ、字シモクミヂ、字クワギガノリ、字シモヲダ、字アヲギ、字ヤナギガ瀬、字コウドウ、字下畑山及び字コヲドに限る。)を除く。)
四万十川	愛媛県の区域のうち、宇和島市(野川(字滑床山国有林に限る。)、三間町大内、三間町大藤、三間町音地、三間町金銅、三間町兼近、三間町川之内、三間町北増穂、三間町黒井地、三間町黒川、三間町小沢川、三間町古藤田、三間町是延、三間町是能、三間町則、三間町曽根、三間町田川、三間町戸雁、三間町土井垣内、三間町土居中、三間町中野中、三間町波岡、三間町成家、三間町迫目、三間町増田、三間町三間中間、三間町宮野下、三間町務田及び三間町元宗に限る。)、北宇和郡松野町及び同郡鬼北町高知県の区域のうち、宿毛市(平田町中山、平田町黒川、平田町戸内、平田町東平、

	山奈町山田、山奈町芳奈、さくらが丘及び押ノ川に限る。)、四万十市、高岡郡中土佐
	町(上ノ加江、久礼、矢井賀甲及び矢井賀乙を除く。)、同郡檮原町、同郡津野町(烏
	出川、北川、桑ケ市、力石、船戸及び芳生野に限る。)、同郡四万十町及び幡多郡三原
	村(宮ノ川(字貝ケ森、字土居峯山、字カガミトギ、字ヤケノン谷、字テンノウ、字
	ヲルト、字ナラサキ、字シモクミヂ、字クワギガノリ、字シモヲダ、字アヲギ、字ヤ
	ナギガ瀬、字コウドウ、字下畑山及び字コヲドに限る。)に限る。)
仁淀川	愛媛県の区域のうち、西予市(野村町大野ケ原の一部に限る。)、上浮穴郡久万高原
	町及び喜多郡内子町(中川(字小田深山国有林及び字丸石山国有林に限る。)に限る。)
	高知県の区域のうち、高知市(春野町弘岡上、春野町弘岡中、春野町弘岡下、春野
	町西分、春野町芳原、春野町内ノ谷、春野町西諸木、春野町東諸木、春野町秋山、春
	野町甲殿、春野町仁ノ、春野町西畑、春野町森山、春野町平和及び春野町南ケ丘一丁
	目から春野町南ケ丘九丁目までに限る。)、土佐市、吾川郡いの町(足谷、越裏門、大
	森、葛原、桑瀬、高薮、寺川、戸中、中ノ川、長沢及び脇ノ山を除く。)、同郡仁淀川
	町、高岡郡佐川町、同郡越知町及び同郡日高村
物部川	高知県の区域のうち、高知市(春野町弘岡上、春野町弘岡中、春野町弘岡下、春野
	町西分、春野町芳原、春野町内ノ谷、春野町西諸木、春野町東諸木、春野町秋山、春
	野町甲殿、春野町仁ノ、春野町西畑、春野町森山、春野町平和及び春野町南ケ丘一丁
	目から春野町南ケ丘九丁目までを除く。)、南国市(中ノ川、大改野、上倉(字コヲレ
	山、字横野山及び字北地に限る。)、桑ノ川及び黒滝を除く。)、香南市(夜須町出口、
	夜須町上夜須、夜須町国光、夜須町沢谷、夜須町千切、夜須町坪井、夜須町手結、夜
	須町手結山、夜須町十ノ木、夜須町仲木屋、夜須町西山、夜須町羽尾、夜須町細川及
	び夜須町夜須川を除く。)及び香美市(土佐山田町上穴内、土佐山田町樫谷、土佐山田
	町北滝本、土佐山田町繁藤、土佐山田町西又及び土佐山田町角茂谷を除く。)
物部川から徳	徳島県の区域のうち、海部郡海陽町(久尾及び船津に限る。)
島県境まで	高知県の区域のうち、室戸市、安芸市、香南市(夜須町出口、夜須町上夜須、夜須
	町国光、夜須町沢谷、夜須町千切、夜須町坪井、夜須町手結、夜須町手結山、夜須町
	十ノ木、夜須町仲木屋、夜須町西山、夜須町羽尾、夜須町細川及び夜須町夜須川に限
	る。)及び安芸郡一円
山国川	福岡県の区域のうち、築上郡吉富町及び同郡上毛町
	大分県の区域のうち、中津市(耶馬溪町大字深耶馬及び山国町長尾野の各一部を除
	く。)、日田市(大字花月の一部に限る。)、宇佐市(大字赤尾、大字今仁、大字清水、
	大字大根川、大字木部、大字南敷田、大字上敷田、大字中敷田、大字富山、大字宮熊
	及び大字佐野並びに院内町定別当及び院内町田所の各一部に限る。)及び玖珠郡玖珠
	町(大字太田、大字山下、大字古後、大字森、大字日出生及び大字岩室の各一部に限
	る。)
遠賀川	福岡県の区域のうち、北九州市、直方市、飯塚市、田川市、中間市、宮若市、嘉麻
~ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	市、遠賀郡一円、鞍手郡一円、嘉穂郡一円、田川郡香春町、同郡添田町(大字津野を
	(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子律野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子神野を)(人子
	「「「「「「」、」「「」」、「「」」「「」」、「「」「「」「」「「」「「」()」「「」()」「「」()」「「」()」「「)」「「

矢部川	福岡県の区域のうち、大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、みやま市及び八女郡一
/\HP/'I	
	'' 熊本県の区域のうち、玉名郡南関町(大字関外目、大字関東、大字関町、大字関村、
	大字関下、大字久重、大字上長田、大字高久野、大字細永、大字今、大字宮尾、大字
	小原(字中山、字壱町田、字五反田及び字尾樽並びに字大平及び字四ツ山の各一部に
	限る。)、大字西豊永(字尾樽、字寺尾、字星ヶ塔、字鴻ノ巣、字山ノ神、字七十三、
	字椿木、字西平、字京保田、字首入、字久保園原、字米田、字材木及び字潜迫の一部
	に限る。)、大字上坂下(字水洗、字金剛寺、字中野間、字沸知切、字松ヶ浦、字三反
	田、字宮倉及び字星ノ原並びに字東原、字大久保、字西原、字野間及び字月ノ原の各
	一部に限る。)、大字四ツ原(字豊後浦及び字大原の各一部に限る。)及び大字長山(字
	小岱山及び境田の一部を除く。)に限る。)
筑後川	福岡県の区域のうち、久留米市、大川市、小郡市、筑紫野市、うきは市、朝倉市、
かしタバー	朝倉郡一円、三井郡一円及び三潴郡一円
	佐賀県の区域のうち、鳥栖市、神埼市、神埼郡一円及び三養基郡一円
	熊本県の区域のうち、阿蘇市(一の宮町手野(字北山の一部に限る。)、一の宮町中
	通(字北山の一部に限る。)、一の宮町荻の草及び山田(字道休、字茗ヶ原及び字不津
	原に限る。)に限る。)、同郡南小国町及び同郡小国町
	大分県の区域のうち、中津市(山国町長尾野の一部に限る。)、日田市(大字花月及
	び上津江町上野田の各一部を除く。)、竹田市(久住町大字有氏及び久住町大字久住の
	各一部に限る。)、由布市(庄内町阿蘇野及び湯布院町川西の各一部に限る。)、玖珠郡
	九重町(大字野上及び大字田野の各一部を除く。)及び同郡玖珠町(大字太田、大字山
	下、大字古後、大字森、大字日出生及び大字岩室の各一部を除く。)
川上川	佐賀県の区域のうち、佐賀市及び小城市(牛津町牛津、牛津町乙柳、牛津町柿樋瀬、
71111711	牛津町勝、牛津町上砥川、牛津町下砥川、芦刈町芦溝、芦刈町下古賀、芦刈町道免、
	芦刈町永田、芦刈町浜枝川及び芦刈町三王崎を除く。)
川上川から長	佐賀県の区域のうち、多久市、武雄市、鹿島市、小城市(牛津町牛津、牛津町乙柳、
崎県境まで	生津町柿樋瀬、牛津町勝、牛津町上砥川、牛津町下砥川、芦刈町芦溝、芦刈町下古賀、
門が死よく	芦刈町道免、芦刈町永田、芦刈町浜枝川及び芦刈町三王崎に限る。)、嬉野市、杵島郡
	一円及び藤津郡一円
佐賀北部	佐賀県の区域のうち、唐津市、伊万里市、東松浦郡一円及び西松浦郡一円
中半島部	長崎県の区域のうち、長崎市、島原市、諫早市、大村市、西海市、雲仙市、南島原
一十一四日	市、西彼杵郡一円及び東彼杵郡東彼杵町
	熊本県の区域のうち、熊本市北区(植木町鐙田、植木町有泉、 植木町石川、植木町
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	伊知坊、植木町今藤、植木町岩野、植木町植木、植木町上古閑、植木町後古閑、植木
	时对功、他不可与膝、他不可右對、他不可他不、他不可上百兩、他不可接百兩、他不 町内、植木町円台寺、植木町大井、植木町荻迫、植木町小野、植木町亀甲、植木町木
	留、植木町清水、植木町鞍掛、植木町古閑、植木町色出、植木町正清、植木町鈴麦、
	植木町大和、植木町田底、植木町滴水、植木町轟、植木町富応、植木町豊岡、植木町
	他不可入行、他不可
	□ 昱田、℡ハ門JXノノ今、℡ハ門JNPAH、℡ハ門 小、℡ハ門干井、℡ハ門干野、℡ハ門干

原、植木町広住、植木町舟島、植木町辺田野、植木町味取、植木町宮原、植木町舞尾、 植木町山本及び植木町米塚に限る。)、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、阿蘇市(西 小園(字端辺に限る。)、西湯浦(字深葉及び字端辺の一部に限る。)、狩尾(字端辺及 び字大鶴に限る。)、跡ヶ瀬(字端辺に限る。)、的石(字端辺に限る。)及び阿蘇深葉国 有林に限る。)、合志市(上庄、福原(字三ツ迫、字馬飼代、字横道、字大久保、字笹 原、字長迫、字上ノ原、字三丁平、字日留玉、字東園、字北ノ原、字上村廻、字下村 廻、字中村廻、字村廻、字村上、字下田久保、字小迫、字上り建、字新山、字中通、 字上田久保、字上馬立、字下馬立、字下左右見、字村中、字東鶴、字居屋敷、字野付、 字佃、字大門口、字道免起、字充満、字辻及び字馬立並びに字宮ノ上、字松ヶ辻、字 下松ヶ辻、字蛇塚及び字中小塚の各一部に限る。)、竹迫(字桜山の一部を除く。)、幾 久富(字上岩迫、字下岩迫、字大工山、字上佐土原、字下佐土原、字大開、字耳取、 字大迫、字新山口、字水洗、字十三部、字笹山、字中原、字上請地、字下請地、字御 手洗、字今井戸、字村廻、字城戸内、字陣野内、字亀甲、字反野木、字力石、字境目 及び字桜山の一部に限る。)、豊岡(字横市、字小園、字宮本、字天神本、字西光寺、 字西原、字中高辻、字下高辻、字瀬戸窪、字洲津野、字上高辻、字長岸、字反ノ木、 字南谷、字浮地、字下定上、字馬飼代、字蓬原、字桑木原及び字上定上並びに字源八 米、字梅木畑、字北長嶺及び字南長嶺の各一部に限る。)、栄(字南沖及び字西沖並び に字若林、字八窪、字苗床、字杉山、字東沖及び字遠見塚の各一部を除く。)、合生、 野々島(字沖野及び字笹原の一部を除く。)、御代志(字八角、字木原及び字辻山並び に字東海道、字大窪、字沖野、字蛙石及び字黒木の各一部を除く。) 及び上生に限る。)、 玉名郡玉東町、同郡南関町(大字相谷、大字肥猪町、大字肥猪、大字東豊永、大字下 坂下、大字小原(字中山、字壱町田、字五反田及び字尾樽並びに字大平及び字四ツ山 の各一部を除く。)、大字西豊永(字鳴川、字十王、字請地、字塔ノ下、字四ツ山、字 中ノ尾、字大浦、西五反田、字原、字厚迫田、字北井川、字次郎丸、字永浦、字穴ノ 下、字樫木、字立屋敷、字大迫原、字四王原、字大迫井川、字来光寺、字楠木及び字 潜迫の一部に限る。)、大字上坂下(字水洗、字金剛寺、字中野間、字沸知切、字松ヶ 浦、字三反田、字宮倉及び字星ノ原並びに字東原、字大久保、字西原、字野間及び字 月ノ原の各一部を除く。)、大字四ツ原(字豊後浦及び字大原の各一部を除く。)及び大 字長山(字小岱山及び境田の一部に限る。)に限る。)、同郡長洲町、同郡和水町及び菊 池郡大津町(大字大津(字北楽善、字八窪、字西弥護免及び字東弥護免の各一部に限 る。)、大字室(字桜山及び字狐平の各一部に限る。)、大字高尾野(字高尾野、字八窪、 字下り山及び字平成の各一部に限る。)、大字平川(字水落、字宮本、字葉山、字御所 原、字年神、字猿渡、字小屋、字水迫、字亀甲、字中原、字大谷、字穴迫、字高尾、 字一の迫、字天神、字一丁畑、字中島、字局水、字荻の尾、字傾城ヶ平、字姥ヶ平、 字池の迫、字松の本、字新八原及び字高良並びに字作分及び字平出の各一部に限る。)、 大字古城(字下後迫、字西原、字中後迫、字中原、字上後迫、字東迎鶴、字西迎鶴、 字一番東原、字二番東原、字三番東原、字四番東原、字五番東原及び字六番東原の一 部に限る。)、大字真木、大字矢護川及び大字杉水に限る。)

白川

熊本県の区域のうち、熊本市中央区(安政町、井川淵町、板屋町、魚屋町、内坪井 町、大江本町、大江、岡田町、帯山一丁目、帯山二丁目、帯山四丁目、上通町、辛島 町、河原町、鍛冶屋町、上鍛冶屋町、上林町、川端町、北千反畑町、京町本丁、京町、 九品寺、黒髪、草葉町、慶徳堀町、国府一丁目、国府三丁目、国府四丁目、国府本町、 子飼本町、紺屋今町、紺屋阿弥陀寺町、紺屋町、呉服町、米屋町、小沢町、古城町、 壺川、琴平、琴平本町、桜町、細工町、島崎一丁目、新大江、新鍛冶屋町、新屋敷、 新市街、下通、城東町、新町、十禅寺町、十禅寺一丁目、水前寺一丁目、水前寺三丁 目、水前寺四丁目、菅原町、水道町、船場町下一丁目、船場町二丁目から船場町三丁 目まで、段山本町、中央街、千葉城町、坪井、手取本町、渡鹿一丁目から渡鹿七丁目 まで、通町、中唐人町、西子飼町、西阿弥陀寺町、西唐人町、二の丸、白山、花畑町、 萩原町、八王子町、春竹町大字春竹、東子飼町、東阿弥陀寺町、古川町、古京町、古 桶屋町、古大工町、平成、本荘、本丸、本荘町、松原町、南熊本、南千反畑町、南坪 井町、宮内、妙体寺町、迎町、室園町、本山、本山町、薬園町、弥生町、山崎町、横 紺屋町、万町、世安町及び練兵町並びに出水一丁目、出水五丁目から出水七丁目、帯 山三丁目、帯山五丁目、帯山七丁目及び国府二丁目、水前寺二丁目、水前寺五丁目及 び水前寺公園の各一部に限る。)、熊本市東区(石原町、石原、小山一丁目、小山六丁 目、鹿帰瀬町、神園、上南部町、上南部、御領、下南部、新南部、渡鹿八丁目から渡 鹿九丁目まで、長嶺東七丁目から長嶺東九丁目まで、中江町、西原、八反田、平山町、 保田窪、保田窪本町、弓削町及び吉原町並びに小山町、小山二丁目から小山五丁目ま で、小山七丁目、長嶺西一丁目から長嶺西三丁目まで及び長嶺東一丁目から長嶺東六 丁目までの各一部に限る。)、熊本市西区(池亀町、池田、池上町、小島、小島上町、 小島下町、沖新町、春日、上熊本、上代、上高橋、河内町大多尾、河内町面木、河内 町河内、河内町白浜、河内町岳、河内町東門寺、河内町野出、河内町船津、島崎二丁 目から島崎七丁目まで、城山大塘、城山上代町、城山下代、城山半田、城山薬師、新 土河原、新港、高橋町、田崎町、田崎本町、田崎、谷尾崎町、津浦町、出町、戸坂町、 中原町、中島町、二本木、野中、花園、稗田町、松尾町上松尾、松尾町近津、松尾町 平山、八島町、八島、横手及び蓮台寺に限る。)、熊本市南区(薄場町、薄場、江越、 上ノ郷、十禅寺二丁目から十禅寺三丁目まで、田迎一丁目から田迎四丁目まで、近見 町、近見一丁目から近見四丁目まで、野口、野口町、平田及び馬渡並びに荒尾町、荒 尾一丁目から三丁目まで、島町一丁目から五丁目まで、出仲間一丁目、田迎六丁目、 近見五丁目、近見六丁目、流通団地一丁目及び流通団地二丁目の各一部に限る。)、熊 本市北区(麻生田、改寄町、和泉町、兎谷、打越町、大窪、大鳥居町、梶尾町、鹿子 木町、釜尾町、北迫町、黒髪町大字坪井、楠、楠野町、小糸山町、清水亀井町、清水 新地、清水東町、清水本町、清水岩倉、清水町大字打越、清水町大字松崎、清水町大 字室園、清水万石、下硯川、下硯川町、硯川町、龍田陣内、龍田町弓削、龍田弓削、 龍田、高平、太郎迫町、鶴羽田町、鶴羽田、徳王町、徳王、西梶尾町、楡木、乗越ヶ 丘、八景水谷、飛田町、飛田、万楽寺町、貢町、武蔵ケ丘、明徳町、山室、四方寄町 及び立福寺町に限る。)、阿蘇市(一の宮町手野(字北山の一部に限る。)、一の宮町中 通(字北山の一部に限る。)、一の宮町荻の草、一の宮町北坂梨(字波野原に限る。)、 一の宮町三野(字小柏及び字白木山の一部に限る。)、西小園(字端辺に限る。)、西湯 浦(字深葉及び字端辺の一部に限る。)、狩尾(字端辺及び字大鶴に限る。)、跡ヶ瀬(字 端辺に限る。)、的石(字端辺に限る。)、阿蘇深葉国有林、山田(字道休、字茗ヶ原及 び字不津原に限る。)、波野大字波野、波野大字赤仁田、波野大字小園、波野大字小池 野、波野大字新波野、波野大字中江及び波野大字滝水を除く。)、合志市(福原(字下 小塚、字飯高、字井手下、字井手向、字井手筋、字小塚、字象迫、字中井手、字尾起 及び字南尾起並びに字宮ノ上、字松ヶ辻、字下松ヶ辻、字蛇塚及び字中小塚の各一部 に限る。)、竹迫(字桜山の一部に限る。)、幾久富(字山下、字飯高、字上沖野、字中 沖野、字下沖野、字八丁谷、字池尻、字健山、字舟入及び字桜山の一部に限る。)、豊 岡(字上境目、字下境目、字南拾町、字須屋久保、字嘉一米、字すずかけ台、字笹原、 字拾三町、字大摩原、字山尻、字上八久保、字下八久保、字北拾町、字小池ノ上、字 三町五反、字拾八町、字下屋敷、字二町五反、字群前、字上屋敷、字八丁杉、字町上、 字町下及び字泉ヶ丘並びに字源八米、字梅木畑、字北長嶺及び字南長嶺の各一部に限 る。)、栄(字南沖及び字西沖並びに字若林、字八窪、字苗床、字杉山、字東沖及び字 遠見塚の各一部に限る。)、須屋、野々島(字沖野及び字笹原の一部に限る。)及び御代 志(字八角、字木原及び字辻山並びに字東海道、字大窪、字沖野、字蛙石及び字黒木 の各一部に限る。) に限る。)、菊池郡大津町(大字外牧、大字錦野、大字岩坂、大字瀬 田、大字大林、大字吹田、大字森、大字陣内、大字町、大字下町、大字中島、大字大 津(字土井の内、南楽善、字七番町屋、字八番町屋、字九番町屋、字拾番町屋、字拾 壱番町屋、字拾弐番町屋、字拾参番町屋、字西嶽、字松古閑、字拾六番町屋、字拾七 番町屋、字前田、字門出、字鍛冶ノ上、字上鶴、字立石、字西大山内、字東大山内、 字東畦原、字西畦原、字後迫、字下井迫、字中井迫、字上井迫及び字合志ヶ水並びに 字北楽善、字八窪、字西弥護免及び字東弥護免の各一部に限る。)、大字室(字門出、 字新田、字猫尾、字東迫尻、字西迫尻、字西鶴、字南出口、字北出口、字三郎松、字 西道免及び字東道免並びに字桜山及び字狐平の各一部に限る。)、大字灰塚、大字新、 大字引水、大字高尾野(字西高尾野、字東高尾野及び字猪郷谷並びに字平成、字高尾 野、字八窪及び字下り山の各一部に限る。)、大字平川(字作分及び字平出の各一部に 限る。) 及び大字古城(字六番東原の一部に限る。) に限る。)、同郡菊陽町、阿蘇郡高 森町(大字高森、大字上色見及び大字色見に限る。)、同郡西原村(大字鳥子及び大字 小森(字風当、字風当鶴、字大切畑、字大切畑鶴、字後迫、字上中尾別、字桑鶴、字 土橋、字袴野鶴、字外村、字塩井社、字北袴野向、字古妙見、字大峰、字畑村及び字 畑鶴に限る。)に限る。)及び同郡南阿蘇村

緑川

熊本県の区域のうち、熊本市中央区(出水二丁目から出水四丁目まで、出水八丁目、 帯山六丁目、帯山八丁目、帯山九丁目、上京塚町、上水前寺、神水本町、神水、水前 寺六丁目及び東京塚町並びに出水一丁目、出水五丁目から出水七丁目まで、帯山三丁 目、帯山五丁目、帯山七丁目、国府二丁目、水前寺二丁目、水前寺五丁目及び水前寺 公園の各一部に限る。)、熊本市東区(秋津新町、秋津町秋田、秋津町沼山津、秋津、 画図東、画図町字大字上無田、画図町大字重富、画図町大字下江津、画図町大字下無 田、画図町大字所島、江津、榎町、尾ノ上、小峯、京塚本町、健軍本町、健軍、湖東、 栄町、桜木、佐土原、三郎、下江津、昭和町、新生、新外、水源、月出、戸島本町、 戸島町、戸島、戸島西、長嶺南、錦ケ丘、沼山津、花立、東野、東本町、広木町、東 町、南町、山ノ内、山ノ神及び若葉並びに小山町、小山二丁目から小山五丁目まで、 小山七丁目、長嶺西一丁目から長嶺西三丁目まで及び長嶺東一丁目から長嶺東六丁目 までの各一部に限る。)、熊本市南区(会富町、出仲間二丁目から出仲間九丁目まで、 今町、海路口町、内田町、奥古閑町、刈草、川口町、川尻、幸田、護藤町、合志、白 藤、白石町、砂原町、銭塘町、田井島、田迎町大字田井島、田迎町大字良町、田迎五 丁目、近見七丁目から近見九丁目まで、土河原町、鳶町、中無田町、並建町、野田、 畠口町、八分字町、浜口町、日吉、孫代町、南高江町、南高江、御幸笛田町、御幸笛 田、御幸木部町、御幸木部、御幸西無田町、御幸西、美登里町、無田口町、元三町、 元三町一丁目から元三町五丁目まで、八幡、良町、富合町榎津、富合町大町、富合町 御船手、富合町硴江、富合町上杉、富合町清藤、富合町木原、富合町小岩瀬、富合町 莎崎、富合町古閑、富合町国町、富合町菰江、富合町志々水、富合町釈迦堂、富合町 新、富合町杉島、富合町田尻、富合町西田尻、富合町平原、富合町廻江、富合町南田 尻、城南町赤見、 城南町阿高、城南町碇、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、 城南町坂野、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町陳内、城南町高、城南 町千町、城南町築地、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町 藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田及び城南町鰐瀬並びに荒尾町、荒尾一丁 目から荒尾三丁目まで、島町一丁目から島町五丁目まで、出仲間一丁目、田迎六丁目、 近見五丁目、近見六丁目、流通団地一丁目及び流通団地二丁目の各一部に限る。)、八 代市(鏡町下有佐、鏡町有佐、鏡町中島、鏡町下村、鏡町上鏡、鏡町鏡村、鏡町内田、 鏡町鏡、鏡町芝口、鏡町野崎、鏡町宝出、鏡町両出、鏡町貝洲、鏡町塩浜、鏡町北新 地、東陽町北、東陽町南、東陽町小浦、東陽町河俣、泉町下岳、泉町栗木、泉町柿迫 (字谷尻、字永迫、字白岩戸、字清水の本、字飛石、字日当、字糸原、字丸ノ尾、字 日添、字樋口、字上の門、字堂の園、字大之迫、字コブルイ谷、字桂原、字筒井、字 竹のヘラ、字二重、字深瀬、字佐別当、字打越、字中村、字上村、字原越、字川間、 字深山、字板木谷、字川口、字中松原、字木場、字中島、字肥後平、字川屋谷、字八 本、字榎追、字一ツ氏、字筒井谷、字横手、字白山、字中畑、字岩屋迫、字日奈谷、 字水溜、字池の原、三ツノ尾、字赤仁田、字梅木谷、字内桑、字桑鶴、字椎原、字長 藪、字扇の藪、字花の尾、字雲の屋敷、字松の本、字セメ、字笹越、字岩奥、字銭蒔 及び字三ツ目谷に限る。)に限る。)、宇土市、宇城市、下益城郡一円、阿蘇郡西原村(大 字河原、大字布田、大字宮山及び大字小森(字万徳原、字茗ヶ迫、字仲鶴、字箕ノ平、 字葉山、字堤下、字前鶴、字小東、字北原、字新所、字西原、字下原、字下新所、字 下新所原、字溜池、字谷及び字鼈形山に限る。)に限る。)、上益城郡御船町、同郡嘉島 町、同郡益城町、同郡甲佐町、同郡山都町(伊勢、今、大野、大見口、柏、上差尾、

神ノ前、塩出迫、塩原、下山、白石、菅尾、高辻、高畑、滝上、橘、玉目、長崎、長谷、二瀬本、八木、花上、東竹原、二津留、方ケ野、馬見原、柳井原、柳及び米迫を除く。)及び八代郡一円

球磨川

熊本県の区域のうち、八代市(鏡町下有佐、鏡町有佐、鏡町中島、鏡町下村、鏡町 上鏡、鏡町鏡村、鏡町内田、鏡町鏡、鏡町芝口、鏡町野崎、鏡町宝出、鏡町両出、鏡 町貝洲、鏡町塩浜、鏡町北新地、東陽町北、東陽町南、東陽町小浦、東陽町河俣、泉 町下岳、泉町栗木、泉町柿迫(字谷尻、字永迫、字白岩戸、字清水の本、字飛石、字 日当、字糸原、字丸ノ尾、字日添、字樋口、字上の門、字堂の園、字大之迫、字コブ ルイ谷、字桂原、字筒井、字竹のヘラ、字二重、字深瀬、字佐別当、字打越、字中村、 字上村、字原越、字川間、字深山、字板木谷、字川口、字中松原、字木場、字中島、 字肥後平、字川屋谷、字八本、字榎迫、字一ツ氏、字筒井谷、字横手、字白山、字中 畑、字岩屋迫、字日奈谷、字水溜、字池の原、三ツノ尾、字赤仁田、字梅木谷、字内 桑、字桑鶴、字椎原、字長藪、字扇の藪、字花の尾、字雲の屋敷、字松の本、字セメ、 字笹越、字岩奥、字銭蒔及び字三ツ目谷に限る。)を除く。)、人吉市、水俣市、葦北郡 一円、球磨郡錦町(大字一武(木上大平国有林、一武大平国有林、西大平国有林及び 丸塚国有林の各一部に限る。)を除く。)、同郡多良木町(大字槻木を除く。)、同郡湯前 町、同郡水上村、同郡相良村、同郡五木村、同郡山江村、同郡球磨村及び同郡あさぎ り町(皆越(字葛石、字松煙小屋及び字野地ノ萩並びに字八ノ峯、丸塚国有林及び白 髪岳国有林の各一部に限る。) を除く。)

宮崎県の区域のうち、えびの市(大字榎田字北野、大字東川北(字黒原、字寺薗及び字彦山に限る。)、大字大明司(字六本原及び字山神原に限る。)、大字坂元(字北木場に限る。)、大字西川北(字内小野、字山口、字小原東及び字向之原に限る。)、大字内堅(字宮平、字中追、字松尾、字木場田、字大河平及び字後平に限る。)及び大字昌明寺(字矢岳、字山尾及び字小鹿倉に限る。)に限る。)

鹿児島県の区域のうち、伊佐市(大口青木(字不ケサノロ、字白毛ノ段及び字野下口の各一部に限る。)に限る。)

大分川

大分県の区域のうち、大分市(青葉台一丁目から青葉台四丁目まで、青葉町、明野高尾一丁目から明野高尾四丁目まで、明野西二丁目、大字生石、生石一丁目から生石五丁目まで、生石港町一丁目、生石港町二丁目、泉町、大字市、今津留一丁目から今津留三丁目まで、岩田町一丁目から岩田町四丁目まで、大字上野、上野丘一丁目、上野丘二丁目、上野丘西、上野丘東、上野町、大字荏隈、王子北町、王子新町、王子中町、王子西町、王子町、王子港町、王子南町、王子山の手町、大字大分、大州浜一丁目、大州浜二丁目、大津町一丁目から大津町三丁目まで、大手町一丁目から大手町三丁目まで、大道町一丁目から大道町五丁目まで、大字岡川、大字奥田、大字鴛野、大字鬼崎、大字小野鶴、小野鶴南一丁目、小野鶴南二丁目、大字賀来、賀来北一丁目から賀来北三丁目まで、賀来西一丁目、賀来西二丁目、賀来南一丁目から賀来南三丁目まで、大字片島、かたしま台一丁目からかたしま台三丁目まで、金池町一丁目から金池町五丁目まで、金池南一丁目、金池南二丁目、要町、大字金谷迫、大字上宗方、大

字木上、季の坂一丁目から季の坂三丁目まで、希望が丘一丁目、希望が丘二丁目、大 字ロ戸、顕徳町一丁目から顕徳町三丁目まで、古ケ鶴一丁目、古ケ鶴二丁目、大字国 分、国分新町、寿町、桜ケ丘、敷戸北町、敷戸新町、敷戸台一丁目、敷戸台二丁目、 敷戸西町、敷戸東町、敷戸南町、大字下郡、下郡北一丁目から下郡北三丁目まで、下 郡中央一丁目から下郡中央三丁目まで、下郡東一丁目、下郡東二丁目、下郡南一丁目 から下郡南五丁目まで、下郡山の手、大字下宗方、城東町、城崎町一丁目から城崎町 三丁目まで、新貝、新春日町一丁目、新春日町二丁目、新川町一丁目、新川町二丁目、 新栄町、新町、末広町一丁目、末広町二丁目、住吉町一丁目、住吉町二丁目、大字勢 家、勢家町一丁目から勢家町四丁目まで、星和台一丁目、星和台二丁目、碩田町一丁 目から碩田町三丁目まで、大字千歳、大字寒田、高江北一丁目、高尾台一丁目、高尾 台二丁目、大字高崎、高崎一丁目から高崎四丁目まで、高砂町、高城新町、高城西町、 大字高瀬、大字田尻、大字駄原、大字田原、大字玉沢、田室町、大字旦野原、中央町 一丁目から中央町四丁目まで、千代町一丁目から千代町四丁目まで、大字津守、大字 津留、大字東院、東野台一丁目から東野台三丁目まで、豊海一丁目から豊海五丁目ま で、大字中尾、中春日町、中島中央一丁目から中島中央三丁目まで、中島西一丁目か ら中島西三丁目まで、中島東一丁目から中島東三丁目まで、中津留一丁目、中津留二 丁目、長浜町一丁目から長浜町三丁目まで、荷揚町、大字西明野、西大道一丁目から 西大道四丁目まで、にじが丘一丁目からにじが丘三丁目まで、西春日町、錦町一丁目 から錦町三丁目まで、西新地一丁目、西新地二丁目、大字西ノ洲、西浜、大字野田、 萩原一丁目から萩原四丁目まで、萩原緑町、大字畑中、大字羽田、花津留一丁目、花 津留二丁目、はなの森、浜の市一丁目、浜の市二丁目、大字羽屋、原新町、東大道一 丁目から東大道三丁目まで、東春日町、東津留一丁目、東津留二丁目、東浜一丁目、 東浜二丁目、日吉町、大字平横瀬、藤の台、富士見が丘西一丁目から富士見が丘西四 丁目まで、富士見が丘東一丁目から富士見が丘東五丁目まで、府内町一丁目から府内 町三丁目まで、大字豊饒、大字古国府、弁天一丁目から弁天四丁目まで、芳河原台、 舞鶴町一丁目から舞鶴町三丁目まで、大字曲、大字牧、牧一丁目から牧三丁目まで、 牧上町、牧緑町、大字光吉、緑が丘一丁目から緑が丘五丁目まで、南春日町、南津留、 都町一丁目から都町四丁目まで、大字宮崎、大字宮苑、大字三芳、大字廻栖野、元町、 大字八幡、豊町一丁目、豊町二丁目、大字横瀬、大字永興、六坊北町、六坊南町、大 字今市、大字入蔵、大字太田、大字上詰、大字沢田、大字下原、大字高原、大字竹矢、 大字辻原、大字荷尾杵、大字野津原及び大字福宗並びに大字上判田及び大字神崎の各 一部に限る。)、別府市(大字内成及び大字東山並びに大字別府及び大字浜脇の各一部 に限る。)、竹田市(久住町大字仏原、直入町大字上田北及び直入町大字下田北並びに 久住町大字有氏、久住町大字栢木、直入町大字神堤及び直入町大字長湯の各一部に限 る。)、豊後大野市(朝地町梨小及び大野町藤北の各一部に限る。)、由布市(庄内町阿 蘇野、湯布院町塚原、湯布院町川上及び湯布院町川西の各一部を除く。)、玖珠郡九重 町(大字野上及び大字田野の各一部に限る。)及び同郡玖珠町(大字日出生の一部に限 る。)

大野川

熊本県の区域のうち、阿蘇市(一の宮町北坂梨(字波野原に限る。)、一の宮町三野(字小柏及び字白木山の一部に限る。)、波野大字波野、波野大字赤仁田、波野大字小園、波野大字小池野、波野大字新波野、波野大字中江及び波野大字滝水に限る。)、阿蘇郡産山村及び同郡高森町(大字津留、大字尾下、大字河原及び大字野尻(字小津留尾立、字畑、字石湯ノ本、字後田、字長追、字札峠、字板伏、字仁田、字下城ヶ谷、字東長藪、字山理谷、字北長藪、字長藪、字後谷、字東城ヶ谷、字石原、字野尻、字広追、字胡桃原、字追窪、字向田、字下立岩、字上立岩、字灰迫、字中尾羽根、字佛ノ辻、字後追、字小津留、字後口、字向津留、字山ノ脇、字深追、字川地、字城ヶ谷、字下山中、字松ノ本、字仁田山、字辻原、字上長迫、字下長迫、字下蜂ノ窪、字上蜂ノ窪、字上赤追、字下赤迫、字上帝ノ本、字下笹ノ本、字西赤迫及び字上堀ノ口に限る。)に限る。)

大分県の区域のうち、大分市(大字青崎、青崎一丁目、青崎二丁目、大字丹川、明 野北一丁目から明野北五丁目まで、明野西一丁目、明野東一丁目から明野東五丁目ま で、明野南一丁目から明野南三丁目まで、曙台一丁目から曙台四丁目まで、大字安藤、 大字家島、大字一木、大字市尾、大字一の洲、大字猪野、恵比寿町、王ノ瀬一丁目、 王ノ瀬二丁目、大分流通業務団地一丁目から大分流通業務団地三丁目まで、大字大在、 大在北一丁目から大在北四丁目まで、大在中央一丁目、大在中央二丁目、大在浜一丁 目、大在浜二丁目、大字大津留、大字奥、大字乙津、乙津町、乙津港町一丁目、乙津 港町二丁目、大字小中島、小中島一丁目から小中島三丁目まで、大字海原、大字葛木、 大字上戸次、大字河原内、大字北、北鶴崎一丁目、北鶴崎二丁目、京が丘南一丁目か ら京が丘南三丁目まで、大字久土、大字久原、久原北、久原中央一丁目から久原中央 四丁目まで、久原南一丁目、久原南二丁目、大字毛井、けやき台一丁目からけやき台 四丁目まで、大字小池原、公園通り一丁目から公園通り五丁目まで、公園通り西一丁 目、公園通り西二丁目、小佐井一丁目から小佐井三丁目まで、大字坂ノ市、坂ノ市中 央一丁目から坂ノ市中央五丁目まで、坂ノ市西一丁目、坂ノ市西二丁目、坂ノ市南一 丁目から坂ノ市南四丁目まで、大字迫、大字里、里一丁目から里三丁目まで、大字佐 野、汐見一丁目、汐見二丁目、大字志村、志村一丁目、志村二丁目、大字下徳丸、大 字下判田、庄境、大字城原、須賀一丁目、須賀二丁目、大字杉原、大字関園、高江北 二丁目、高江中央一丁目から高江中央三丁目まで、高江西一丁目、高江西二丁目、高 江南一丁目から高江南三丁目まで、高城本町、高城南町、高松一丁目、高松二丁目、 高松東一丁目から高松東三丁目まで、大字竹下、竹下一丁目、竹下二丁目、大字竹中、 大字種具、大字辻、大字常行、大字角子原、角子原一丁目、角子原二丁目、角子南一 丁目、角子南二丁目、大字鶴崎、大字鶴瀬、寺崎町一丁目、寺崎町二丁目、徳島一丁 目から徳島三丁目まで、中鶴崎一丁目、中鶴崎二丁目、仲西町一丁目、仲西町二丁目、 大字中ノ州、大字中判田、大字中戸次、西鶴崎一丁目から西鶴崎三丁目まで、大字丹 生、望みが丘、大字萩尾、大字端登、花江川、花高松一丁目から花高松三丁目まで、 大字浜、浜中、原川一丁目から原川三丁目まで、日岡一丁目から日岡三丁目まで、大 字東明野、大字東上野、東鶴崎一丁目から東鶴崎三丁目まで、ひばりケ丘一丁目から

ひばりケ丘五丁目まで、大字日吉原、法勝台一丁目から法勝台三丁目まで、大字細、 大字松岡、松原町一丁目から松原町三丁目まで、大字政所、政所一丁目、政所二丁目、 大字丸亀、大字三佐、三佐一丁目から三佐六丁目まで、三川上一丁目から三川上四丁 目まで、三川下一丁目から三川下三丁目まで、三川新町一丁目、三川新町二丁目、大 字皆春、大字南、南鶴崎一丁目から南鶴崎三丁目まで、大字宮尾、大字宮河内、向原 沖一丁目から向原沖三丁目まで、向原西一丁目、向原西二丁目、向原東一丁目、向原 東二丁目、大字森、大字森町、山津町一丁目、山津町二丁目、大字屋山、大字横尾、 大字横田、横田一丁目、横田二丁目、横塚一丁目、横塚二丁目及び大字吉野原並びに 大字上判田、大字木田、大字福良、大字広内、大字下戸次、大字志津留及び大字月形 の各一部に限る。)、臼杵市(野津町大字野津市、野津町大字原、野津町大字宮原、野 津町大字王子、野津町大字山頭、野津町大字垣河内、野津町大字泊、野津町大字清水 原、野津町大字岩屋、野津町大字白岩、野津町大字落谷、野津町大字前河内、野津町 大字吉田、野津町大字秋山、野津町大字西畑、野津町大字東谷、野津町大字柚野木、 野津町大字西寒田、野津町大字千塚、野津町大字鳥嶽及び野津町大字藤小野並びに野 津町大字福良木、野津町大字老松、野津町大字都原及び野津町大字亀甲の各一部に限 る。)、竹田市(久住町大字仏原、直入町大字上田北及び直入町大字下田北並びに久住 町大字有氏、久住町大字栢木、直入町大字神堤及び直入町大字長湯の各一部を除く。) 及び豊後大野市(三重町山部並びに朝地町梨小及び大野町藤北の各一部を除く。)

番匠川

大分県の区域のうち、大分市(大字一尺屋、大字大平、大字木佐上、大字神崎、大字志生木、大字白木、大字佐賀関及び大字馬場並びに大字木田、大字福良、大字広内、大字下戸次、大字志津留及び大字月形の各一部に限る。)、佐伯市(宇目大字重岡、宇目大字大平、宇目大字塩見園、宇目大字河内、宇目大字千束、宇目大字小野市、宇目大字南田原、宇目大字木浦内及び宇目大字木浦鉱山を除く。)、臼杵市(野津町大字野津市、野津町大字原、野津町大字宮原、野津町大字王子、野津町大字山頭、野津町大字指、野津町大字泊、野津町大字首、野津町大字岩屋、野津町大字白岩、野津町大字落谷、野津町大字前河内、野津町大字吉田、野津町大字村、野津町大字西畑、野津町大字東谷、野津町大字神野木、野津町大字西寒田、野津町大字千塚、野津町大字鳥嶽及び野津町大字藤小野並びに野津町大字福良木、野津町大字老松、野津町大字都原及び野津町大字幕中の各一部を除く。)、津久見市及び豊後大野市(三重町山部に限る。)

北川

大分県の区域のうち、佐伯市(宇目大字重岡、宇目大字大平を除く。)、宇目大字塩 見園、宇目大字河内、宇目大字千束、宇目大字小野市、宇目大字南田原、宇目大字木 浦内及び宇目大字木浦鉱山に限る。)

宮崎県の区域のうち、延岡市(須佐町、川島町、白石町、追内町、神戸町、東海町、水尻町、熊野江町、須美江町、浦城町、安井町、島浦町、無鹿町、稲葉崎町、大峡町、差木野町、鹿小路、北浦町古江、北浦町市振、北浦町宮野浦、北浦町三川内、北川町川内名(字土々呂ケ内山、字荒木ケ内、字八本木山、字ウドミ谷山、字岩ズリ、字木山ケ内山、字三里河原山、字小積谷山、字大崩山、字小野原山、字奥巻山、字茶ノ木

	原、字落水山、字鹿無ケ内山及び字大ヒメ山に限る。)及び北川町長井に限る。)
五ヶ瀬川	熊本県の区域のうち、阿蘇郡高森町(大字草部、大字芹口、大字菅山、大字永野原、大字下切、大字中、大字矢津田及び大字野尻(字蔵地谷、字初馬谷、字松尾、字横道、字越来、字井ノ上、字森ノ上、字参川、字山ノ上、字水上、字樽ヶ迫、字辻山、字蔵地、字馬場下、字上中山、字道地、字一枚畠、字下穴迫、字境ノ迫、字境ノ松、字東ヶ迫、字柏ノ木原、字上穴迫、字近道原、字鳥越、字馬立、字大内及び字国見山に限る。)に限る。)及び上益城郡山都町(伊勢、今、大野、大見口、柏、上差尾、神ノ前、塩出迫、塩原、下山、白石、菅尾、高辻、高畑、滝上、橘、玉目、長崎、長谷、二瀬本、八木、花上、東竹原、二津留、方ケ野、馬見原、柳井原、柳及び米迫に限る。)宮崎県の区域のうち、延岡市(須佐町、川島町、白石町、追内町、神戸町、東海町、水尻町、熊野江町、須美江町、浦城町、安井町、島浦町、無鹿町、稲葉崎町、大峡町、差木野町、鹿小路、北浦町市振、北浦町古江、北浦町宮野浦、北浦町三川内、北川町川内名(字土々呂ケ内山、字荒木ケ内、字八本木山、字ウドミ谷山、字岩ズリ、字木山ケ内山、字三里河原山、字小積谷山、字大崩山、字小野原山、字奥巻山、字茶ノ木原、字落水山、字鹿無ケ内山及び字大ヒメ山に限る。)及び北川町長井を除く。)及び
一ツ瀬川	西臼杵郡一円 宮崎県の区域のうち、宮崎市(佐土原町石崎、佐土原町下田島、佐土原町上田島、佐土原町下那珂、佐土原町東上那珂、佐土原町西上那珂及び佐土原町下富田に限る。)、日向市(東郷町下三ケ(字葛籠内、字倉谷、字矢櫃、字凉松、字児洗、字黒松、字田口原、字宝瀬ノ内、字中水流、字八ツ山、字鹿文字山、字柳原、字一松露、字雪車塚、字龍馬、字下村、字中村、字上村、字崩レ及び字菫ケ窪に限る。)に限る。)、西都市、児湯郡一円、東臼杵郡椎葉村(大字大河内(字中山、字栂尾、字尾崎、字吐野々、字大薮、字大桑木、字丸野、字平、字城、字大河内、字野々首及び字矢立に限る。)に限る。)及び同郡美郷町(南郷神門、南郷水清谷、南郷鬼神野、南郷中渡川、南郷上渡川及び南郷山三ケに限る。)
大淀川	熊本県の区域のうち、球磨郡多良木町(大字槻木に限る。)及び同郡あさぎり町(皆越(字八ノ峯、字小野及び白髪岳国有林の各一部に限る。)に限る。) 宮崎県の区域のうち、宮崎市(佐土原町石崎、佐土原町下田島、佐土原町上田島、佐土原町下那珂、佐土原町東上那珂、佐土原町西上那珂及び佐土原町下富田を除く。)、都城市、小林市、北諸県郡一円、西諸県郡一円及び東諸県郡一円 鹿児島県の区域のうち、曽於市(財部町南俣、財部町北俣、財部町下財部、末吉町諏訪方(字新留の一部に限る。)、末吉町深川及び末吉町南之郷(字寺山、字見帰、字原村、字豊留、字大路及び字坂元並びに字檍及び字中原の各一部を除く。)に限る。)
川内川	熊本県の区域のうち、球磨郡錦町(大字一武(木上大平国有林、一武大平国有林、西大平国有林及び丸塚国有林の各一部に限る。)に限る。)及び同郡あさぎり町(皆越(字葛石、字松煙小屋及び字野地ノ萩並びに字八ノ峯、丸塚国有林及び白髪岳国有林の各一部に限る。)に限る。) 宮崎県の区域のうち、えびの市(大字榎田字北野、大字東川北(字黒原、字寺薗及

び字彦山に限る。)、大字大明寺(字六本原及び字山神原に限る。)、大字坂元(字北木場に限る。)、大字西川北(字内小野、字山口、字小原東及び字向之原に限る。)、大字内堅(字宮平、字中追、字松尾、字木場田、字大河平及び字後平に限る。)及び大字昌明寺(字矢岳、字山尾及び字小鹿倉に限る。)を除く。)

鹿児島県の区域のうち、阿久根市(島しょを除く。)、出水市(島しょを除く。)、薩摩川内市(島しょを除く。)、伊佐市(大口青木(字不ケサノロ、字白毛ノ段及び字野下口の各一部に限る。)を除く。)、薩摩郡一円、出水郡一円(島しょを除く。)及び姶良郡一円

肝属川から宮 崎県境まで

鹿児島県の区域のうち、鹿屋市(有武町、今坂町、上野町、小野原町、小薄町、海 道町、白水町、高須町、高牧町、天神町、永小原町、根木原町、野里町、浜田町、花 岡町、花里町、船間町、古江町及び古里町を除く。)、曽於市(末吉町諏訪方(字新留 の一部を除く。)、末吉町二之方、末吉町岩﨑及び末吉町南之郷(字寺山、字見帰、字 原村、字豊留、字大路及び字坂元並びに字檍及び字中原の各一部に限る。)、大隅町岩 川、大隅町月野、大隅町坂元、大隅町荒谷、大隅町大谷、大隅町須田木、大隅町恒吉、 大隅町中之内、大隅町境木町、大隅町下窪町、大隅町段中町及び大隅町鳴神町に限 る。)、霧島市(福山町福山(字船木、字大平、字本屋敷、字山下、字白田、字迫田、 字山ノロ、字寺山、字落平、字田ノ平、字荒平口、字播木、字出水、字松木山、字大 田、字磯脇、字海添、字堂ノ前、字柳ノ元、字松原坂、字角ノ谷、字小城平、字イツ ク島、字寺屋敷、字桑水流、字世免、字木場平、字芋山、字前田、字加治屋坂、字菖 蒲田、字宇都口、字市屋敷、字屋籠、字大王坂、字大分野、字谷ノ口、字大廻、字天 神平、字中崎、字熊ノ谷、字這崎、字南園、字坂ノ口、字屋根添、字這崎平、字古城、 字並木添、字勢通し、字人形平、字上ノ茶屋、字猫内、字枯松ヶ谷、字榎田、字田ノ 尻、字田方、字野平、字柿木平、字カラミ、字宮田、字城平、字瀬戸、字麓、字前平、 字クチハ、字上町、字中町、字宮下、字海岸、字軍ヶ尾、字平田、字石原田、字久保 下、字豹ヶ下、字湊、字小河原、字池宇都、字中ノ平、字塚田、字江尻田、字二間瀬 平、字二間瀬、字大坪平、字田尻、字瀬戸口、字猿ハミ、字宇都、字踊石、字片城、 字一本松、字旧城山、字御前水、字高原ヶ陣、字猪久保、字大河内、字黒木越、字楠 平、字中磯、字石ヶ峯、字大水溜、字田ノ平及び字丸尾頭の一部に限る。)、福山町福 地(字境松に限る。)及び福山町佳例川(字辰伴、字作平、字長谷、字イラノ谷、字松 ヶ野、字掛葉ヶ野、字境松、字十文字追、字久保野、字下久保野、字瓶松、字塚ヶ野、 字郷土段、字小平、字西迫、字和田ノ前、字和田、字比前田、字城ヶ尾、字小坂元、 字大屋敷、字次米田、字赤松、字込ノ段、字込山、字井手山、字廣谷、字寺屋敷、字 上村、字宮ノ谷、字イラケ谷、字高松ヶ尾、字池ノ段及び字新村に限る。)を除く。)、 志布志市(島しょを除く。)、曽於郡一円、肝属郡東串良町及び同郡肝付町(野崎、波 見、後田、富山、宮下、前田及び新富に限る。)